

第5回定例会

平成28年12月9日開会

平成28年12月21日閉会

三股町議会議録

三股町議会

目 次

◎第5回定例会

○12月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第72号から議案第86号までの15議案、報告3件、請願1件及び 陳情1件一括上程	4

○12月12日（第2号）

日程第1	一般質問	14
	4番 池邊 美紀君	14
	2番 楠原 更三君	32
	1番 森 正太郎君	55
	10番 池田 克子君	78
	6番 内村 立吉君	88

○12月13日（第3号）

日程第1	一般質問	104
	5番 堀内 義郎君	104
	8番 指宿 秋廣君	115

○12月14日（第4号）

日程第1	総括質疑	134
日程第2	委員会付託	135

○12月21日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	138
日程第2	質疑（議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号）	144
日程第3	討論・採決（議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号）	145
日程第4	意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号一括上程	150

日程第5	意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号の質疑・討論・採決	153
追加日程第1	意見書案第10号上程	157
追加日程第2	意見書案第10号の質疑・討論・採決	158
日程第6	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	158
日程第7	常任委員会の視察研修報告	159
日程第8	議員派遣について	162

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成28年 第5回定例会 (12月)	議案第72号	三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例	可決	12月21日
〃	議案第73号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第74号	三股町税条例等の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第75号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第76号	三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第77号	三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	可決	12月21日
〃	議案第78号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第79号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第80号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	12月21日
〃	議案第81号	平成28年度三股町一般会計補正予算(第4号)	可決	12月21日

平成28年 第5回定例会 (12月)	議案第82号	平成28年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第3号)	可決	12月21日
〃	議案第83号	平成28年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第2号)	可決	12月21日
〃	議案第84号	平成28年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第3号)	可決	12月21日
〃	議案第85号	平成28年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第3号)	可決	12月21日
〃	議案第86号	平成28年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第2号)	可決	12月21日
〃	請願第1号	中小自営業者婦人・家族従業者の人権 保障のため「所得税法第56条の廃止 を求める意見書」の採択を求めること について	継続審査	12月21日
〃	陳情第1号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特別 措置の継続等を求める意見書提出の陳 情	採択	12月21日
〃	意見書案 第7号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担 制度2分の1復元をはかるための、平 成29年度予算に係る意見書(案)	否決	12月21日
〃	意見書案 第8号	地方議会議員の厚生年金制度への加入 を求める意見書(案)	可決	12月21日
〃	意見書案 第9号	「米政策改革」に対する稲作農家の不 安を払拭し経営の安定と担い手経営の 再生産の確保を求める意見書(案)	可決	12月21日
〃	意見書案 第10号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特別 措置の継続等を求める意見書(案)	可決	12月21日
〃	発議第3号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	可決	12月21日
〃	報告第11号	教育に関する事務の管理及び執行状況 の点検・評価の報告について		
〃	報告第12号	専決処分の報告(支払督促申立後の訴 訟(和解)について)		
〃	報告第13号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	(忌引欠席) 福田 新一	1 三股町の農業将来像 (本町の基幹産業の安定化) 働きやすい環境づくり	① 基盤整備の計画とその見直し。 ② 大型機械利用を考慮した農道整備。 ③ 作業効率を考えた本町としての耕作地の見直し。 ④ 産・官・学連携による明るい農業経営への展開。	町 長
		2 上米公園の魅力アップ	計画的な観光施策の充実。 (桜・池・遊園地・パークゴルフ場・樺山城跡+秋の紅葉) ◎各々の魅力を活かし相乗効果を上げ本町の魅力ある観光スポットへ格上げ	教育長
		3 町営五本松団地跡地の構想	現在の進捗状況。	町 長
		4 役場と議会が今後とも に前進するためには	行政改革のあり方にさらなる工夫を。	町 長
2	池邊 美紀	1 人口減少対策について	① 三股町の住みやすさは近隣市と比較してどうか、一覧表を作るべき。 ② 人口減少対策を具体的にどのように進めるか。 ③ 新婚世帯への住宅補助を検討してはどうか。	町 長
		2 小中学校の学力向上について	① より良い学習環境づくりが大切だと思うがエアコン設置が検討できないか。 ② 三股町の教育で学力に関して優れていると言えるものはどのようなものか。	教育長
		3 宿泊施設について	宿泊施設は経済効果が高いとされる。補助金や税制優遇などを含めホテル宿泊施設の誘致を検討すべき。	町 長
		4 ごま農家育成について	地域の特産となっはいるが、まだまだ収量が足りない状況である。今後の対策はあるのか。	町 長

3	楠原 更三	1 学力を伸ばす総合推進事業等について	① みまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究の成果。(3年計画を終えての総括) ② 28年度の全国学力テスト結果の検証結果と今後の対策。(小学校の結果が上昇し、中学校の結果が上昇しない要因等) ③ 三股中学校の魅力化向上への取り組み状況	教育長
		2 小規模特認校について	① 梶山・長田・宮村各小学校の小規模特認校としての各校別の魅力。(保護者が選択する際に「与えられる選択肢」としての魅力) ② 小規模特認校の魅力の周知方法。	教育長
		3 地域づくり推進事業について	みまたん地域づくり推進事業で目指している姿。 (行政側が理想としている完成形) (自治公民館をこの事業の対象外としている理由)	町長
		4 コワーキングスペースとインバウンド推進事業	それぞれの事業の進捗状況。	町長
		5 文化財整備について	① 11月に来町された文化庁職員の動向。 ② 町内にある文化財の標柱や説明板の最近の状況。	町長

4	森 正太郎	1 町営住宅について	<ul style="list-style-type: none"> ① 五本松団地の解体、転居など今後のスケジュールを問う。 ② 移転について、現在の住民に対して十分な説明が行われているか。/行っていくか。 ③ 跡地利用について、住民との積極的な意見交換が必要と考えるがどうか。 ④ 樹木の剪定等、現在の住環境の改善は滞りなく行われているか。 	町 長
		2 地域活性化の施策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 三股町の人口が増加していることについて、どのように認識、評価しているか。 ② ホームページ等による情報発信について、定期的な検証評価が行われているか。 ③ 移住定住特設サイト、ふるさと納税特設サイト、フェイスブックなどへのアクセス状況を問う。 ④ インバウンド対策：外国人を対象とした、本町独自のアピールポイントは何か。 ⑤ 子どもの医療費助成の拡充について、小学校卒業までのすべての児童に対して入院/通院ともに無料にした場合、利用者に一部負担金を求めて助成した場合、歯科等、科目を限定して無料化した場合、それぞれのくらの予算があらたに必要なか。 ⑥ 小規模特認校制度について通学区域外からの転入学の現状を問う。 ⑦ 小規模特認校制度についてスクールバス運行の今後の見通しは。 ⑧ 小規模特認校制度について小規模特認校の魅力を発信する施策をとっているか。 ⑨ M☆ういんぐ（三股駅内多目的ホール）の利用状況について問う。 	町 長

5	池田 克子	1 災害対策について (災害発生時における 避難所運営について)	<p>① 地域防災拠点訓練のマニュアルが作成されているか。</p> <p>② 災害発生時の避難所運営は、地元住民の避難者が大半であることから、その中から代表者を選び避難所の運営組織を作ることになっているが、周知されているか。</p> <p>③ 内閣府の「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針」には、「地域住民も参加する訓練を実施すること」となっているが、避難所設営の訓練実施状況を伺う。</p>	町 長
		2 後期高齢者の医療費 助成について	<p>① はり・きゅう・マッサージ等で助成を受けている後期高齢者の人数と助成額は。</p> <p>② 健康寿命を伸ばす施策として助成の回数をふやせないか。</p>	町 長
6	内村 立吉	1 本町の台風被害について	<p>① 土木（河川や道路）、農業（農地、農業施設、農作物）の被害は何ヶ所あり、被害額はいくらであるか。</p> <p>② 復旧事業（補助金）について伺う。</p>	町 長
		2 農業（農地の売買） について	<p>① 農業従事者（認定農業者、担い手）に売買することが条件ではないか伺う。</p> <p>② 農地の売買について基本的に農業従事者ということで条例を作ったらということについて伺う。</p>	町 長
		3 農業（畜産）について	<p>① 人、牛プランについて伺う。 (1) どのようなことであるか。 (2) 本町の状況はどうであるか。 (3) 今後の頭数、価格はどのようなようであるか。</p> <p>② 全国和牛能力共進会の取組み状況はどうであるか伺う。</p> <p>③ 県畜産枝肉共励会の内容は、前年と比較してどうであるか伺う。</p>	町 長
		4 運動会について	<p>① 全国的に、小中学校の運動会が5月・6月に行われている。本町は、5月・6月の実施について考えていないか伺う。</p>	町 長

7	堀内 義郎	1 災害復旧について	<p>① 9月に被害を引き起こした台風16号について、町道・農道・林道の被害と復旧の進捗は。</p> <p>② 田畑の畦畔や用水路の被害と復旧の進捗は。</p> <p>③ 特に山間部の用水路（樺山用水路 中野地区福留）他の被害が大きかったが、県・町・土地改良区と連携して復旧をどのように進めていくのか。</p>	町長
		2 上之藪池の利活用について	池として機能していないため環境悪化が進み、管理する樺山土地改良区（樺山地域資源保全会）での維持整備が困難な状況である。町と連携して利活用が図れないか。	町長
		3 ハザードマップについて	<p>① 昨年の「水防法等の一部の改正」に伴い、多発する台風や集中豪雨等で、想定を超えた土砂災害や浸水被害への対応を図るため、見直しが必要ではないか。</p> <p>② 周知のため全世帯に配布できないか。</p>	町長
8	指宿 秋廣	1 暮らし支え合い条例の制定について	<p>① 訪問販売の被害の状況は把握しているか。</p> <p>② 条例制定は考えられないか。</p>	町長
		2 町の過去の歴史的資料の保存や展示について	<p>① 展示や預かり等の保管はどのようになっているか。</p> <p>② 梶山城址の計画はどのようになっているか。</p>	教育長
			③ 梶山城址の入り口に資料館の建設は出来ないか。	町長
		3 教育委員会の施設について	<p>① 本町内に教育委員会の管理する施設はどのようなものがどれだけあるか。</p> <p>② 今後建設予定や修復予定はあるか。</p>	教育長
③ 縦割り行政の弊害をなくすためにも、教育委員会に建築の正規職員の配置が必要と考えられるが。	町長			

三股町告示第79号

平成28年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月6日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成28年12月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年12月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第72号から議案第86号までの15議案、報告3件、請願1件及び陳情1件
一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第72号から議案第86号までの15議案、報告3件、請願1件及び陳情1件
一括上程
-

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君 書記 矢部 明美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長補佐	福永 朋宏君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君		

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので報告いたします。また、福祉課長が欠席のため、福永課長補佐が代理出席しておりますので報告いたします。

それでは、ただいまから平成28年第5回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、楠原君、10番、池田さんの2名を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（福永 廣文君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿議会運営委員長。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る12月6日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成28年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に付議されました案件は、条例の制定2件及び改正7件、平成28年度補正予算6件、請願1件、陳情1件の計17件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期日程は、本日から12月21日までの13日間とすることに決定しました。日程の詳細等については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案3件及び発議1件が提出されており、本日の全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に提案することといたしました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの13日間とすることにし、また、意見書案3件及び発議1件が提出されており、本日、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの13日間とすることに決しました。

また、意見書案3件及び発議1件については、本日、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することに決しました。

日程第3. 議案第72号から議案第86号までの15議案、報告3件、請願1件及び陳情

1件一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第72号から議案第86号までの15議案、報告3件、請願1件及び陳情1件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成28年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第72号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、独立して仕事を行う共有の場及び情報交流の場を整備し、施設の名称を三股町まち・ひと・しごと情報交流センターと定めるとともに、地方自治法第244条の2の規定に基づき、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第73号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの使用料について追加しようとするもので、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号「三股町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の公布及び所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第8条の規定による外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）の改正等に伴い、三股町税条例等について所要の改正措置を講じるものであります。

改正の主な内容としましては、平成28年度、平成29年度に新たに設置された太陽光発電設備について、新たに課税されることになった年度から3年度分の固定資産税減免を特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものであります。

次に、議案第75号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第76号「三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、センターに置く職員の役職名を削り、必要な職員を置くとする等の変更に伴い、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第77号「三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会に関する法律の改正に伴い、選挙及び選任による委員から市町村長が議会の同意を得て任命する任命制への移行と、新たに農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を設けることが定められたことにより、農業委員会に関する法律第8条第2項の農業委員の定数、第18条2項の農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

また、条例の定めることにより関連して、三股町農業委員会の選挙による委員の定数条例、三股町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、三股町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止し、農業委員会に関する法律第35条に基づき、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正し、定めるものであります。

次に、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説

明申し上げます。

本案は、職員の遠隔地への赴任及び派遣に伴い生ずる職員手当について措置を講じるため、住居手当、単身赴任手当及び地域手当について所要の改正をするものであります。

また、2016 人事院及び宮崎県人事委員会の勧告等を勘案し、給与にあっては平均改定率 0.2%、勤勉手当にあっては 0.1 月分を引き上げ、扶養手当について所要の改正をするものであります。

次に、議案第 79 号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 80 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の 2 議案については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、2016 人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定に準じて特別職の職員の給与に関する法律が改定されたことから改正を行うものであり、期末手当の 0.1 月分を引き上げようとするものであります。

次に、議案第 81 号「平成 28 年度三股町一般会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、台風 16 号災害に伴う各種の対応や国の補正予算に伴い、経済対策臨時福祉給付金ほか事業の追加を行うとともに、人事院勧告や各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額 9 億 7,301 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 5 億 5,138 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3 億 1,440 万 6,000 円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

町税は、町民税、固定資産税について増額補正するものです。

民生費負担金は、3つの保育所が今年度より認定こども園に変わったことにより、町が保育料を徴収しなくなったため保育料を減額補正するものです。

国庫支出金の民生費国庫負担金は、障害者福祉費負担金について各事業の実績見込みにより増減補正するとともに、今年度より認定こども園が 4 園増えたことにより、保育所運営費負担金を増額補正するものです。

災害復旧費国庫負担金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金を増額補正するものです。

国庫補助金は、個人番号カード交付事務、経済対策臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援一時預かり事業、住宅・建築物安全ストック形成事業などを増額補正し、道路橋梁事業を減額補正するものです。

県支出金の県負担金は、障害者福祉費負担金について各事業の実績見込みにより増減補正する

とともに、今年度より認定こども園が4園増えたことにより、保育所運営費負担金を増額補正するものです。

また、保険基盤安定負担金については、負担額の確定により減額補正するものです。

県補助金は、児童福祉費補助金について各事業の実績見込みにより増減補正するとともに、たでいけ認定こども園の増築工事により安心こども基金補助金を増額補正するものです。

畜産業費補助金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を増額補正するものです。

また、台風16号への対応として災害復旧費県補助金を増額補正するものです。

基金繰入金は、補正の財源確保のため財政調整基金を取り崩すものです。

町債は、農林水産業債と災害復旧債を増額補正し、土木債を減額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、戸籍住民基本台帳費において個人番号カードに係る情報システム機構事務費負担金を増額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において扶助費を事業の実績見込みにより増減補正するとともに、経済対策臨時福祉給付金を増額補正するものです。

児童福祉費においては、乳幼児医療費、一時預かり事業補助金、施設型給付費、保育所等整備補助金、ひとり親家庭医療費などを増額補正するものです。

農林水産業費は、農業費において畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金や畑地帯総合整備事業負担金などを増額補正するものです。

林業費においては、民有林や町有林内の林道・作業路補修委託料を増額補正し、入札実績により森林整備加速化・林業再生事業補助金を減額補正するものです。

土木費の道路橋梁費においては、交付決定により各事業費を減額補正するものです。

都市計画費においては、公園施設災害復旧工事費を増額補正するものです。

住宅費においては、修繕料、外壁診断調査設計委託料、外壁改修工事費などを増額補正するものです。

教育費は、教育総務費において実績により奨学資金貸付金を減額補正するものです。

保健体育費においては、上米公園パークゴルフ場芝エアレーション委託料や給食センターの蓄冷剤凍結庫購入費用などを増額補正するものです。

災害復旧費は、農林水産業施設災害復旧費において耕地災害復旧事業費などを増額補正するものです。

公共土木施設災害復旧費は、内之木場線道路災害復旧工事費を増額補正するものです。

公債費は、償還金の元金と利子の予算組み替えを行うものです。

予備費は、財源調整のために予備費を減額するものです。

次に、第2表の債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

新たに、三股町スクールバス運行事業と三股町総合文化施設LED照明整備事業を追加するものです。

次に、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、災害別に新たに3つの災害復旧事業を追加するとともに、事業の追加、実績見込みなどにより6つの起債について限度額の変更を行うものです。

次に、議案第82号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額35億2,808万2,000円から歳入歳出それぞれ538万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,269万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、療養給付費等交付金を減額補正し、国庫補助金の財政調整交付金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、介護納付金を減額補正し、保険給付費の高額療養費を増額補正するものであります。

次に、議案第83号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億4,484万9,000円から歳入歳出それぞれ223万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,261万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものであります。

次に、議案第84号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額21億9,906万1,000円に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億78万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費及び介護予防事業システムのハードウェア購入費を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,631万9,000円に歳入歳出それぞれ4万6,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,636万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出については、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億3,373万1,000円に歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,388万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

以上、15議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

訂正がございますので、訂正申し上げます。

議案第76号であります。「三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げますというふうに申し上げましたが、この議案第76号は、「三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」というふうに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上、15議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第11号「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について」、報告第12号「専決処分の報告について（支払督促申立後の訴訟（和解）について）」、報告第13号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」の報告3件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき、報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。ございませんか。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の人事院勧告部分について補足説明をいたします。

給料にあつては、町長が提案理由で述べましたとおり、平均改定率0.2%となっており、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の引き上げ、その他は400円の引き上げを基本に改定し、職員1人当たり平均月額545円の引き上げとなっています。

勤勉手当にあつては、支給月額を0.1月分引き上げとなっています。

勧告による給料と期末勤勉手当に係る影響額は総額798万2,000円、職員1人当たり平均約4万5,000円となります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは次に、請願第1号について提出者の趣旨説明を求めます。森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） それでは、請願第1号「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」の提案趣旨の説明をいたします。

地域経済の根幹を支えている中小事業者にとって、家族従業者は大きな支えとなっております。本町でもご家族で事業を営まれている方々が大勢いらっしゃいます。しかし、所得税法第56条では、家族従業者が働いた分の対価は必要経費に算入しないこととされております。同じ法第57条によって、青色申告の場合には、家族従業者への対価が経費に認められることになっておりますが、税の申告の仕方一つで働いた事実が認められたり、認められなかったりすることは、全て国民は法のもとに平等であるとした憲法14条の理念にも反します。

現在、全国でも400の自治体が国に意見書を上げており、本県でも日向市、延岡市、国富町、綾町で同様の趣旨の意見書案が採択されております。本年9月の宮崎県議会定例会でも、全会一致で採択されたところであります。地域を支える中小事業者において、大きな力となっております家族従業者の権利を守り、地域経済を発展させていくという観点からも所得税法第56条は廃止されるべきと考えております。

以上のことから、当請願の採択を強く要望するものであり、本議会におきましては、よろしくご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。請願趣旨の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、陳情第1号について提出者の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、「後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の陳情」について要旨の説明を申し上げます。

平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した医療保険制度改革骨子において、後期高齢者医療制度の軽減措置について段階的に縮小することとしています。

後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得者の高齢者の大幅な負担増

は、高齢者の生きる力をそいでしまうことになりかねません。

全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、低所得者に対する保険料軽減特例措置については、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずることを求めています。

また、宮崎県議会においても、平成28年9月23日に後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める意見書を採択しております。

以上の観点で、陳情事項として低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書を提出しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時34分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時35分再開

○議長（福永 廣文君） 何もないようですので、引き続き本会議を再開いたします。

ここでお願いをいたします。総括質疑で詳細な数値等の提示を求める質疑をされる方は、事務局に用紙を備えておりますので、明々後日、月曜日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたしますのでお集まりください。

..... .
○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時36分散会
.....

議事日程(第2号)

平成28年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
4番 池邊 美紀君	5番 堀内 義郎君
6番 内村 立吉君	7番 福永 廣文君
8番 指宿 秋廣君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(3名)

3番 福田 新一君	9番 重久 邦仁君
12番 桑畑 浩三君	

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	内村 陽一郎君
産業振興課長	……………	白尾 知之君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	西畑 博文君	教育課長	……………	渡具知 実君
会計課長	……………	山元 宏一君			

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。

開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届け出がなされております。また、福田君と重久君から、本日、欠席の報告がありましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は9名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守してください。

発言順位1番、福田君は本日欠席ですので、発言順位2番から一般質問を行います。

発言順位2番、池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） おはようございます。それでは、早速、一般質問に入っていきます。

ここ数年、三股町は、都城市のベッドタウンとして人口微増が続いてきました。

しかし、もう高どまりしたような数字が出てきている事実がございます。つまり、人口減少社会へ突入していく、そのような感じになってきています。

また、今回、質問をするに当たりまして、総務省や宮崎県などのデータを調べておりまして、啞然と、愕然としたものがありました。

人口動態ピラミッドの将来推計、2010年と2040年のグラフの余りの変わりようを見て、私はショックを受けたところでございます。

そのあたりもありまして、人口減少対策を改めて質問させていただきます。

まず、先ほども述べましたが、都城市のベッドタウンとなっている現状があります。つまり、どこに住もうか、どこに家を建てようかと考えたときに、今現在は、三股町が選択されている。これはあかしであるというふうに思います。では、何がすぐれているのか。現在、それらを示す明確なシートはないわけでありまして。

そこで、質問でございます。人口減少対策、三股町の住みやすさは、近隣市と比較してどうか。一覧表をつくり、まだまだ積極的に人口増を目指すべきだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

続きは、質問席で行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

人口減少対策について、三股町の住みやすさは、近隣市と比較してどうかということ、一覧表を作成すべきではないかというご質問ですが、次のように回答をさせていただきます。

平成28年度からの第5次三股町総合計画、後期基本計画の策定に当たりまして、本町の住みよさについて、住民アンケートを実施しております。その結果は、「住みよい」が53.1%、「まあまあ住みよい」の34.1%を合わせると、87.2%の方が住みよいと実感されており、5年前の基本構想策定時のアンケートと比べて、住みよいと答えた方は2%増加しているところであり、中でも、環境、防災、福祉、芸術、文化といった分野で住みよいと答えられた方の割合が高く、全体的に施設等に関する満足度も高いことから、本町の人口の増加の要因となっているものと思われま。

ご質問の都城市、つまり近隣市との比較についての一覧表の作成というご提言については、担当課長のほうから回答をさせます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 質問にあります一覧表につきましては、都城を含め、それぞれの市・町の財政状況やまちづくりの取り組み等により、住民サービスや住民負担の比較が容易でないこと、そして、住みやすさの比較といった利用目的に対しまして、対象市・町からの理解や協力を得にくいことから、作成は今のところ困難だというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） まず、お手元の資料の私がまず何に驚いたかということの説明してから入っていきたいというふうに思いますが、2つございます。

一つは、形が全く違うわけですが、問題点は、15歳から64歳の生産年齢人口と65歳以上の高齢者の比率であります。現在の三股町、宮崎県が28年10月1日に出したデータによりますと、65歳以上の老年人口26.3%で、15歳から64歳の生産年齢人口は56.5%、つまり、老年人口と生産年齢人口の比率が1対2.1になります。1対2.1が今の現在の状況です。しかし、これから24年後の2040年には、老年人口と生産年齢人口の比率

が1対1.5になると予想されております。

それから、2040年のそのグラフのところにある女性のところです。子供を産み育てる二十歳から39歳の人口は約2,200人、総人口に占める割合は約10%です。数で見ますと、2010年のグラフから21.8%の減少となっていくわけでありまして。子供を産み育てる人口の割合が20%は減っていくというふうな急激なピラミッドの変化に驚いたところでございます。そういったものを踏まえて、私は質問をしております。

近隣市をM市というふうにしますと、M市とM町の違い、私たちの三股町として、M市との比較というデータを一覧であらわすことは、私はやるべきではないかなというふうに思っています。何がすぐれているのかということも明確にやっぱり町民に対して知らせていく、それから、どこに住もうか考えている人にそういったものを知らせていくということは、有効な手だてであるんではないかなというふうに思いますけれども、もう一度回答をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都城市との比較と、M市ということで比較ということで、一覧表の作成についてのご提言でございますけれども、隣の町とは、消防、医療、ゴミなどの共同処理、広域対応ということであります。そしてまた、高校とか商業施設、そして、雇用なども多く都城市に依存しているという状況もございます。つまり、生活圏、経済圏っていうのは、本町は一つというふうな認識に立っております。そういう中で、定住自立圏を3市1町で今は形成しているわけなんですけれども、要するに、定住圏である3市1町が活性化することが、この圏域の経済、そして雇用、そして人口の維持していくのに必要なことだというふうに考えています。ですから、隣の町との人口の奪い合いというんじゃなくて、やはりこの圏域全体をどうするかという観点から、やはりこの問題を、人口減少、そしてまた、若者の流出、そのあたりは考えるべきじゃないかなというふうに思います。

ご提言の意味合いはよくわかります。そういう意味合いで、私たちも今、一生懸命、我が町をどんなふうにPRしていくかということで、こういうパンフレットを、大変、今、好評なんですけれども、三股のすばらしさを、この圏域はもちろんなんですけれども、県外を含めて全国に発信していく。PR動画の「ドキドキみまた」をつくりましたけれども、そういうふうな形で、移住・定住という形での人口の維持・増につなげていきたいというふうに思います。

また、今後、地域の魅力化ということで、今、梶山、長田っていうところ、そういったところの人口が減っていく、子供が減っていくというようなことで、どうやってそこをアピールしていくかというようなときに、やっぱりその魅力を伝えていくというようなことが非常に重要ではないかなと思いますし、そういう意味合いでは、そういう今ある資源を掘り起こしてきて、それを一つ、町外に広めていく、そういう努力をしたいなと。ですから、隣の同士のパイの奪い合い

というのは、非常にいかななものかなという感じを持っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私は、三股町自立で行くのであれば、しっかりとした何かというものを明確に示していくべきであるというふうに思います。今、町長が述べられたのは、いわば方向性みたいなものですので、具体的に何をやっていくというふうなことで、ぜひこれは前に進めていただきたいと、そのように思うところであります。

次に進みます。

人口減少対策、これは具体的にどのように進めるかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 人口減少を具体的にどのように進めるかというご質問でございます。

○議員（4番 池邊 美紀君） 対策、対策。人口減少、人口減少と言いました。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 人口減少対策を具体的にどのように進めるかというご質問でございます。

国勢調査の結果で見ますと、全国では平成17年に、宮崎県では平成7年に総人口のピークを迎えております。年少人口の急速な減少と高齢人口の増加が全国的な課題となっているところでございます。

昨年の本町の国勢調査の確定値は、人口が5年前より604人増加いたしまして、増加率は2.4%、年少人口の割合が17.2%で、ともに県内でトップでございます。一方、高齢化、高齢人口の割合でございますけれども、先ほども議員も言われましたけど、26.3%で、宮崎市に次いで2番目に低い割合でございました。

しかしながら、昨年10月に策定いたしました三股町人口ビジョンの将来推計人口では、今後、本町の人口も減少傾向に転じていくものと推計されておまして、人口減少対策、経済対策に取り組むことが重要な課題となっております。

このことから、地方創生総合戦略では、人をつくり、人が仕事をつくり、町をつくるという好循環を確かなものとするための具体的な施策といたしまして、住みたい町、子育てしやすい町、安心して働ける町、人と人をつなぐ町を基本目標として取り組んでいるものでございます。

住みたい町では、空き家の利活用やIターン・Uターン者に対する情報提供機能の強化、受け入れ体制の整備など、移住・定住の支援策を進めているところでございます。

子育てしやすい町では、結婚から出産、子育てまでのサポートといった現在の施策の充実を図り、安心して産み育てられる環境づくりを進めているところでございます。

安心して働ける町では、企業立地の推進とともに、工業団地の造成、若者に魅力的な仕事の創

出など、雇用の場の確保に努めているところでございます。

人と人をつなぐ町では、地域おこし協力隊の活動や大学との連携により、外から見た地域の魅力を発見いたしまして、他地域からの人の流れをつくとともに、三股町の観光、物産、祭り、文化などの魅力を全国に発信し、三股応援団をつくる取り組みを推進しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 今の人口のピラミッドを見たときに、１８歳から２０代前半というところが転出しているというところは、町長のほうもご認識をされているというふうに思います。そこでやっぱり大事なのが働く場づくりというようなことで、今、産業振興課の担当課のほうでも一生懸命やっているというふうに思いますけれども、やはりそういったものを着実に進めていって、人口減少社会にならないように、人口減少を食い止めるような具体的なものをしっかりと前に進めて、それをやっぱり、これはやっぱり町民にしっかりと伝えていかなければならないと思いますし、町外のほうにもPRをするための取り組みをしていく。その有効な手だてがやっぱり今はSNSとか、ホームページをしっかりと使って周知をしていくということが大事なんではないかなというふうに思います。それをしっかりとやれるかどうかということは、三股町の自立をずっと続けていく、そういったものにつながっていくのではないかなというふうに思います。

次の質問に移ります。

ここで何か、あと補足か何かございますか、続きの。あれば、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 補足ですか。

○議員（４番 池邊 美紀君） はい。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 今、町のほうで総合戦略ということで取り組んでおりますけれども、一つ一つの事業を合わせた総合的な対策ということで、人口減少対策ということで取り組んでおります。議員が言われるように、その情報の共有と情報の発信につきましても、ホームページ、フェイスブックを通じて、町民の方々、町外の方々へも発信していくのが一つの課題だというふうに考えておりますので、そのような形で推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） 次へ進みます。

新婚世帯への住宅補助を検討してはどうかというふうな質問を出しております。これは、総務産業常任委員会の研修で行きました基山町が出している施策がヒントでございます。基山町は

「基山町定住サプライズプロジェクト」というのを立ち上げておまして、住宅取得——これは入ってきた定住のほうですね——住宅取得で最大50万、家賃補助1カ月1万というもので、これは条件がありまして、中学生以下の子供がいる世帯、もしくは、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳以下というものであります。

三股町は、子育てに力を入れているわけですので、そのメリットの大きい新婚世帯というのをターゲットにして、結婚をしたら子育て充実の三股に住もうというふうなことで、住宅補助・家賃補助ができないかというお尋ねでございます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 結婚後の若年夫婦等に対する経済的負担軽減策として、新婚世帯家賃等の支援事業を総合戦略の事業にも掲げております。

しかしながら、財政面や住宅購入世帯との調整等、引き続き協議が必要であることから、実施に至っていないところでございます。

また、全国では、実施していた市町村の中で、財政負担等から家賃補助を廃止するところもあることから、他市町村の取り組み状況も参考にしながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

住宅補助につきましては、過疎定住のほうで今取り組んでおりますけれども、町内全体のとうことでは、現在のところ考えておりません。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

定住、人口増というようなことを考えたときに、外から入っていく人たちに対して、どういふふうにするかというようなことも考えていただきたいというふうに思いますし、三股町で結婚する人たちに対しても、何かしら有効な手だてができればなというふうに思っているところでございます。やっぱり人口増というようなことをしっかりと考えるのであれば、そういうふうな人たちを大事にして、そういう人たちが出ていかないような施策づくりというのは、これは大事なことでないかなというふうに思います。町長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるとおり、やはり三股のよさを理解していただいて、三股にずっと住んでいただくということが非常に重要だろうと思います。そういう意味合いで、今のところは子育て支援等、住宅補助は今のところやってませんけれども、それ以外のところで充実した支援をやっていきたいなと思います。

それともう一つ、よく言われる長田、梶山、そして宮村の方面で、以前から住んでらっしゃる方ですね、そういう方たちが新たに住宅をつくられる場合、そのあたりのところで、ちょっと転

入の方々との不公平感があるんじゃないかなというようなお話もございましたので、そのあたりを来年度どうするかって今議論をしているところでございます。そういうのを充実させながら、やはりバランスのとれたまちづくりというものに、まずはそちらに大きく注力をしたいなというふうに思います。

この家賃補助についても、この総合戦略の中にありますので、今後どうするかというのは、また時間をかけながら検討をさせていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（４番 池邊 美紀君） しっかり議論されているようですので、これはもうぜひ前に進めていただきたいというふうに思います。

質問を続けます。

続きまして、小・中学校の学力向上についてでございます。

先ほどの話の続きになるわけですが、どこに住もうかと考えたときに、三股町に住みましようとおまけに、文教の町で、学力も優秀ですよとつながればいいわけですが、質問は、まず、小・中学校の学力向上についてでございます。まず、これは以前も出しておまして、よりよい環境づくりが大切だというふうに思いますけれども、エアコン設置ができないかという質問です。回答をよろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 小・中学校の学力向上をさせるには、学習指導方法の工夫改善はもとより、さまざまな要因が考えられます。

その一つに、よりよい学習環境づくりがあります。本町では、普通教室全てに教務用パソコンや書画カメラなどのICT環境を整えたところです。

次に、学習を行う場、施設的环境づくりが挙げられます。現状としては、校長室、職員室、事務室、保健室、コンピューター室にエアコンを設置しております。中学校では、会議室、図書室にもエアコンを設置しております。それ以外の普通教室や特別教室には、扇風機が設置されております。中学校は、平成19年度から大規模改修のときに設置しました。小学校は、平成23年度にきめ細かな交付金事業を活用して、扇風機の設置をしたところでございます。

エアコン設置となると、財政面での検討が必要なことから、担当課長から回答をしていただきます。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（鍋倉 祐三君） ご提言の全教室へのエアコン設置につきましては、地球温暖化による気候変動等を勘案すると、健康の面から必要な機器ではあると考えておりますが、イニシャルコスト、ランニングコストの観点から、現在の財政状況では、大変厳しい状況にあります。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） やはり子供たちの学習というようなことを考えると、教育環境を整えるといった意味で、またぜひ議論をしていただきたいというふうに、議論を続けていただきたいというふうに思います。なるべく早目に実現はしてほしいというふうに思うところでございます。これは要望として出しておきます。

続きまして、三股町の教育で、学力に関して優れていると言えるものはどのようなものかという質問であります。

これは、三股町は文教の町で、三島通庸公の思いを受け継いでいる町でもあります。これまで学力以外の話は幾度となく聞いておりますけれども、学力向上に関しての具体的な話は聞いてないような気がしますので、そのあたりを踏まえてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学力向上につきましては、先ほども課長が申しましたように、ICT等の環境面の整備とともに、子供たちに授業を行う教職員の資質向上と家庭環境との連携が不可欠であります。

そこで、本町では、平成26年度より3年間、県の事業の基礎学力定着実践推進地域指定を受けまして、学力向上の研究に取り組んでおります。本研究では、学力向上を図るための授業の進め方、家庭学習の充実を図るための家庭との連携のあり方などを研究してまいりました。そして、先月11月24日には、本研究の内容を広く公開する場を設定し、県内各地から多くの教職員に授業参観をしていただいたところでございます。参加者からは、特に、小・中7校が連携して学力向上に取り組んでいることを評価していただいているところでございます。確実に、教職員の資質向上、家庭・地域との連携が図られてきておりまして、今後も継続して学力向上の取り組みを推進していくことにしております。

また、本町では、複式解消補助教諭の配置により、小規模な学校でも1学級1担任制が実現しております。そのほか、特別支援教育支援員が配置されております。配慮の必要な児童・生徒に対しまして、きめ細かな支援がなされております。さらに、町雇用の図書事務を配置しまして、図書館教育の充実を図っております。このように、人的配置による学力向上につながる支援も行っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 教育研究というのは、非常に評価が高かったという話も、私も聞いております。

ただ、全国学力テストの内容を見ますと、やっぱり思わしくないというか、先ほどお話ししましたけれども、三股町に住もうかどうかというふうに考えている人は、三股町はきめ細やかな子

育てに対するやさしい施策があるので、それで住もうかなというふうに思っている人は、全国学力テストの結果に目がとまって、「あれ、中学校低いじゃない」というふうなことで、「これはちょっと」というふうなことで外されるということは、これはないことを願うばかりであって、ある意味、もう少し何か学力向上のためにしっかりと施策を打つべきではないかなというふうに思うわけであります。

教育長、今の三股町の教育現場を取り仕切っているのは、教育長であります。教育長には、教育現場、教諭、教員の監督ということではなくて、むしろ子供たちの将来を考えて、明確な学力向上を目指して指導・監督をしていただきたいというふうに思います。私たちは議員です。議員として、今の三股町、そして、これからの三股町を見据えて、まちづくりを考えていかなければならない立場にあります。これは、今話をしているのは、学力向上、学力向上というのは、まちづくりと直結しているというふうに考えていただきたいというふうに思います。

隣の三股に住もうか、都城のほうに住もうか、この三股町に住もうかといったときに、子供を産み育てて、教育環境というようなことを十分考えたときに、やっぱり塾が近いとかそういうふうなことを考えると、どうしても都城のほうに住んでしまうんです。小学校の全国学力テストの成績がよくても、中学校が低いと、「あ、こんな感じだったら」というようなことになりかねないというふうに私は思うんです。そういうふうに考えたときに、三股町のまちづくりのためにも、しっかりと学力向上を教育長には目指していただきたいというふうに思います。ぜひ来年度、学力向上に関するスローガンを掲げるなり、できれば数値目標を掲げていただいて、教職員、学校現場というのを引っ張っていただきたいというふうに思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育、あるいは、町の住みたい環境というので、教育の効果というのは、非常に大きいものがあるなというふうにつくづく感じております。

近年の子供たちの人口、子供たちの学校の児童数の動向を見ますと、例えば、三股西小学校あたりは、今後100人近くふえる。勝岡小学校もふえる。三股の小学校の子供たちが増えるということは、非常にうれしいことでありまして、まちづくりにつながるのではないかなというふうに思っております。そういった意味では、新しく三股町に住んでいただけるということは、いろんな総合的なことを、先ほども出ましたけど、総合的なこと、環境、いろんな福祉、いろんなことを考えまして、三股町は住みよい町だということで住んでいただいているんだろうというふうに思っております。そういう意味では、活性化の一つとして教育というのは、大きな効果をあらわすものだというふうに認識しております。

そこで、中学校のことを指摘されましたけども、中学校の学力ということに特化すると、そう

いったこともありますけども、よそからいろんな目で見ますと、三股中学校に行きたいという声はたくさん聞いております。よそから転校、よその県外から入ってこられた方は、どこに住もうかといったときに、子供たちの将来を考えたときに、「こんな部活動があるのか」、「元気のいい学校だ」、「活力のある学校だ」、「じゃあ、三股町内に住んで、三股中学校に出したい」という声は聞きます。そういった意味では、子供の進路というのを考えたときには、もちろん学力は底辺の部分の一番基礎の部分でありますけども、進路を保障するという意味では、部活動の活躍も一つの手段になるというふうに思っております。

学力につきましては、今、3年間の研究を通しまして、今やっと小学校6校と中学校1校が1つになって、授業のモデルが1つの小学校9カ年間で同じ方向性を向いた授業のシステムができ上がったばかりでございます。そして、それを支える学習だとか、家庭の学習だとか、学習規律だとか、いろんな支援、支える部分がやっと、この200名の先生方が1つにまとまり、2,500名の子供たちが1つになって、方向性がまとまった。これからがスタートだっというふうに思っております。そういう意味では、一朝一夕に学力というのはそう上がるものではないと思っております。長い目で見ていただいて、今後の三股中学校の姿勢がずっと反映されてくるというふうに思っているところです。

各学校では、いろんな数値目標等を決めております。町全体としては、県平均あるいは全国平均に近づく、あるいは、超す、超そうといったものを今後掲げていこうというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 教育長みずからがやっぱり学力向上なんだよということをしっかり明確に出していただきたい。もちろん部活も大事ですよ。生活態度、生活習慣も、これも大事です。しかし、学力向上、やっぱりこれを旗印にして進めていただいたほうが、現場としてしっかりそれに向けて頑張っていくんではないかなというふうに思いますので、そのあたりをしっかりと考慮していただきたいというふうに思います。

例えば、ほかの県では、塾講師を呼んできて、これは教育技術の問題ですので、教育技術を上げるためにそういうふうなものがあるんだというようなことを学んでいるところも、塾講師を招いて研究会を開いているところもあるようです。

なぜそういうふうなことをされているのかなと思って調べてみますと、やはり子供たちは、学校で習うよりも、塾で習ったほうがわかりやすいとか、そういうふうな声は、これはあるわけですので、それはなぜあるかという、そこは教育技術の差というふうなものが出ております。それを考えると、そういったところのお話を聞いたりして、教育現場の技術を上げるということ

しっかりやっていただきたいというふうに思います。

また、今、すばらしい教育環境ができているというふうに言われましたけれども、やっぱり学校の先生はどんどん変わっていくわけでありまして、新しく来た先生のモチベーションを上げるのは、やっぱりトップの考え方、トップの思いというのが、その教師の教育現場の熱意になるのかなというふうに思うことを考えると、やはり現場のトップである教育長みずからが、学力向上なんだよというふうなことをしっかりと前に掲げてやっていただきたいというふうに思います。

ぜひ、もう来年度の予算案編成は大体終わっているというふうに思いますが、来年度の学力向上に関しても、何らかの手を打っていただきたいというふうに思います。そして、そういう手だてが、もし何か予算がかかるようなものがあつたとしても、恐らく、町長としては、補正予算あたりに組んでいただけるというふうに私は思っておりますけれども、そのあたりは、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 学力向上ですね。これは大変重要なことだというふうに思います。議員言われるように、教育長もおっしゃいましたけれども、本当にまちづくりの一つの魅力の一つではないかなと思います。いつも、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からというようなことも皆さんにお話ししておりますので、まず行政という部分で、我々も学力向上に向けてどういう努力ができるかなということで、今回、西小学校のほうに、放課後児童クラブ教室を2教室つくります。そういうところで、この教育というものは、やはり復習をして、そして予習するんだと、そういう勉強の場もつくりたいなど。そして、今、一生懸命、教育委員会のほうで取り組んでいらっしゃいます放課後児童教室ですね、そちらのほうも拡大していきますので、そういう意味合いでは、小学校の時代から、ある意味では基礎的な部分が定着していくような努力が今から、今からといいますか、もう既にやっていらっしゃいますけれども、それがより積み重ねられていくのではなかろうかというふうに思います。そういう意味合いでは、この学力向上、そしてまた、青少年の健全育成、そういう意味合いにとっては、やはり重点事項として、今後とも一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） この質問に関しては、次の議員のほうも考えていらっしゃるというふうに、恐らくすごい追及が来るんじゃないかなというふうに思っておりますが、私よりもですね。学力に関しては以上にしたいというふうに思います。

この学力向上に関して、何か最後に教育長のほうから、何か所感があれば、よろしく願います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 議員のほうから学力向上に関して、財政的な支援、バックアップをしていただいて非常にありがたいなと思っております。やはり人をつくるということは、財政的なものが裏づけですので、大きなところだと思っております。教育委員会だけではなかなかできないところありますが、先ほど町長おっしゃっていただきましたけど、来年度は、梶山、長田、それから西小に、放課後子ども教室を開設する予定でございます。これは、児童クラブとは別に、週2日ではございますが、英会話のカリキュラムを入れたり、勉強を入れたりという、いわゆる学力向上につながる、支援につながる部分を3カ所、今、宮村で今年、モデル的にやっておりますけれども、そこはただ新たな部分ですので、また、財政的なものが出てくるわけですけれども、それを年次的に町内へ広げていこうという計画はございます。そういう意味で、一步一步進めていこうというふうに思っておりますので、またよろしく願います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 次に進みます。

次に、宿泊施設についてでございます。宿泊施設というのは、経済効果が高いとされております。補助金、また、税制優遇などを含めて、ホテル・宿泊施設の誘致を検討すべきだというふうに思いますけれども、ご回答のほうをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 宿泊施設の立地に伴いまして、観光ビジネスなどの利便性と地域経済の活性化というものは考えられますが、これまで誘致に関しまして町内から具体的な提言、要望がないことから、中・長期的なテーマかなというふうに考えています。誘致には、近隣の商業圏や交通網、生活環境等を踏まえ、雇用、飲食、観光等の本町への期待できる経済効果と事業者が求める採算性、立地条件など、総合的な観点から慎重に検討していく必要があると考えております。

また、町内には、都城市内でホテル経営の事業者が在住していることから、そういう方々の皆さんの意見も伺う必要があるのかなというふうに思います。

いずれにせよ、ホテル誘致に係る機関としましては、商工会や観光協会からも、具体的な今のところ提言もないことから、まず、それぞれの組織で検討していただきまして、提言してほしいなというふうに考えます。その意見・提言を踏まえまして、町のほうの事務事業の評価機関であります事務事業評価幹事会等で検討させていただきたいと思っております。

なお、合宿所等の設置についても、今までいろいろご意見がございましたけれども、これについて公共施設等総合管理計画の今全体計画をつくっておりますけれども、その中の来年から個別計画に入りますので、そちらの中で検討させていただきたいと思っております。

担当課長のほうが宮崎市の田野町のほうに立地しましたホテルについて調べておりますので、その点について報告をさせます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、町長のほうからありましたその件に関して、説明をさせていただきたいと思います。

昨年、宮崎市田野町の国道沿いにオープンしましたホテルA Zですね、そちらについて調べましたので、報告をいたします。

一つは、立地場所、周辺環境から非常に興味深い事案でありました。宮崎市とホテルA Z本社に、立地の意図について確認をさせていただきました。

まず、宮崎市としましては、誘致はしていませんということであります。宮崎市は、総合観光レジャー施設への誘致に対して、優遇措置を行ってるということでありまして、今回の件に関しては、誘致はしてないということでございました。

次に、ホテルA Z本社へ立地の意図について確認しました。土地、建物は、賃貸で借りているということであります。ある企業を介しまして紹介された物件でありまして、場所に対しては要望もしておらず、意図的なものはないという回答でございました。

また、客層についてお伺いしたんですが、客層につきましては、工事関係者の短期または長期滞在、それとあと、高校生団体が多いということでございました。

また、別な件ですけども、都城市では、都城大丸跡地における中心街再開発計画が、地元のホテル業界からの反発によりまして、白紙計画になったという話も聞いております。

したがいまして、宿泊施設の誘致に関しましては、誘致・立地が経済効果に全て直結するものではなく、補助金や優遇措置による誘致誘導の前に、事業者が求める価値と本町が求める価値を十分すり合わせた上で判断が求められると考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ビジネスホテル、そういう展開、全国展開していくようなビジネスホテルに関しましては、初期投資をなるべく抑えていくというふうなことになるようで、いろんな考え方があるけれども、最終的には稼働率だというふうなことを聞いております。だからこそ、やはり三股町に宿泊施設をとというふうなときには、例えば、土地の無償提供20年とかですね、やっぱりそういったところあたりで出していったほうがいいんじゃないかというのは、これは都城市でホテル業を営んでいる方のアドバイスでもございます。何のためにつくるのかということが明確ではないと、非常にやっぱりやる側もやりにくいんだよというような話も受けましたので、ぜひそういったところあたりも含めまして、念願の三股町の宿泊施設というようなも

のを実現に向けて、何か前に進めていただきたいというふうに思います。

私は、宿泊施設に関しましては、三股町には、ぜひこれは、スポーツ合宿なども考えると、経済効果も高いので、必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、恐らく町長も同じ考えだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、ご存じのとおり、都市計画のマスタープランを策定中なんです。その中で、ホテルというのも一つ、宿泊施設も一つ、どういう場所がいいのか、用途区域の見直しの中で、やはり検討すべき課題かなというふうに思います。

それとまた、五本松跡地の活用ですね。そのあたりのところでいろんな意見がございます。その中に、ホテルというのも、お話もあるようでございます。そういう意味合いでは、多面的に、多角的に、そしてまた、言われるように稼働率、そしてまた、経済効果、そして、町の活性化とどう結びつけるか、いろんな角度から検討させていただきたいなど。そういう意味合いでは、要するに、先ほど言いましたけれども、商工会、観光協会、そういうところがどのように考えてらっしゃるのか、このホテルの誘致に関して。そのあたりも提言をお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがとうございます。次に進みます。

次の質問は、ゴマ農家の育成についてでございます。

ゴマに関しましては、地域の特産となっておりますけれども、これはまだまだ収量が足りない状況でございます。今後の対策はあるのかという質問の回答を願います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） ご説明いたします。

まず、取り組み状況についてご説明いたします。

ご指摘のとおり、ゴマの生産につきましては、霧島会を中心として38戸の生産農家で約8.5ヘクタールの栽培をしておりますが、天候不順や技術的要因から、ここ数年の反収、生産量は減少傾向にあります。

また、株式会社しも農園では、加工販売するみまたんごまの定義づけが町内産のゴマに限定されていることから、原材料の確保に支障を来していると聞いております。

ゴマの安定生産、供給の立場から、商工会においてゴマプロジェクト会議を開催し、行政を含め、対策を検討したところでございます。

今後の方向性と対策につきましては、まず、みまたんごまの定義づけであるゴマ生産を町内産に限定せず、広域的な生産農家と株式会社しも農園との契約栽培によるものと定義づけを変える

ことにより、生産量の安定供給につなげるとともに、栽培マニュアルに準じた技術指導による反収増加及び安定した質の向上を図ることとしたところでございます。

また、行政施策としましては、生産農家の新たな参入を促す手段として、水田、休耕作物奨励金の活用、三股町農畜産物利用拡大推進事業の内容を拡充して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） この質問は、ゴマの組合が平成21年に立ち上がってもう8年たっているところでありまして、平成24年に商工会のブランド化プロジェクトが立ち上がって4年目、見えてきたのは、需要はあるけれども、供給に問題があるというふうなことで、少しやっぱり本腰入れて頑張れば、日本一のゴマ生産地というものがあるところであるわけで、そのためには、生産者を増やさなければならないわけでございます。

担当課長にお尋ねしますが、今の質問でちょっとわかりづらかったところがあって、米の転作の作物ですね、転作奨励金というものがありますけれども、その転作奨励金を出す作物というのはあるわけですね。確認ですけれども、それ、ゴマは入っていません。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 転作推奨作物では今のところございませんけれども、その他の作物ということで、今10アール5,000円というのがございますので、それを利用というふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） それでは、担当課長にお尋ねしますが、1つ目は、宮崎県の地域産業資源にも入っているゴマなわけですね。これ、県が奨励金を出さなくても、三股町独自で奨励金を出して、収量を確保するということが可能かどうかということ、これがまず1つ目の質問。

もう1つが、まだ携わったことのない作物に対しては、不安がやっぱり農家さんあるというふうに思うんですね。初めてチャレンジするゴマに対して、携わったことのないゴマに対して、生産のとき、例えば、耕作面積割合でゴマの種を無償提供という、そういった考えというのは可能なのか、担当課長にお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、2つ質問がありましたが、まず1点目ですけども、三股町独自の施策ということでございますが、先ほど説明いたしました三股町農畜産物利用拡大推進事

業ですね、こちらの事業の目的が地場農畜産物を活用した中での利用拡大ということで、製造、加工といったところも含めたところで事業を進めておりますが、その中に、ゴマというものを位置づけいたしまして、第一次産業の部分、生産の部分、ここに何らかの奨励金を入れていこうというふうに今計画をしているところでございます。

あと2点目ですけれども……

○議員（4番 池邊 美紀君） 種、種。

○産業振興課長（白尾 知之君） 種の件ですね。提供ですね。

○議員（4番 池邊 美紀君） はい。

○産業振興課長（白尾 知之君） 一応、一番は生産量の安定供給という部分で考えますと、どうしてもこの場合は天候に左右されるわけですが、それプラス、やはり技術というところがやっぱり必要になってきますので、そこにあと、生産農家の方が考える所得というところをやはり十分考えないと、なかなか真剣に取り組んでいただけない、ましてや技術の向上も図れないというところがありますので、単なるゴマの種の配付というところで、生産現場がそれだけの反収、生産量を上げられるかどうかというのは非常に疑問に思っておりますので、ここはやはり一つ、つくられる方々にもうけてもらおうといえますか、作ってよかったというそういった環境づくりをまずは意識づけをしていかないと、なかなか安定した反収、そして収量、そして所得につながってこないというふうに考えておりますので、ゴマの配付だけというところについては、ちょっと疑問に思っているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私は、やろうかやるまいか、興味を持っている方に関しては、これは有効な手だてではないかなというふうに思っているのですが、そういった提言をしたところではあります。これも前向きにぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ゴマの利点として、これは3つほどあるんですね。1つ目は、鳥獣被害にやっぱり強いんですね。米を初め、転作奨励しているサツマイモとか、山芋とか、サツマイモとか、里芋とかですね、そういうものは、やはりイノシシとかの鳥獣被害というのは非常に大きいわけですが、ゴマはかなり被害は少ないというふうに言われています。また、2つ目に、重量物ではないので、芋等に比べて作業が容易であるというふうなこと。それから、やっぱり芋とかは、市場価格にかなり左右されるわけですが、ゴマに関しては、あんまり市場価格に左右されないというそういう利点があります。それから、ゴマは、水田よりも畑地のほうが条件はいいわけでありまして、ということは、遊休地——遊んでいる畑、畑地に関して、ゴマを活用すればいいのではないかなというふうに思いますが、そのあたりは、担当課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、4点ほど話がありましたけれども、まず、鳥獣被害についてなんですが、これは私も認識しております。非常に、獣といいますか、そういったものについては、食に対して好まないということで、非常に害も少ないということで聞いております。

また、軽量の野菜という点でも、秋冬、非常に野菜としては、重量野菜が多い中で、こういった軽量野菜があるということ、それとあと、市場価格に左右されないというのがありますが、この価格につきましては、非常に出荷先というのがある程度もう決まってるというところがございますので、ほぼ契約的な栽培、取引ということになりますから、そういったところでは左右されないというのがありますので、出荷される先、それを受け取る側の方々、その契約単価によるものだというふうに思います。

あと、水田よりも畑地がよいということがありますが、作物関係は大体排水のよい土地を好みますので、そういった面では畑地がよいんですけども、また、遊休農地の活用という点もありますが、なかなか畑地が近隣で、近くにそういった空き地がないと。あるとすれば、水田が多いところでもありますので、水田でも中には乾田の選択もありますので、そういった休耕作物の利用というところを今考えているところでございます。

全般的な意見なんですけれども、やはり最終的にはつくる側ですね、そちらのほうでのやっぱりメリットというものの意識づけ、そういった場所はあるにしても、そういった収穫の環境なり、周辺の環境ですね、そういったものを十分考えながらやっぱりやっていかないと、つくり手側の魅力というものがなかなかないと思いますので、そういったところとうまくかみ合わせたところできるところはやっていくというふうに考えたいと思います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 十分に認識をしていただいております。

作る側のメリットの喚起ということが農家を動かす一つになるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、町長にお尋ねいたします。

ゴマ生産の下石さんのほうに聞きましたら、これはご存じかもしれませんが、新宿高島屋のお得意様カタログですね、2万人会員があるふうなことなんですが、その表表紙、表をあげたそのところに、見開きで三股町産のゴマが大きく出ている現状で、今後も事業は伸びていく予想はあるけれども、本当に供給に不安があるんだというようなことでありました。

以前、私も、これ同じような質問をやっておりますけれども、日本一のゴマの産地を三股町が取り組みをすべきだというふうに思っています。やはり特に金ゴマに特化をすれば、おもしろい

まちづくりができるのではないかなというふうに思います。そういったところも期待をしておりますが、そのあたりは、木佐貫町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の特産品ということで、これまでいろんな取り組みをさせていただきました。タラの芽もやったり、ギンナンやったりですね。なかなかこれが定着しなくて非常に苦慮したわけなんです。今回、民主導でこの霧島会が平成21年からゴマの生産ということに特化されてきて、一生懸命取り組んでいらっしゃいます。その中で、大変ネックになるのがゴマの生産拡大といえますか、安定的な供給というところであろうかというふうに思います。

しも農園さんも六次産業化ということで取り組まれましたので、そちらのほうが高島屋さんとか販路のほうも開拓されてきて、大変好評を得ているということでございますので、ゴマの生産拡大については、先ほどいろいろご提言もございましたし、いろいろと生産農家、霧島会と一緒に検討させていただきまして、本町の一つの大きな特産品として育てていきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 日本一の産地をつくれれば、その日本一の称号というのはずっと使えるわけですので、ぜひそれを目指して何か施策を打っていただきたいというふうに期待をしております。

それでは、最後になりますけれども、今回、私は、まちづくりということを考えて提案や新たな質問をさせていただきました。人口減少対策、そして学力向上、宿泊施設、ゴマ農家育成、どれも町長は大事だと思っておられるはずですが、最後に、全体を通しての所感をよろしくお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 人口減少、本当にこれは大きなテーマでございますけれども、ただ、私も一喜一憂するわけではございませんけれども、前回の去年の国勢調査の人口が2万5,404名でございました。それで、現在何名かなとかずっと、それよりも若干ふえております。という意味合いでは、まだ減少には入っていない。ただ、現状を維持している状況かなというふうに思います。それをいかに続けていくかというのがこれからも大事なことでございますので、先ほど言われるように、学力向上やら宿泊施設、いろんな三股町の魅力化、そちらのほうに一生懸命取り組むことによって、人口の維持増進っていいですか、そしてまた、より活性化するまちづくりに取り組めるんじゃないかなと、そういう意味合いでのいろんなご提言をいただきましたので、真摯に検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ぜひ、自立でやっぱり元気がある町というのを期待しておりますので、今後とも行政運営のほう、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で、質問のほうを終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで11時5分まで本会議を休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時05分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、楠原君。

〔2番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問をさせていただきます。

県教育委員会から「子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業」に係る3年間の指定を本町が受けての研究公開が先日行われました。

資料1をごらんください。

その際の研究紀要に掲載されている教育長の言葉から、この推進事業の趣旨及び今回の研究主題、研究副題、研究内容、そして、結果と今後等について抜粋しています。ちょっと待ってください。資料。（発言する者あり）よろしいですか。よろしいですか。

町教育委員会では、各学校の研究主題を「みまたん子の学力を伸ばす学習指導の研究」と統一し、副題を「小中連携を大切にした基礎的・基本的な内容の定着と学習習慣の形成を通して」と題して研究を進めてきたとあります。

具体的には、研究内容「みまたんモデル」という授業モデルを作成しての実践など、6つ定め、児童・生徒の基礎学力の定着を図る取り組みが行われてきたということです。この6つの研究内容には、学習規律の徹底というものも挙げられているところに先生方のご苦勞を感じます。

次に、結果として、小学校は県平均レベルに達したと喜ばしい結果が報告されていますが、中学校については言及されていません。

そして、今後については、中学校を中心に、先生方が1つにまとまって授業づくりを行っていくことが最も重要なことと捉えているとあります。

私は1年前、昨年度の全国学力学習状況調査結果を踏まえて、「文教三股」を掲げている本町の実態を取り上げ、その物足りなさを議会で申し上げました。前の質問とかぶることになりますが、今回は、主題にあります、みまたん子の学力を伸ばす研究のその成果についてお尋ねいたし

ます。

あとは質問席から伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） みまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究の成果についてのご質問でございますが、みまたん子の学力を伸ばす学習指導等の研究につきましては、平成26年度から県の指定を受けまして取り組んでまいりました。

本研究の一番の特徴は、1校の指定研究だけではなく、三股町内7校を対象にした地域指定であります。本町は小学校6校のほとんどの子供たちが三股中学校に進学するという小中連携が図りやすい環境ではございますが、学校規模、子供の実態、地域性、各学校で抱えている課題など、同じ町内でも考え方はさまざまであり、全児童・生徒2,500人、全教職員200人の足並みをそろえるということは、簡単ではありませんでした。

そこで、本研究では、町教育研究所を中心に、教職員、児童・生徒、保護者を対象に、実態を把握・分析しまして、学力向上に不可欠なものは何かという視点から研究内容を絞り込んでまいりました。そして、学校と研究所との協議、各学校同士の意見交換など、連携の場を繰り返し設定しまして、三股町ならではの手だてを進めてまいりました。

このように、学力向上のために町内の教職員が共通理解・共通実践を図る土台づくりができたことが一番の成果であると考えております。

この3年間の研究を今後も継続していくことが、本町児童・生徒の学力向上につながるものと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 先ほどの本当に質問とかぶって、教育長が何回となく同じことを答弁されることになるかもしれませんが、一般的に保護者は、子供の学習成績に一喜一憂します。これは、教育的にどうのこうのという以前の一般的な現実であり、教育の理想と現実の違いであるのではないかと思います。

しかし、学習成績の結果のみを強調しますと、塾ではないという塾との違いを持ち出されることがありますが、現在私が要求しているのは、せめて県平均程度、県平均程度の成績を求めています。

資料の見方は前後しますが、資料の3枚目にあります資料2の（3）をごらんください。

全国の順位があります。全国都道府県別順位、小学生が1位石川、同順で福井県、そして3位が秋田県、宮崎県は30位と出ております。中学生につきましては、1位福井、2位秋田、3位石川、日本海側のほうが非常に毎年毎回上位に来るようですけれども、中学生、宮崎は32位で

す。

私がせめて県平均程度と申し上げますけれども、この県平均程度を目標にすること自体、決して高い目標ではありません。県を挙げて学力向上に力を入れている、それが今回のひむかの授業づくりとして、基礎学力を向上させる取り組みとなっているのではないのでしょうか。

文教三股であるからには、せめて県平均程度の学力をと要求することに対して、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほどの池邊議員のご質問のときにも申し上げましたけど、数値目標を上げたらどうかというご質問でしたけども、目指しているものにつきましては、我々は県平均程度、そして、できることなら全国に近づきたいというのが、いわゆる目標の最終目標のイメージ図ではございます。

この全国学力テストというのは、国語、算数・数学だけでございます、現在のところはですね。これは学力の全てではないと、特定の一部をとって、一部を出しているというものであるということ、学力を全て総称して、これを子供たちのどうのこうのと言ってるものではないということとはご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） まず、今、県平均に近づきたい、または、全国平均に近づきたい、これが最終目標のイメージですと言われましたけれども、非常に残念ですね。もっと、最終目標と言われれば、もっと上。私は、せめて県平均程度という非常に控え目に言ったわけなんですけれども、教育長のお立場として考えれば、もっと上を最終目標としていただきたいというのが一つであります。

それから、国語と算数・数学だけの成績と言われましたけれども、悪く考えれば、ほかのを入れたらもっと悪くなる可能性もあります。せめてこの2科目だけをチョイスしてやった場合はこういう状況である。それが問題だと思うんですよね。それもできないけど、ほかは全部いいかもしれないと言われるかもしれません。

実際に、私は、この間の公開前のときに、勝岡小学校5年生の社会科の授業を見学いたしました。専門的な見方っていうのはよくわかりませんが、クラスの人数の3倍ぐらいの大人といわれる先生方が教室を囲んで、中のほうにもいっぱい入って、私だったら、まともな心境にならないような感じですけども、非常に授業は指導案に沿ってスムーズに進みました。すごいと思ひまして、学習規律を徹底する必要は何もない、もう完全に徹底されていると思ひましたけれども、やっぱり公開されるだけのクラスを選ばれたなと思ひました。もしこのクラスが、勝岡小学校5年生のクラスが全国学力学習状況調査に社会科があったとすればですけども、このクラ

スは県平均をはるかに上回る結果が出るのではないかと感じるほどの授業でした。私の感想ですけれども、そう思います。

今、教育長のほうは、ほんの一部でありますと言われましたけれども、似たようなことが、平成28年度全国学力学習状況調査の本町の結果が町のホームページに出ています。ほかにも結構見られた方がいらっしゃるようで、私のところにもその内容を聞きにこられる方がいらっしゃいましたけれども、資料1枚目の資料2の冒頭をごらんください。1枚目の下のほうになります。

本町の教育委員会の言葉があります。そこには、全国学力学習状況調査の結果について、「学校における教育活動の一部分ではありますが、結果を真摯に受けとめ、今後の指導に生かしていくことが大切である。この結果を分析し、児童・生徒の学力や生活習慣の向上に向け、取り組みの重点を定め、各学校の実態に応じて支援を行ってまいりたい」とあります。「学校における教育活動の一部分ではありますが」と始まっています。何となく最初から逃げ腰のような気がいたします。もちろん一部分ではありますが、絶対に軽視してはいけない一部分です。

今回、小学校においては、県平均と同程度までになったという結果を得ましたが、これにつきまして教育委員会ではどのように分析されましたか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小学校のほうは同程度になりましたよと、中学校のことも含めましてということでお答えをさせていただきたいと思っておりますが、そこはまだ早いですかね。

○議員（2番 楠原 更三君） そうですね。小学校の好結果を得たということに対してどのように分析されたかということで、分けてお願いしたいと思います。

○教育長（宮内 浩二郎君） はい。

小学校につきましては、28年度の結果を見ますと、先ほど私、最終ゴールが県平均とか全国平均に近づけばというふうに申しましたけど、もちろん教科によって、内容によっては、県平均を上回っているところもありますし、いろいろと上限はあるわけですので、そこは若干訂正させていただきますけれども、全国平均を上回っていきこうというのが目標ではございます。

今回の小学校が上回っていききましたよというのは、いわゆる3年間取り組んできました、同じ気持ちになって取り組んできたこの成果があらわれてきたのかなど。学習指導の流れが、いわゆる学習パターンが、見通しから学び合い、確かめるという、そういったことを含めまして、学習の流れが教員に定着しました。そして、子供たちに学習規律ができました。支えるものとして、読書の環境だとか、家庭の協力だとか、そういった総合的なものが含めて、この3年間の成果が小学校に反映されたのではないかなというふうには思っているところであります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） まず、今の答弁で、教科によっては県平均を上回っているものも

あると言われましたけれども、県全体を対象とした統一テストというのはあるんですか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この全国学力テストのほかには、宮崎学力テストというのがございます。その宮崎学力テストというのは、小学校5年生と中学校2年生を対象にした全県下の全児童・生徒を対象にしたテストがございます。

○議員（2番 楠原 更三君） 教科は何です。

○教育長（宮内 浩二郎君） これは、国・社・数・理・英です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 国・社・数・理・英、英というのは中学校ですね。

○教育長（宮内 浩二郎君） 中学校だけです。

○議員（2番 楠原 更三君） 小学校はそれがないわけですね。

その結果というのは出てるわけですね、それも。それはそれなりに。

○教育長（宮内 浩二郎君） はい。

○議員（2番 楠原 更三君） そしたら、今回は前もって言うてはありませんけれども、その結果で、今言われました県平均を上回っているものもあるというものがあれば、示していただきたいと思います。

それから、今、答弁の中で、小学校の成績がよくなったというのは、この研究を通しての学習の流れが定着してきているからだと思うと言われましたけれども、先ほど言いましたけれども、中学校の結果については、今回言及をされていないわけですが、同じように3年間を経過するのであれば、中学校でも学習の流れが定着してきて、その結果は出てもいいとは思いますが、資料1の結果のところ、今後のところですね、「中学校を中心に、先生方が1つにまとまって授業づくりを行っていくことが最も重要」とあります。このことと、資料2の(2)ですが、下から3行目、4行目のところに赤で書いてありますが、「2教科とも全国と比べ、相当低い」という中学校の調査結果と関連があるんじゃないかと勘ぐってしまうんですね。何となく中学校を中心に先生方が1つにまとまっていない。だから、まとまった授業づくりを行っていくことが最も重要と持ってこられているんじゃないか。中学校を中心に先生方が1つにまとまっていないから、全国と比べ、相当低いという結果が出ているんじゃないかと勘ぐってしまいます。

まず、この中学校の結果、そういうことを含めてどのように受けとめられていますか。伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この全国学力学習状況調査の結果につきましては、28年度の結果

を前年度と比較したときに小学校が上昇しまして、中学校は上昇していないという結果になっておるということでございますけれども、しかし、これは年度の比較でありますので、対象児童・生徒は違っております。

そこで、町教育委員会では、同じ生徒がどのように変化したかについても分析しております。例えば、本年度の中学3年生が2年生のときに実施しました宮崎小・中学校学習状況調査と比較したとき、県との差については縮まっており、確実に学力が向上したと、学力向上が図られてきていると捉えております。

今後の対策につきましても、各学校において結果を真摯に受けとめ、課題に応じた対策を講じるとともに、先ほども言いましたけど、本町は小学校6校のほとんどの子供たちが三股中学校に進学するという環境にありますので、これまで以上に小中連携を図りながら、この研究公開実施した研究内容を継続して推進することが大事であるというふうに捉えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 繰り返すことになってしまいますけれども、先ほどの資料1枚目の下から一番下の行なんですけど、各学校の実態に応じて支援を行ってまいりたい。今もちょっと言われましたけれども、今後、教育委員会として、特に中学校に関してですけれども、小学校はある程度動きが見られているとさっき言われましたので、中学校に関しまして、どのような支援を行政としてされますか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 学力向上ということを一口に申し上げましても、先ほどから言いましたように、いわゆる学習環境もあります。家庭環境もあります。教師の資質的なものもあります。中で、いろんなところにメスを入れていかなくちゃいけない。そこで、三股中学校では、特に、学校の経営方針の中を参照して、校長との話の中で、支援していきたいと思っているものにつきましたは、まず生徒指導ですね。学校が落ち着いた環境で、子供たちが学習規律はありますけれども、全ての子供が落ち着いた環境の中で、生徒指導が落ち着いた環境の中で学習に取り組めるという環境が、いわゆる学力を支える大きな部分じゃないかなということから、生徒指導の支援をかなりウエートをかけております。そして、今回も学習パターンをつくっておりますけども、メインで発表しましたのが国・社・数・理・英、5教科です。これは5教科だけに限らず、他教科、いわゆる技能教科のいわゆる体育だとか、家庭・音楽でも、同じパターンで挑むことは大事だよということで、他教科の先生方への支援、協力、あるいは、そういった共通理解を図っていくということについての研修をまた深めていかなければいけない。それから、家庭の協力っていうのがとっても大事だというふうに思っております。そして、もちろん地域も含めてなんですけれども、部活に熱中し過ぎるというのもいけませんし、いわゆる文武両道で、家庭の中で子

供たちがいわゆる学習できる環境、食事等を含めましてですね、だから家庭の協力、そういったことを含めて、総合的には、先ほども言いましたように生徒指導、家庭の協力、それから先生方の共通理解、そこら辺あたりをバックアップ、あるいは支援していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 実際、この学力状況調査のほうでは、質問紙も行われて、その中を見ますと、家庭の協力は非常にいいというようなことが書かれているんですよ。ですから、もっとそれを求められると思いますけれども、今、答弁の中で、中学校におきましては、落ち着いた環境を子供に提供できるようにということで、生徒指導に力を入れていると言われました。ぜひ、それを一刻も早く、いろんな子供たちが、いろんな状況の子供たちがいると思いますけれども、規律のある授業ができるように、先生が魅力を持った授業が行われ、魅力のある先生になっていただきたい。先ほど、さっきの質問でも、教職員の質の向上が必要という答弁をされました。今もまた教職員の資質について言われましたけれども、たくさんの先生方がいらっしゃるにして、一人一人を教育長も把握されているわけではないと思いますけれども、落ち着いた環境で勉強ができるような環境を全員に、全生徒に提供できるということに心を注いでいただければ、もうちょっと違う面になるのかなという気はしますけれども、私、ちょっと考え方が古いのかもしれませんけれども、せめて義務制までは、ふるさとの学校で過ごさせたい、勉強をさせたいと思っています。

先日、バイオリンのコンサートがありまして、同級生のバイオリン、白濱櫻子さんという方がやられたんですけども、同級生がたくさん来てまして、中学校を一緒に、小学校三股小、三股中と来たわけですけども、小学校のときの同級生、中学校のときの同級生、かぶる子がほとんどですけども、たくさん来てくれていました。やっぱりふるさとの学校を過ごしたというのがはっきりそこであらわれ、温かい感じがしましたけれども、今回の研究にしましても、小中連携とあります。9年という期間でみまたん子をつくるということを考えられていると思いますけれども、近年、現実を見ますと、三股中以外の中学校に入学する子供が少なからずいます。資料では3枚目になります。資料2の（4）ですかね。まず、3枚目、資料2の4をごらんください。

先日、12月8日の宮日新聞一面のど真ん中に出ていたものであります。見られた方はたくさんいらっしゃると思います。私は、宮日をとってないもんですから、都城駅に行って買ってきました。ど真ん中に「全国学力テスト平均正答率、地域差最大29.2ポイント、県教育市町村別を初公表」と書いてあります。非常に、偶然ラーメン屋に行ったらこれを見まして、ずっと買って来たわけですけども、今まで町のホームページを見ますと、三股の小・中学校の正答率は

やや高いとか、かなり低いという抽象的な言葉であらわされていましたが、ここで公表されています市町村名は出してないということですが、やはり三股、これを見られた町民の方々は、「三股どげんじゃろかいね」と思われてもおかしくないと思います。

そこで、三股町のこの数字ですね。小学校6年、中学校3年の国語、数学・算数、その数字を伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 数字といいますと、全国学力テストの。

○議員（2番 楠原 更三君） これのここの中の三股町の状況ですね。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股町の平均正答率を聞かれてるとということでしょうか。

○議員（2番 楠原 更三君） はい。

○教育長（宮内 浩二郎君） 全国学力学習状況調査の結果につきましては、グラフかあるいは所見という形でホームページ等で公表させていただいているところですが、それで公表というのかえさせていただいているところです。

数値につきましては公表しないということで、県教委、マスコミ等にも公表しないということで公表しておりますので、ここでも公表することはできません。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 三股町としての見解も含まれるわけですね。県教委に従うという見解で出されないということですね。

実際、私は先日、課長のほうにこの数字をお聞きしますのでということをお伝えしていたわけですが、教育長のほうでどうかなと首をひねられまして、あとはもうその見解でもいいですからということで今日を迎えたわけなんですけれども、この記事で、県内での地域差が大きいということが問題になっている、県議会におきまして。その中で、地域の課題に配慮した人事異動が必要と指摘されたとは書いてあります。県の教職員課の西田課長の言葉にいきますと、「教師の力が子供の学力に大きく影響する。学力が低い原因となる生徒指導の問題と合わせ、バランスを考えながら配置していかなければいけない」と述べたとあります。ここまで考えてみますと、最初に取り上げました研究題に「指導のあり方」とか「学習指導の研究」、研究内容に「規律の徹底」という言葉が含まれていることがわかる気がします。この西田課長の言葉、「教師の力が子供の学力に」。先ほど教育長も、教職員の資質の向上というのを取り上げて説明されましたけれども、こういう西田課長の言葉を念頭に置いて、2教科とも全国と比べ、中学校は相当低いという調査結果をどのように考えられますか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほども申しあげましたように、追跡調査によりますと、27年度、

今の中学3年生が2年生のときから比べますと、若干伸びてますよということで、伸びてはいますよ。ただ、しかし、全国平均から比べますと、まだまだの部分はありますということで、伸びてはいますよというところを大事にしながら、子供たちの今後のまた学力向上につなげていきたいというふうに思っているところであります。

三股中学校のいわゆる魅力化といいますか、魅力化向上。

○議員（2番 楠原 更三君） それはまた次の質問で。

○教育長（宮内 浩二郎君） まだいいですか。ここにつなげて……

はい。

○議員（2番 楠原 更三君） 次で。

○教育長（宮内 浩二郎君） そういうふうに捉えておるところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ホームページにある表現も抽象的でありますし、今の答弁にしても、何となくやっぱりわかるのは数字なんですね、何にしても。統計、グラフよりも数字ではつきりと見たい。0.1上がっても、上がりは上がりで、10上がっても上がりは上がり。その程度というものをやっぱり知りたいと思うんですけども、そういうものもできれば、機会があったらお示しいただきたいと思います。そうでないと、具体性がなく、抽象的な部分だけで話が進むとなると、何をどのようにしたらいいのかというのは、逆に先生方もわからない部分があるでしょうし、町民の皆様も具体性があつたほうがより理解が進むのではないか。やっぱり根本にあるのは「文教三股」という言葉なんですね。文教三股の教育はどうあるべきかな、どうあるのかということの結果としてある程度は示していただきたい。非常に、今は、せめて県平均と、先ほどから繰り返しますけれども、そういうことを言っております。

三股町内の小学校を卒業したら、全員が昔は三股中学校に入学していました。しかし、今はそういう時代じゃありません。実際、小学校の運動会とか卒業式等に、三股中以外の中学校から祝電・祝辞が届くようになってきております。諸般の事情もあるでしょうが、今春、卒業生は資料3を見ますと、そこに、ことしの6月議会で教育課からいただいた資料を持ってきておりますけれども、県内の中学校、ここでは泉ヶ丘の中学校に8名、定員が40名中8名、三股町内の小学校から入学している。

それ以外に、県内の私立中学校に計6名、全部で14名の子供たちが、三股以外の中学校に入学しておりますけれども、諸般の事情、いろいろあるでしょうけれども、教育長はこの件について、どのようにお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 3月議会で、たしか情報を提供したと思っておりますが、（「6月

議会」と呼ぶ者あり) 6月議会でしたかね、済みません。

県内の小学校から、三股中学に来てほしいという思いは、もういっぱいでございます。特に、上位層の子供たち、付属中に行っております。

今、選択の時代でありますし、子供たちの将来を考えますと、やはりそれぞれの子供たち、家庭のいろんなご希望、進路、夢を実現するためには、やはりその子供たちを伸ばすということも、大事ではないかなというふうに思っております。

県立高校も、今、全て、どこの学校にも行ける時代であります。学校選択、学校指定というのはありません。中学校も、今、私立中学校ができたり、県立もあるので、選択肢が6つも7つも8つも出て、宮崎市あたりは、もっとすごい選択肢があります。

その中で、子供たちの夢がどんどん膨らんでいくということにつきましては、それを抑えろということはありませんし、子供たちを伸ばすということは教育の一つであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長(福永 廣文君) 楠原君。

○議員(2番 楠原 更三君) 今、選択の時代であると、選択ということですので、私が申し上げたいのは、選択される三股中学校になってほしいということなんです。部活動も盛ん、そして学力を伸ばそうと思う子、そういう子たちにも、それに応えていただける、そういう学校であるとなれば、三股中を選ぶ子は、当然、多くなると思います。実は、宮崎市内の中学校、とんでもなく先生方が一生懸命されます。もう、ここまでするのというぐらい一生懸命されるんです、全てにおいて。

ですから、選択される中学校を目指してやっているから、宮崎市内の中学校は入学生が非常に多く、自分の、そこに勤めていらっしゃる先生の子供も入ることができない状態であるということとは聞いております。そういうふうに、すぐになるわけではありませんけれども、目指すものとするれば、そこを目指していただくことはできないのかなと思います。

それから、今、高校のことを言われましたけれども、この12月8日の新聞に、もっと大きく、「都農高校、閉校決定」というのがありました。皆さん、これをごらんになったと思いますけれども、もうこれは県教委が決めていくことですが、この中の記事に、PTA会長、存続を希望するPTA会長の言葉がありました。その言葉、「一層魅力ある学校にならなければならない」という言葉がありました。

三股中学校は県内有数のマンモス校ですから、閉校となることは考えられませんが、一層魅力ある学校にならなければならないという努力は必要だと思います。いや、しなければいけない。ここには全て文教みまたという看板がありますので。

で、三股中学校の魅力をさまざまな面で、もっと高めることは、普段から検討されていると思いますが、こういうもろもろのことを踏まえて、中学校の一層の魅力化について、どのようなことを考えられているのか、行われているのか伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股中学校の魅力化向上への取り組み状況についてのご質問でございますが、ご存じのとおり三股中学校は生徒数800名を超える県下のマンモス校であります。教職員数も50名を超えまして、さまざまな行事等において、活気あふれる取り組みを行っております。大人数であるということから、さまざまな考えを持つ級友や教職員との出会い、切磋琢磨する機会が多く、人間的な成長が数多くあることが三股中の魅力であると考えております。

現在、多くの部活動において優秀な成績をおさめておりますが、このような大人数による磨き合いが、好成績の一因ではないかと捉えております。部活動が多いということは、生徒にとって、これもまた選択肢がたくさんあるという利点もございます。

また、学力向上という面でも、先ほどの答弁で申しましたように、少しずつではありますが成果があらわれており、小学校6校のほとんどの子供たちが、三股中学校に進学するという小中連携が図りやすい環境を生かし、学力を伸ばす総合推進事業等で取り組んできました研究内容を推進しまして、文武両面で魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えております。

また、三股中学校は町内唯一の中学校でありますので、町内の多くの皆様とのかかわりがあり、三股町のシンボル校として、たくさんの支援をいただいております。

また、中学校も町内の活性化のために、多くの町主催行事に参加、協力するなど、地域の学校として、多くの人から親しまれる学校であることも、魅力の一つであると考えておるところです。

今後も、地域の学校として、この取り組みを推進していくことが、三股中学校の魅力をより向上させることにつながるというふうに考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 県下のマンモス校ですけれども、1学級当たりの生徒数というのは、ほとんど普通の中学校と変わらないわけですので、三股中も1クラスで35名でしょうか、基本が。（「1年生だけですよ」と呼ぶ者あり）2年も35、（「40です」と呼ぶ者あり）40ですかね。

まあ、都城市内の中心部の中学校等も35とか40とかその範囲で、1クラス100名とか、そういうのはないわけですので、1人にかかる先生方の時間とか、そういうものは、そう変わるものではないと思うんですけれども、今、文武両面で魅力づくりと言われましたけれども、もう部活動のほうはよくわかってるんです、本当に三股中というと、全ての競技におきまして、すばらしい成績を上げていると。

だが、この勉強のほうなんですね、または文化面。言いたいのは、数字がよく出るのが勉強の面ですけども、そのことについて、もっともっとこう、先ほどもありましたけれども、先生方にハッパをかけていただいて成績が上がったと。上がったといっても県平均レベルですけども、それぐらいをお願いしたいと思っております。

ここだけで時間をかなり潰してしまいましたので、次に参ります。

次、小規模特認校につきまして、また似たようなこともありますけれども、現在、魅力化について、各小学校とも努力されてるように伺っています。近い将来、これが地域の活性化に必ず役立ち、町のバランスある発展に寄与するものと思っております。

そこで、これらの取り組みが、今のスタッフ、今の教職員の先生方のところででき上がって、異動によって変わるということがあってはならない。それぞれの地域に応じた定着したものとなってほしいと思っております。

今現在、特に宮村、長田、梶山につきましては、学校紹介パンフレットを作成され、就学前健診で配布するということになってるようですけども、もう作成されているのでしょうか。パンフレットをですね。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小規模特認校の、いわゆる町民への啓発につきましては、それぞれの学校のホームページ等で発信はしているところでございます。そのほか、オープンスクール等で説明をし、今度、小学校へ入る子供あるいは保護者の方へは、それぞれのダイレクトで、その特認校のよさ等を発信はしておるところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） パンフレットは作られてるんですか。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町民向けのパンフレットというふうに捉えますと、いろんな方法があろうかと思えます。ペーパーによるパンフレット、パンフレットというのは、いわゆる学校のよさを出すものとして、そういった案内は各学校を通じて案内はしているところです。そういったものをパンフレットと捉えれば、それもパンフレットになろうかというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私、先月、教育課が主催されて、梶山小学校における小規模特認校としての魅力化と地域づくりについての集会に行かさせていただきました。そのときの資料です。

で、この4地区分館で行われましたけれども、あの人口の少ない梶山で、いっぱいになりました。老若男女ですか、小学校のPTA関係の方のほうが少なく、一般の方がいっぱいいらっしゃいました。

このような、そうやって小規模特認校、そして梶山城のことについても説明していただく機会をつくっていただいたことに、非常にありがたいと思いました。本当に、この熱意というのを、熱意、そして興味・関心、小学校に関する、そういうものを持ちましたけれども、この資料の中の7ページに、学校紹介パンフレットによるPR、学校とPTAが協力して、小規模特認校の制度、存在、学校の特色、魅力を知らせるために学校紹介パンフレットを作成し、就学前健診で配布する。

そのほか、幼稚園、保育園を回ってパンフレットを設置したり、案内ポスターを掲示したりすると、こう書いてあるんですね。予定じゃなくて、すると書いてあるんです。

もちろん、例えばとありますけれども、例えばであっても、こうすると書いてありますので、今、12月ですから、もう来月ぐらいには就学前健診等々が行われるんじゃないかと思えますけれども、この時点で、私はできているもんだと思って、質問をいろいろ組んでいるんですけども、もう一回、お伺いします、この件について。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 例えばの話で、就学时健診等で案内をするということにつきましては、もう就学时健診等やっておりますので、そういったところで、次年度の就学時の親につきましては、案内をしておるところでございます。で、どこか掲示するということにつきましては、ちょっと、今、そこは認識不足でございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） これは、そのたくさん集まられた地区の方々に配られた資料なんですね。そうすると、ここに学校紹介パンフレットを作成し、配布すると書いてあるんです。これは、どうなんです、この表現。作成し、配布する。配布するものがあるわけですよね、ここに書いてあるということは。

済みません、誰がつくったんですか、この資料は。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） まず、先ほどのパンフレットと、あと、いろいろな取り組みについては、先ほども言いましたように、いろんな説明で示しているものもあつたりとかしております。

それと、例えば、庁舎のロビーで、小規模特認校の魅力を出したりとかってというような展示をしたりとかってということも、今、考えております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 違うんですよ、ここに作成し、配布するとあるんです。このことについてお願いします。

○議長（福永 廣文君） パンフレット自体をどこが発行してるのかでしょう。教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） いわゆる小規模特認校の説明というか、そういうものの資料は、つくってお示しというか、個別にお渡しはしたりはしています。

○議員（2番 楠原 更三君） あるんですね。

○教育課長（渡具知 実君） はい。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） だから、なぜ、ぽっとその答え、作ってますよということが出ないのかというのが、ちょっと不思議なんですけれども、あるんだったらあるなりに、広く示していただきたいんですよ。

対象児童、保護者だけでなく、町民の方々、広く、やっぱりみんなで知るということ、町がどういう政策を具体的にやっているのかということ、9月の議会でも、私は申し上げましたけれども、行政がやっていることを町民の方がどんだけ知ってるのかということなんです。

こういうことも、梶山とか宮村とか長田、から西小関係の方、対象となる方はご存じかもしれませんが、じいちゃん、ばあちゃんまでわからないということになるんですよ。ちょっと自分の孫がどうのこうのという人たちも十分対象になりますし、ああこんなことまでやって活性化に取り組んでるのかと思っていただきたいと思われませんか、どうですか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今、ご指摘があったように、もちろん、広く、例えば、保護者だけでなく、おじいさん、おばあさんにも知っていただくということは必要だと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） じゃ、思っていたら、そういうせっかく作った立派なパンフレット等々があれば、広く、周知のために配っていただきたいと思います。期待している方がたくさんいらっしゃると思います。よろしく願いいたします。

地域を挙げてと、地域と結びつくということが、この小規模特認校の意味にもあると思います。活性化につながりますので、ぜひ、やられていることは示していただきたいと思います。ちょっと時間が、いつものことですが、押してきましたので、次に行きます。関連もありますので。

次に、地域づくり推進事業について質問をします。

資料の4をごらんください。

みまたん地域づくり推進事業補助金、たしか6月議会でも、私はお聞きしたんですけれども、この説明文、読ましてもらいます。

「町では、町民と協力して、地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりの再生を推進することを目的として、地域または地域集落を超えて地域づくり活動を行う団体で、補助期間終了後も継続して活動を実施する見込みのある団体に活動費の助成をします。助成額は最

高20万です。」と、こう書いてあります。

深読みすればするほど混乱する部分が多いんですね。確認していききたい部分が幾つかありますのでお尋ねしますが、「町民と協力して」と最初にあります。これまでのこの事業を振り返ってみて、補助金以外に、行政としてどのような協力をしてきたのか、その例を幾つか、幾つかでいいですので紹介してください。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 町民と協力してというのは、その行政側だけではなくて、町民の、例えば、よく言われる公助だけではなくて、自助共助ですね、こういう部分を引き出しながらということで、地域づくり事業というのを取り組んできたというものでございまして、特別に町のほうから何をしてほしいという要望を出しておるわけではなくて、今までの地域づくりの中に行政側が主導になったものではなくて、地域が主導したものを一緒にやってきたという内容のものでございます。

例と言われても、大体、今まで取り組んだ事業がほとんどこういう形で、地域が主導となってやってきたというものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 地域がリードしてと、まあこれはわかります。それに対して、町は、どのような協力をされたのかという質問なんです。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 一つは、こういう補助金を出しているというのが一つだと思います。そして、こういった事業に対して、啓発を、広報紙等でやっておりますので、そういう支援協力のやり方は町としてやっている。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 今さっき、読ましてもらいましたけれども、非常にこれはよく回転すれば、これが三股だという問いに対する答えを導き出すような事業だと思うんですね。この事業こそが、三股が三股らしくあるための答えが出る、そういう事業ではないかと思っております。

しかし、この、今さっき読んだもの、目的を具体的に表すことが私の脳ではできないんですね。なぜならば、地域の特性、ここもちょっとはつきりわからない、この地域づくり推進事業に対して、それから創造性豊かで多様性に富む、どのようなことなんだろうか、それは考える方々のことだと思いますけれども、身近なところでの具体的な例を思いつかないんです。

それから、特に、この地域づくり推進事業を出されたときに、最初に想定されていた、この事業の完成形というものは、どのようなものだったのか伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） みんなで作るみまたん地域づくり推進事業は、議員がおっしゃったように、地域の特性に応じた創造性豊かで多様性に富んだ地域づくりに取り組む団体に、最長で3年間、補助金を交付する事業でございます。

この事業は、それぞれの団体が取り組む地域づくり事業の開始に当たって、円滑な活動を推進するためということで、必要な備品や、それから事務用品などの購入等に対して補助するものでございまして、用途にはいろいろ制限がございます。

そういう中で、行政側が理想としている完成形とのご質問でございますけれども、補助金の交付終了後も、継続して地域の活性化のために自主的な運営に取り組まれることを期待するものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） じゃ、今の、ちょっとよくわからんのですけれども、地域または地域集落を超えての地域づくりとありますね。どういうことを想定されているんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 一つの単位だということで、集落も一つの単位でございますし、各地域ですね、例えば、1地区、2地区の地域もそうですし、長田地域という、今度は大きな範囲の地域もそうですし、ここではですね、見直した際、駅周辺地域もということで中に入れてございますけれども、そういう地域を、この地域という限定したものじゃないんですけれども、そういう単位での地域を、ここでは表現しているものでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） じゃ、現在、この事業で助成を受けているものが、事前に想定されていたものと合致したものなんですか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 今、これまでに取り組んでこられた方、そして、今、今年度から取り組まれてる方も、全て、その地域というのは、地域の大きさは違うものの、それぞれ、のところに、それぞれの地域を対象とした事業でございますので、そこは推進委員会でも理解されたところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私は、6月の議会で、自治公民館をこの団体としてできないものだろうかという質問に対しまして、対象にならないと、自治公民館は、ということでした。なぜですか、もう一回、回答をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 自治公民館を、この事業の対象外としている理由につきましては、この事業に着手する以前、過去にさかのぼれば、みまたん夢あるふるさと事業というのがスタートなんですけども、平成10年度ですね。

こういう事業に、町のほうも、補助してまいりまして、行政地区や自治公民館が取り組む活性化事業、地域づくり事業に対して、補助金を交付して、いろいろな地域活性化事業を展開いただいたところでございます。

現在、これらの事業が、自治公民活動として定着しておりますので、自治公民館組織活動交付金ですね、教育委員会のほうから交付される交付金、こちらの中に地域割額として、それぞれの自治公民館に対して、こういう地域づくり事業にかわるもの、かわる補助金といたしまして交付しております。

で、地域の活性化事業を応援していることから、この事業では対象外と。一つの事業に対して、重複交付はしないということでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 地域づくりのためということですけども、今、行われている、この公民館組織活動交付金、これが現在の自治公民館の活動に使われているわけですね。それを維持しながら、もう一つの活性化のための事業を行おうとした場合は、自分たちでそれを工面しなさいということなんですね。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 一つの事業は、一つであって、その取り組む団体も同じでございますので、自治公民館が、その事業、地域づくりに取り組むということであれば、今の公民館の地域割額の中で対応していただくということでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） この、新たに地域づくりを行おうとして、新たな組織をつくるということは、おわかりでしょうけども、大変なことです。大変な労力を必要とします。もちろん、今ある自治公民館が、新たに地域活性化のための何らかの事業に乗り出すということも、簡単にできることではありません。実情として、公民館長さんが1年でかわるとか、2年でかわるとかというのが実情ですので、腰を据えて地域活性化を行おうとした場合に、公民館が主体となってやるということは、現状では、まず無理と思いますけれども、もし自治公民館を、この事業に申請できる団体とすることができれば、新たな組織をつくらなくても、既にある組織を活用することができるんです。

そうすると、地域づくり事業に取り組む自治公民館が出てくるとなれば、現在の自治公民館の役員会とか、支部長会というものの内容が変わってくると思うんですね。そこは活性化すること

は考えられると思うんです。

1年とか2年の縛りでの役員だったら、余計なことはせんぞというのが、現状、多いと思います。いろいろお聞きすると、「そなた、よだきね」とか言われる方がいらっしゃいますけれども、もし申請できる団体となれば、申請書類に対して、受け入れの場合の確認、いろんな機関があるでしょうから、そこを通して、もし認めてもらうようなところがあれば、その少しの変化が、地域、おっどんもやってみろかねとなるんじゃないかなと思います。

地域がこのままじゃいかんと思う人は少なからずいるんですね。けど、今の自治公民館の体制であれば、それが長続きは、なかなかしません。けど、公民館がそういう団体になるんだよ、新たな申請窓口があるよとなれば、今の役員の方々が自治公民館として取り組み、それが次の代にも伝わっていくというような流れが考えられるんじゃないかなと思いますけれども、もう一回、この地域づくり推進事業に申請できる団体として、非常に難しいと思いますが、自治公民館を加えることはできませんか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどから、企画課長がお話ししてますように、自治公民館、また地区公民館に対しては、地域割額という形で交付してます。

それを全部返していただければ、そしたら自治公民館も対象にします。しかし、今、補助金を二重交付というのはできませんので、ですから、要するに、自治公民館自体も汗をかいて、要するに、ほかの組織をつくって行って、そしてこういう形で、まちづくり、地域づくりをしたいということですね。要するに、それだけの、この熱意があれば、この対象になっていきますので。

ですから、今の、現在の自治公民館を対象にした補助金としては、みまたん地域づくり事業補助金は対象外というふうに考えてます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 任意団体をつくったとしても、時間のある程度余裕のある方々といったら年齢が高いんですね。ですから、せっかく任意団体をつくったとしても、5年先、10年先はその団体自体がどうなるかわからないという実情があります。

ですから、そうであれば、今、公民館組織活動交付金の中に枠を作っていて、プラス何かをされるとかそういうものがあれば、それを増加、増やしていただけるというような手だてというのはないものでしょうか。

例えば、文教厚生常任委員会で、9月の末に、岩手県遠野市に行かさせていただきました。あそこは、遠野市の中に90の自治会があるということですがけれども、市長の発案によりまして、おらがまちのお宝発掘を推進するというので、各90の自治会が、そのお宝の発掘・整備・保持

に努めていると、最高300万と聞きました。

これすごいなと思いつつ、もちろん他の自治体のことですからいいんですけども、やはりこのおらがまちという、このふるさとを大事にするという考え方からいったら、そういうような見方があっていいのではないかと思いますけれども、今、町長の、もう答弁がありましたので、これ以上の答えは、今、求めることは無理かと思いつつ、自治公民館が、本当に自治、その地域の独自の自治をやっているかという、あんまりないんですね。役場の行政事務連絡関係の仕事が大半で、あと年間行事でいけば二つ、三つあるぐらい、これが実情です。

特殊なもの、特性というものが、余りないんですけども、三股の、この、今、9地区といいますけれども、それをもっと細かく分けて、昔から伝わる地域、地域での特色あるもの、これをやっぱり掘り起こすということが、活性化につながっていくのではないかなと思いますので、もしよろしかったら、そういう面も考えていただいて、本当に、この地域の活性化、三股らしさというものを、草の根から考えていただければありがたいと思います。また、これにつきましては、何か考えたら、次の議会でもたお伺いしたいと思います。

時間が、本当、迫ってきましたけれども、もう一つが、9月議会でも質問をしましたが、でも、コワーキングスペースとインバウンドについて質問をしますが、でも、コワーキングスペースでは、今回、議案72号で取り上げられておりますけれども、9月の答弁にありました内容、その後の進捗状況について伺います。

特に、コワーキングスペースの導入セミナーとか育成講座の状況について伺います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） コワーキングスペースに関する事業につきましては、テレワーカーなど独立した仕事を行う協働スペースとして、旧商工館を整備する事業と、今、言われたテレワーカーの育成事業に取り組んでいるところでございます。

施設整備事業につきましては、12月竣工、来年1月オープンを目指して、現在、計画どおりに改修工事が進んでいるところでございます。

テレワーカーの育成事業につきましては、11月8日にテレワーカーのための多様な働き方セミナーを開催いたしまして、町内から19名の参加があったところでございます。

今月の19日から22日までの4日間、初心者向けのテレワーカー育成講座を計画しているところであり、現在のところ11名の申し込みがあったところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

次に、インバウンド事業ですけれども、南九大との連携が行われるということでしたけれども、

この件の進捗状況をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それではインバウンド推進事業につきまして、ご説明をいたします。

さきの9月議会におきまして、事業の目的、事業計画を述べさせていただきました。事業計画に基づく現在の進捗状況について、説明させていただきます。

まず、町内事業者に対する外国語研修セミナーについてでございます。

産業文化会館研修室におきまして、中国語講師に月野琳娜さん、英語の講師にライト・デレック氏を招きまして、11月に3回、12月に1回、合計4回実施しております。延べ参加者は20名でございました。

次に、多言語の観光案内につきましては、椎八重公園、長田峡公園、物産館よかもんや、上米公園の4カ所の既設案内板、看板にQRコードを追記しまして、多言語観光のホームページの作成とともに、スマートフォンとのアクセスによる対応を進めております。

次に、パンフレット作成による観光PRにつきましては、英語版2,000部、中国語版4,000部を作成しており、パンフレット作成業者の海外駐在所の配布と町内事業所の海外行商時にPRをお願いしているところでございます。

次に、長田峡の景観整備につきましては、南九州大学の基本設計に基づき、日本の景観を意識したもみじの植栽、かっぱ伝説に基づくオブジェの設置、遊歩探索ルートを示した誘導看板の設置、長田峡への誘導看板設置を進めているところでございます。

工期につきましては、12月中旬に着手し、翌年の3月中旬の完成を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

今、かっぱどうのこうの言われましたけれども、どこにつくるんですか、そのかっぱのは。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） かっぱのオブジェにつきましては、箇所としてはいろんな橋の上とか、いろんな遊歩ルートの各所に置きたいと思います。

今、考えているのが、陶器で、こちらのほうで作成して、数カ所に設置していきたいというふうに、（「長田峡にですか」と呼ぶ者あり）長田峡です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） できましたら、2年前ですか、広報みまたに眼鏡橋付近の写真が

どんと出まして、かっぱ伝説、都城島津邸に、かっぱの手足があるという記事が出ました。

多分、全国でかっぱの手足と言われているものが現存しているのは、ここだけじゃないかなと思うんですけども、眼鏡橋ということで、三股町史には、こう書いてあります。もしできましたら、二つ三つ作るんだったら、1つぐらいあすこにおいていただいて、その関連性を持っていただくと、もっと歴史的な広がりというのが、見られるんじゃないかなと思いますので、よろしかったらお願いいたします。

次に、文化財関連について質問いたします。

11月に梶山城址に文化庁から視察に来られるということでしたが、どのような状況だったのかお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 11月に来町された文化庁職員の動向についてのご質問ですが、今回で3人目の文化庁調査官の来町でありました。それぞれに、調査の目的が異なっております。

平成26年度は史跡の指定にかかわる部門の方、27年度は全体総括の方、そして本年度は史跡の具体的な調査・整備にかかわる部門の方の来町となりました。

各部門の調査官が来町されたということは、国指定史跡に向けて必要な各部門の調査官が梶山城跡を現地確認したことを意味しますので、文化庁からも梶山城に対する関心の高さがうかがえます。

さて、このたびは、具体的な調査・整備に関する調査官の来町でしたので、教育課のほうで2時間以上かけて、つぶさに現地案内を行いました。そこでは、梶山城の特徴を幾つかに絞るべきだという提言を受け、その特徴を具体的にどのように表現するかを協議しました。

さらに、表現のために必要な調査方法や整備について、貴重なアドバイスをいただき、今後の整備計画を策定していく上で、その方向性を示唆していただいたところであります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。非常にありがたい意見を言っていたと思いますけれども、そのときに、11月に行かれたときに、どう思いました、周辺道路を中のほう行かれたと思いますけれども。

では、もういいです、はい。

台風16号の影響を受けて、ものすごい荒れてるんですね。周囲を歩こうと、多分、1周しようと思ったら、途中で幾ら興味関心のある人でも、100人中99人は引き返すんじゃないかというぐらい荒れてます。杉の木は倒れてますし、崩れてますし、草はぼうぼう生えてますし、雨靴履いて行ったとしても、いやだなと思うぐらい。1人で行ったら、まず行く人はいないと思います。イノシシが出てきそうな感じがしまして、非常に荒れ果てているんですね。

もし、この文化庁の方が来られたという情報が広まったりしたら、もっと興味関心を持つ人が行くんじゃないかなと思うんですね。そのときに、行って、見た範囲内だけで考えますと、三股町は何もしとらんじゃないのと思われるんじゃないかなと思うんですね。どう思われましたか、課長。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） もちろん、台風などの影響は受けて、そこは、その状況というのは厳しいものがあるのかなと思います。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 町長、今、文化庁のほうからの3年間の、3カ年、26年、27年、28年と来ていただいたということですけども、何とか、本当に荒れ果ててるんですね、ますます荒れ果てるんです。杉の木を全部業者が切った後から余計荒れ果てた感じがするんですけども、台風16号と言いましたけれども、災害復旧事業の一環として、あの周囲を取り組むというようなことは無理なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の激甚災害を受けまして、農道とか農業施設、それと三長会とか各課のほうで、つぶさに検討をして上がってきましたけれども、梶山城は入ってなかったようでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 教育課は頑張ってください。もう本当に誇れる史跡であるということを感じられていると思いますけれども、ぜひ、整備のほうを、一生懸命していただけるような雰囲気になっていただくことをお願いしたいと思います。

次に、町内にある文化財の標柱、説明板について質問をします。

今までも言ってますけれども、非常に物足りなく不十分であります。ひとつ三股の特色の一つであります、三股の特色をつくっている一つであります梶山街道、寺柱街道の標柱につきまして、都城市内にしかないということを取り上げました。6月議会におきましては、検討したいと答弁をいただいておりますが、その後の状況を伺います。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） その点につきましては、標柱の設置位置、それとその設置効果などをいろいろ検討していっております。やはり街道ですので、道沿いに立てるのか、それともまた都城などは、ちょうど分岐点に立ててるので、こちらからというのがわかりやすいような位置に立ってます。

ですので、そこら辺を踏まえて、例えば、標柱にもっと工夫というか、看板をセットで設置し

てわかりやすいような表示にしたりとかというところを、再度、今、調整しているところです。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） ただいま調整ということですので、また質問いたします。よろしくをお願いします。

それから、ほかにも長田の仮屋地区に、町文化財となっています石敢當あります。ご存じだと思いますけども、標柱が腐って倒れて、石垣に立てかけてあります。文字もほとんど読めません。

同じように町内にある文化財の標柱とか説明板で、同様の状態、読めないとか折れてるとかいう箇所について把握されていますか、どうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 現在のところですけども、順次、そういった老朽化している標柱と
いうのを更新というか、そういうふうを考えております。

具体的には、釈迦堂跡などの３カ所について老朽化が進んでいるので、再設置を進めております。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） これも文教みまたということ考えた場合、どうしてもしてほしいと思います。今のあちこちにあるような状況というのは、決して望ましいことではないと思います。文化財を整備し保護するということは、町民憲章にあります先人の偉業に学ぶということにつながるんじゃないかなと思います。

また、それを地域で学ぶという史料にもなります。すぐにでもやっていただきたいんですね。これは、先人の偉業に学ぶと同時に、郷土愛を育む重要な教材となるんじゃないかなと思います。

町民憲章の内容が実感できるまちづくりにつながるようお願いしたいと思いますけれども、これにつきまして、町長、一言お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 説明板ですね、そちらのほうと標柱等ですけども、これについては、今、町史編さんというのをやっておりますので、そちらのほうとの整合性を十分一致させることも大事でございますので、今、一生懸命、この70年に向かって取り組んでる成果を、ぜひこの説明板と標柱等に生かし、歴史を大事にし、そしてまたこの三股町のこれからのあり方というのも、そういう歴史を踏まえての取り組みになろうかと思っておりますので、そういう取り組みをやらさせていただきますいなと思ってます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（２番 楠原 更三君） 三股町の70年ということとともに、三股改革の150年ということもありますので、ぜひ、歴史を大事にする町、文教のまちづくりをますます推進して行って

いただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 午後1時45分まで、本会議を休憩いたします。

午後0時24分休憩

午後1時45分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、午前中に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位4番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） 発言順位4番、日本共産党の森正太郎でございます。通告に従って質問してまいります。

三股町では、数年来、地域づくりの課題として、射場前、榎堀、五本松の3つの町営住宅の統廃合に取り組んでいます。中でも、最大の面積を誇る五本松団地については、その跡地利用も含めて、町民の大きな関心事項になっております。同時に、入居されている方々においては、この先の見通しについて大きな関心や不安を感じていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。

そこで、まず五本松団地の統廃合のスケジュールについてお尋ねをいたします。

以降は質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 町営住宅について、五本松団地の解体、転居など今後のスケジュールについてのご質問であります。

現在、榎堀第4団地、射場前団地、射場前第2団地、五本松団地の老朽化による建てかえ事業としまして、射場前及び射場前第2団地跡地へ集約し、新団地を建設する事業を進めているところでございます。

平成27年度に、榎堀第4団地24戸の解体工事及び新団地の基本設計や地質調査等を実施しました。ことし平成28年度は、新団地全70戸のうちA棟35戸の実施設計を行いながら、射場前及び射場前第2団地の既入居者12戸へ個別に移転説明を行い、11月上旬に全員の移転を終えましたので、現在、この2団地の解体工事を実施中でございます。

今後の予定でございますが、平成29年度、来年度ですね、新団地A棟35戸を建設しますので、五本松団地の入居者へは、来年4月以降住みかえについて説明を行い、A棟完成後、射場前、射場前第2、五本松団地入居者を優先に、新団地への住みかえを実施していく予定であり、平成

30年度は残りのB棟35戸の建設を行う予定でございます。五本松団地の解体につきましては、現在、全134戸のうち79戸がまだ入居されていますので、新団地や町内の既存の団地への住みかえが完了後、解体する予定であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 五本松団地については、議会でも何度となく一般質問で取り上げられております。住民の関心の高さが、そういうことからもうかがえます。

しかし、住宅の問題ですので、そこにお住まいの住民の暮らしというのをまず第一に考える必要があるのではないのでしょうか。五本松団地の解体については、住みかえの完了後に解体する予定であるというふうに、今、説明がありました。ということは、実質的に、まだ、いつまでに解体するので退去してくださいというようなスケジューリングではないということによろしいでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ただいま町長のほうから答弁がありましたように、平成30年度では全70戸が完了しますので、できるだけ早く移転を、住みかえをしていただきまして、その後解体していきたいというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 射場前、榎堀の団地からの移転について、トラブルのようなものは、今のところあったのか、なかったのか、伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 大きなトラブルはございませんでした。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ありがとうございます。トラブルがなくて何よりだと思います。

先ほど伺った今後の計画について、平成30年度までに2つが、建てかえが完了するという今後の計画について、お住まいの住民、今もう、五本松ですね、3つの住宅のうち五本松住宅しか今、入居者いらっしゃらないということですが、ここの住宅の住民に対して十分な説明が行われているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 移転についてでございますが、現在の入居者への説明ですが、平成27年7月に射場前、射場前第2団地、及び五本松団地の入居者へ、文書によりまして、集約建てかえ整備事業の目的等の内容説明と、アンケートを実施しております。五本松団地におきましては、住みかえ先の希望や要介護者等の有無等21の質問をいたしまして、70.4%の方

より回答いただきました。

その回答をもとに、建設戸数や部屋の間取り及び駐車台数等の基本設計を作成しまして、平成28年4月に、アンケートの集約結果と新団地の今わかっている分だけの概要を、同じく文書において報告させていただいております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） アンケートの回答が70.4%ということですね。

住民の皆さんの中には、そのスケジュールをしっかりと把握していらっしゃる方もいらっしゃいます。不安がある方がいらっしゃるんですけれども、お名前は控えますけれども、現在ひとりでお住まいの方で、例えば、建てかえ、住みかえの際には、現在おひとり暮らしなんですけれども、家族の方を町外から呼び寄せて一緒に住めるのかと、住みたいと思ってるんだよねというふうに話伺ったんですけれども、家族構成が変わっても、例えば今までと変わりなく入居ができるのかということ、ちょっと伺いたいです。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 家族構成が変わってからのといいますと、今住んでいらっしゃる方に、人数が増えるということになってくるんですかね。

○議員（1番 森 正太郎君） はい。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 基本的には、今現在住んでいらっしゃる方の住みかえという形になりますので、その中で、所得制限等の中で、今ここで即回答はできないんですが、所得制限等の基準内におさまるのであれば、検討の中に値するのではないかなというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ということは、その制限にひっかかる場合は、状況が変わる場合もあるということだと思います。アンケート調査の回答も、もちろん、漏れがある数字ですよ。アンケート調査だけでつかめないというさまざまな問題が、今私がお話しした以外にも、まだまだあるのではないかと思います。

もう解体、転居が終わってます射場前、榎堀はトラブルなかったということですが、五本松住宅に関しては、まだまだお住まいの方いっぱいいらっしゃいますので、住民の中に入って行って生の声聞くというのは、我々議員の務めでもありますけれども、地域にしっかり根差した行政というのも大切なのではないかと思います。

その上で、住民説明会とか懇談会を積極的に行っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今年度は、先ほどありましたように、解体工事に間に合わせるために、射場前、射場前第2団地入居者12戸へ、個別に住みかえについて繰り返し説明を行いました。それぞれに事情がありますので、多くの時間を費やしております。

五本松団地入居者への説明は、三股町営住宅建てかえ事業に関する要綱の中で、住みかえに対する移転料を規定しておりますが、これは昭和63年に県が作成したものに準じておりまして、28年が経過しているために、現在、県と宮崎市が見直しを行っております。本町も、それに合わせて見直しを行う予定でございますので、新規移転料の見直しや新団地の情報等を整理した上で、平成29年4月以降に説明会を実施する予定であります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 射場前住宅、榎堀について繰り返し説明を行ったと、この繰り返し、具体的に何回か、今わかれば。繰り返しているのは何回されたのかというのは、わかりますか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 具体的にはちょっと回数はわかりませんが、個別に行っておりますので、新団地希望者の方は、仮に同じく町営住宅のほうへ住みかえされた方もいらっしゃるし、また別の民間のところへ行かれた方もいらっしゃるし、それぞれに事情がありますし、時期とか、あと、中の荷物とかいろいろありますから、最高3回4回、行ったところもあります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。

やっぱり、コミュニケーションとっていくことで、さまざまその問題が解決されていったという部分もあるのではないかなと思います。残る、続く、五本松住宅に関しても、同様に、多分、回数はやっぱりこれまで以上に、足を向けて説明していただくべきだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

1つ質問飛ばしまして、順番ちょっと変えさせていただきまして、五本松住宅の住環境の改善というところについて、一番最初に述べましたとおり、住民の暮らしを守ることが、まず目下大切なことであります。

現在も多くの方が住まれている五本松住宅ですが、建物の老朽化に伴いまして、さまざまな問題が発生しております。住環境の改善が滞りなく行われているか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 住環境の改善といいますと、住宅設備の修繕等につきましては、不都合があったときについては、適時に修繕を行っております。そのほか、ここのご質問があり

ますように、樹木の剪定等に、よろしいですかね、これを。

○議員（1番 森 正太郎君） はい。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） よろしいですか。町営住宅の樹木の剪定等についてのご質問ですが、当初、入居時に、共同施設や場所は、団地内の入居者が協力し合って、清掃、草刈り、樹木の手入れを定期的に行いますという約束事を説明し契約を行っておりますので、全ての住宅において支部長が中心になってですね、入居者により管理していただいております。また簡易平屋の団地におきまして、政策空き家として貸し出しを行っていない部分につきましては、町で、2回草刈り等を実施しているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 共同施設や共有のスペースは、入居者の自主的に、整備してほしいというその文書を、後でご用意いただければなと思います。よろしく申し上げます。

何度か要望書を提出しておりまして、予算がつかないというふうな回答を、個別に担当課のほうでいただいているんですね。やっぱりそのとき、予算を、補正を上げてるんだけどつかないというふうに言われたこともあったんですが、やっぱり、そういう説明、ちょっと今の食い違ふなと思いますので、しっかりその文書なり、後で確認させていただきたいと思います。

落ち葉の問題とか、やっぱり雰囲気暗くなって、防犯上問題があるということで、なかなか住民の中で、もしかしたらそういう、お約束というふうに今おっしゃられたんですけども、しっかり認識されていないということもあるかもしれません。住民の皆さんも、入居料を多かれ少なかれ支払っているわけですから、剪定に限らず、転居される日までやっぱり気持ちよく暮らせるように滞りなく整備していただきたいと思います。

建物の外観についてなんですけれども、先ほど政策空き家なんかのお話もありましたが、誰も住んでない部屋ですね、空き家にしてある部屋ですけれども、ポストが置いてあったりするんですよ。そういうところにチラシがポスティングされると、これが風雨にさらされて、ぼろぼろになって、いかにもここ空き家ですよというふうな、もう宣伝をしているような状況も言われております。やっぱりその空き家っていうのは、犯罪とか事故、自然発火で火事が起きたりしたということもありますので、やっぱりこういう外観、防犯上の意味でも事故を防ぐという意味でも、もう少し、空き家といえどもきれいに整備していただくべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ただいま防犯の観点から、ポスト等にチラシ等が、という話ですが、今、ここは空き家ですのでチラシを入れないでくださいというシールを、今中耐のほうには、お張りしております。空き家分についてはですね、で、簡易平屋建ての分につきましては、政

策空き家については、多分、そこはなされてなかった部分もあると思います。反省の部分かなと思いますけれども、何せ取り壊しの予定のところでございますので、多くの費用をかけてなかなかできないところが現実でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） やっぱり、いつあそこ取り壊しになるかっていう、まだ明確なスケジュール決まってないわけですし、現実に暮らしていらっしゃる住民の方もいらっしゃるの、どうせ壊すからほったらかしにっていうのは、やっぱり住んでいる方にとっても余り気持ちよくないと思います。自分が住んでるところだけじゃなくて、環境ですね、地域ですから、やっぱり団地っていうのは。地域の改善っていうのは滞りなく、幾ら壊すとはいえ、建てかえるという話ではないので、できるだけそこは配慮していただけたらなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

1つ戻りまして、跡地利用についてというところで質問をいたします。

昨年9月の質問で、今欠席されてますけれども、福田さんのほうから、三股町と岩手県の紫波町の状況が似ているというお話があったかと思えます。その後、文教厚生委員会で岩手県に視察研修に行っまいりました。研修の際は、その紫波町と、先ほど楠原さんからお話がありました、同じく岩手県の遠野市も視察してまいりました。

紫波町のまちづくりは「オガールプロジェクト」といいまして、行政が、まちづくりを民間に完全に委託して委ねて成功した事例ということで、全国的に注目を浴びているそうです。遠野市では、その遠野市による「遠野遺産の認定」という事業を行っておりまして、これは世界遺産になぞらえて、先ほどお宝発掘という言葉がありましたけれども、遠野市の魅力を感じさせるような「かたちのあるもの」、そして「かたちのないもの」、こういうのを遠野遺産として認定して、次の世代に受け継いでいこうというものです。

この2つ、見て回ったんですけれども、紫波町と遠野市で共通のキーワードというのが、私が感じたのは、いかに住民を巻き込むかというところが、非常に特徴的だなあと思いました。

紫波町の場合は、プロジェクトを推進する上で、町長がみずから、2年間で100回以上、住民説明会を行っております。また、町と、公民連携推進協定を結んだ東洋大学の大学院、ここによって行われた可能性調査報告というのがありまして、こちらには250人住民が参加された。紫波町というのは3万3,000人の人口なんですよ、三股とそんな変わらないんです。250という数字ですね、例えば町がまちづくりの説明会しますよとって、その何百人も集まるっていう絵を考えたら、この数字がいかに大きいものかというのが少し実感できるんじゃないかなと思います。こうした取り組みで、その3万3,000人の町が、今では70万人の交流人口を誇っていると。こういう数字を聞いて、ああなるほど、まちづくりの成功例っていうのはこう

ということなのかと、少し私も実感したところであります。

遠野市の場合は、遠野遺産の認定条件っていうのがありまして、ここに住民を巻き込む仕掛けがありました。遠野遺産候補の推薦条件というのは2つ、一つは、その遺産の候補が、遠野市の魅力をあらわしているということ、そしてもう一つが、その遺産を認定後も、市民の手で保護、活用されていくものであること。この2つが、その推薦条件の、その2つだけらしいんですけど、そういう条件になってると。要するに、ふるさとのお宝だから市が保護しましょうというものではないんですよね。市民の遺産として認定されて、交付金、補助金の交付があるんですけども、実際にそれを守るのはそこに住んでる住民、市民の皆さんですよというふうに、最初から決められてるわけです。こうした仕組みで、現在149件の遠野遺産が今現在認定されているそうです。

研修報告みたいになってしまったんですけども、この岩手県のこうした現状を文教厚生の方で研修させていただきまして、視察した上で、やはり地域を活性化させるのに大切なのは、行政主導でやるのではなくて、だからといって民間主導でやるということでも、民間企業がやってくれるっていうのを待つんでもなくて、地域をいかに巻き込んで、これをすると、すごい、何もかもうまくいきますよみたいな、きれいごとだけじゃなくて、うれしいことも、また逆にその苦しいことやつらいことっていうのも、いかに住民と共有していくかというところに尽きるのではないかなと思います。

町長にお尋ねしたいんですけども、五本松団地の跡地利用ですね、今さまざま計画されていらっしゃる、頭を悩ませていらっしゃると思うんですけども、さらなる住民との積極的な意見交換というのが、私はどうしても必要だと思うんですけども、この辺どうお考えかお聞かせください。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 跡地活用につきましては、今のところ全く白紙でございまして、これをどのような形で形をつくっていくか、プランをつくっていくかというのは今後の課題かなというふうに思っております。

といいますのも、まだあそこに、五本松団地自体には、まだ住民の方が住んでいらっしゃいますので、こちらが余りにも先行して、いろんな形で提案すること自体は、早く出ていけっていうような感じの印象を与えますので、まずはじっくりと、皆さん方に説明して、そして、もう南海トラフなんかも想定されるということであれば、やはり、長屋のこういう、簡易平屋建ての住宅は大変危険でございまして、ぜひ皆さん方には、新しい住宅あるいはまた住みかえ等ですね、やっていただきたいなということを、まず第一に考えてます。その中で、ただ、それが終わってからやろうっていうんじゃなくて、また庁内ではやはり若手職員を中心にしたところの検討委員会、あるいはまたその中に、やはり民間の知恵を生かす取り組みとしまして、ある金融機関等が

入っていただくとか、そういう形で原案といいますか、基本的なプランをつくっていききたいなと思います。これまで、アグレッシブタウン構想とかですね、それとか、また総合計画等でも、いろんなご意見等、三股町に何が必要かと、これからどうあるべきかという、そういう声もありますので、そういうのを踏まえながら、いろいろと検討さしていただきたいなど。

言われるように、住民の声をいかに生かすかということが大切なことですが、やはり議論をする前提としまして、ある程度のプランをやはり皆様に投げかけていくというのも一つの方法でございますので、でないと、百人百様なんですね、全然まとまらないんです。ある意味で、こういう方法で、言われましたように、紫波町の計画というか、そういうふうな、先進的な事例もございまして、そういうのも参考にしながら、どういう形で住民を巻き込んでいくのか、そういう手法等を勉強しながら、そしてやはり、本町にマッチングするようなものは何かということを中心に考えていきたい、そして、そういうふうなものを、この三股町の大きなこれからのテーマとして、この事業を進めていきたいというように考えてます。もちろん、言われるように、住民の声は十分聞きながら検討していきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） だとすると、もう少し住民の暮らし最優先っていうところも含めて、これは積極的な意見交換っていうのを行っていただきたいと思っております。最初に申し上げたように、やっぱり住んでる方の中には、ここはどうなるっちゃろかい、いつ壊されるっちゃろかいという方がまだまだいらっしゃいますので、やっぱりそういうところも含めて、皆さんが解決してから着手しますよっていうところも含めて、しっかりと印象づけていただきたい。そのためにも、積極的に意見交換していただきたいということです。

跡地利用、その後、あそこをどう活用するかということに関しても、住民の声を、何というか、どちらが優先とかいうわけではなくて、やっぱりそこに意見交換だと思っておりますよね。こういうプランがあるんだけどというのを、丁寧に丁寧に説明していくと。紫波町の場合も、住民のアンケートをもとにしてつくったプランではないんですよね。キーマンとなる方が2人いらっしゃって、そのことを住民に繰り返し繰り返し、ほんとそれこそ100回以上説明していく中で広がっていったということがあると思っておりますので、意見を優先させるとか、そういうことは後回しにして、もうとにかく回数を重ねていただきたいと、足を向けていただきたいということでございます。

次に参りたいと思っております。

関連したような話題でございますが、地域活性化の施策についてと通告しております。さまざま、この一般質問においても、たくさんの御意見が出されておりますけれども、私もその都度いろいろ考えてきたことがぽつぽつとありましたので、ここでひとつ、まとめて吐き出してしまお

うかなということで、こういうふうに通告させていただきました。

住民が参加するということがまちづくりに不可欠であるという主張を、先ほど来お話ししてまいりましたところですが、今現在、本町は、子育て支援を初めとする施策によって、人口が微増という傾向にあります。午前中の質問でも同様の話題が出ておりますけれども、改めてこの状況を、町長、どのように認識されているか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この三股町の人口が増加していることの認識ということですね。

昨年の本町の国勢調査の確定値では、人口が2万5,404人で、4年前より604人増加しております。増加率は2.4%であります。そして、県内トップの結果でありました。昭和23年の町制施行時の人口が1万6,346人で、その後、一時減少に転じたものの、昭和45年以降、増加傾向にあります。

人口増加の要因としまして、都城市のベッドタウン的な要因とともに、恵まれた自然環境、利便性の高い交通アクセス網、子育て支援などの充実等が挙げられており、人口増加の効果としましては、産業、教育、医療、福祉、財政などあらゆる分野により影響を与え、町が元気で発展し続けることにつながるのではないかと思います。そのような中、本町においても、将来、人口減少が推測されておることから、今後、総合戦略に掲げております事業を中心に、総合的に、人口維持、増加対策につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 昨年発表されました三股町の人口ビジョンを見ますと、やっぱり今の時期ごろをピークに、本格的な人口減少期が到来するだろうというふうに予測をされております。

さまざまな要因があると思うんですけれども、主だったものとしては、やはり高齢化、少子化、そして若者世代の流出ということが、中ほどに挙げられておりました。現在、増加傾向にあるのはやっぱり社会増ですよ、転入されてきた方が多いと。中でも、子育て世代の流入が上回っているということなんですけれども、これ、25歳から29歳の世代が転入が多いと。逆に、それより若い世代ですね、15歳から24歳の世代というところを見ると、今15歳から29歳の間の話してるんですけれども、15歳から24歳の世代を見ると、流出が上回っている。この傾向は1980年代からずっとこれなんですよね、25歳から29歳というのはどんどん入ってくるけれども、その下はどんどん外へ出ていってると。この間の世代の人口っていうのを見ますと、平成17年から22年、5年間で600人のマイナスなんですよね、若い世代が。全体の人口っていうのは、先ほど町長から604人の増というふうに言われてるんですけれども、平成17年から22年の5年間を見ると、この若い世代っていうのは600人減ってるんです。

これは、その状況を表現すると、子育て世代どんどん入ってくるけども、子供は成長したら出ていってしまう。それが、帰ってくる人数と差し引き5年間で600人、年間120人ぐらいがマイナスなんだというふうなことになります。

この原因としては、やはり厳しい雇用環境という問題は、まず指摘されておりました。しかし、この雇用の創出というのを、この三股町で、定住自立圏がある中で、この三股町だけが雇用を創出できるかと考えますと、これはやはり日本中の問題なので、その解決っていうのは困難、ほんとに困難な課題だろうと思われております。

これについては、志布志、曾於、都城を含む定住自立圏で連携していきましょうということになっておりますので、私はこの中で企業を取り合ってもしょうがないんじゃないかというふうに思っております。人口に関してもそうですね。この中で、先ほどおっしゃられたように、人口の奪い合いをしてもしょうがないんじゃないかという意見がありましたけど、私もそう思います。

そういうところで、町として何ができるかって、何をすべきかということを考えますと、率先すべきことは、三股町民を増やすということではないかと思えます。三股町民増えてるじゃないかというふうに思われるかもしれないんですけども、確かに人口は微増してますけれども、私は、果たして三股町民は、むしろ減少してるんじゃないかなと思うわけです。

というのも、これ象徴的なお話がありまして、一つご紹介いたしますと、都城から三股に転入されてきた方が、都城市役所に行政手続に行かれる方がいると。それで、窓口で、ここで手続きできませんよって言われたら、何でできないんだっていうふうに窓口に戻されるそうなんです。つまり、住所は三股にある、免許証の住所は書き変わってるけれども、自分は都城の人間だという意識で住まわれている方が少なからずいらっしゃる。

これアンケートとったわけじゃないんで、何割がそういう認識なのかっていうのはわからないんですけども、ただ、そういう、くどい話を聞いたんですよ。私も、確かになと思って。私の同世代の友人も、子育てではないんですけども、結婚して、三股に引っ越してきたけれども、いつ都城に戻るかわからないんですよ。そういう、もう不安定というか、気持ちが三股に引っ越してきてるわけではないんだと、彼らは、若い世代っていうのは。たまたま通勤に便がよかったり、税金が安いとか子育てがしやすいとか、そういう評判で引っ越してきたけれども、やっぱり都城のほうがおもしろいとか、あっちのほうが都合がいいよねっていうふうに、どんどん思考が切り変わってってしまった場合、やっぱり気持ちを、何がそこを、三股につなぎとめることができるのかというところを、ちょっと真剣に考えていかなければいけないのかなあと思っております。

地域的な特性として、先ほどから都城のベッドタウン的な要素というふうな言葉が出ております。ただ、都城のベッドタウンというしるぎ方はですね、雇用という部分ではあると思えます。

有効な生き残り方の一つではあると思います。

しかし、都城のベッドタウンというところに甘んじていって、そういう地域で育った子供たちが、ベッドだと、あくまで寝に帰るだけだと、お父さん、お母さんがそういう意識で育った地域で育った子供たちが、将来、三股町でもう一回暮らして、ここまちづくりしようかというふうな選択をすることは、私は厳しいのではないかなと心配しております、今。

地域の集まりに行きましても、消防の集まりなんかに行っても、やっぱりよそから来ましたっていう若い人はほんとに少ないんですよね。もう小さいときから三股に住んで暮らして、辛うじて流出しなかったっていう若い人たちが、そういうところに集まってきてくださってるんです、これもまたありがたい話なんですけれども。ただ、新しく新興の住宅街に引っ越してきている方々が、そういう、地域の地域づくり、まちづくりというところに、もっともっと参加してもらわないと、やっぱりこの先の人口減少というのも、ほんと大きな問題なんですけれども、歯どめの一つにもほんとにならないのではないかなと、やはり人口増は一時的なもので終わってしまうのではないかなと思います。

ほんと、雇用という部分で、ベッドタウンというのは有効な手段だと思うんです。それだけではなくて、家庭と職場と、やっぱりもう一つ、地域というつながりを抜きにしては、この先なかなか伸びていかないのではないかなと思っております。

三股町の魅力として、子育てしやすい環境というのを挙げられます。私もそう思います。しかし、よく考えたら、子育てしやすい環境っていうのは、これ地域の魅力じゃなくて、私は行政の魅力だと思うんですよ。地域の魅力と、その子育てしやすい行政をしているというこの魅力というのは、少し違うのではないかなと思うんですけれども、町長、これ、いかがですか。これ、地域の魅力と言えるでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、この三股町がベッドタウン的要因もあるわけなんですけど、それに甘んじてるわけではないわけですね。それ以外にも、やはり地域の、この三股町の魅力を発信しようということで、いろんな取り組み等もさせていただいております。

人口が、17歳から22歳は減るといって、やはり就職、それとまた大学と、そういうところで、一時的にはその部分が減って、そしてまた25歳以上になったら帰ってくるというようなことで、ある程度は挽回できるんですけれども、全て挽回できるという状況ではないということで、県のほうも、今、一生懸命ですね、雇用という部分で、県内就職率を高めようと、全国で一番最悪だということをございますので、そういう取り組みも一生懸命されますんで、それに合わせたところで、本町でも雇用の場の創出ということで、工業団地の造成とか、あるいはまた地場産業の育成で雇用を増やしていこうと、そういう取り組みを今一生懸命やってまして、そういうとこ

ろが、少しずつ芽を出しつつあるというところでございます。

言われるように、よそから来た人をいかにその地域にとどめておくかというところでの魅力化というのは、非常に重要だろうというふうに思いますが、子育ての部分も、やはり行政の魅力だけじゃなくて、やっぱりそういう環境をつくる部分が皆さんが感じられているんじゃないかなと、そういう三股町っていう部分の魅力の一つという形で感じられて、三股町に移住ちゅうか定住しようというふうに考えていらっしゃるんじゃないか。行政の魅力なのか地域の魅力なのか、ちょっとこう、判断しかねますけれども、三股の魅力であることは確かだと思います。それ以外にも、いろんな魅力を図りながら、この定住につなげていきたいとは考えています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 行政の魅力化というのは非常に大事なことだと思います。やっぱり、すばらしい行政があって、福祉があって、その上で地域の魅力というのがあってしかるべきだとは思っています。

地域にしかない魅力というのは、そこにどういうランドマークがあるかと、どういう観光地があるかという以前に、人とのつながりが、僕はもう一番の魅力だと思うんですよね。私、11年東京に住んでおまして、さまざまな地域に住んだんですよね、東京でも。仮に、今プライベートで、じゃあもう一回都内に訪問しようということになったらどこに行きたいかなって考えたら、スカイツリーでもお台場でもないんですよ。渋谷とか新宿でもないんですよ。あの人に会いに行きたい。あの人がいるあの町に、ちょっともう一回行ってみたいなっていうことを、一番に頭に出てくるわけですよ。

だから、雇用の確保や子育て支援っていうのは、もう生活の基盤として、これはもうやらないといけないことなんですよね、やっぱり、土台ですから。その上で、また戻ってきたい町、三股町っていうのはどういうところかと考えたときに、やはりこの育った地域でしか会えない人たちという思いが、人を一番地域につなげるアンカーになるのではないかなと思うんですけれども、人とのつながりっていうのを、もっとアピールする取り組みを行っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そうですね、やはり、どこに住みたいかってなったときに、そういう住環境、そしてまた自然環境、いろんな環境的な恵まれたところというのも一つの魅力でございますけれども、言われるように、人間的なですね、つながりのある、温かい町、人情味あふれる町、これも非常に大変な魅力だというふうに思います。

そういう意味合いでは、三股町も昔から、そういう人のつながり、そういう公民館の加入を含めたところ、そういうところが非常に高かったわけなんですけれども、ただ残念なことに、今現

在は、よそからの転入者等のところが、なかなか公民館の加入率含めて、非常に低下しているところ、そのあたりのところの再構築というのが非常にまた一つの大きなテーマかなというふうに思ってます。といいますのも、やはり、将来的なといいますか、直近かもしれませんけれども、大規模な災害等があったときには、やはり自助共助という、隣近所、向こう三軒両隣、そういうところの力というのが非常に重要でございますので、そういう意味合いで、人のつながりというのを構築していくというのも大きな行政の課題というふうに考えてます。

そういう意味合いで、来年以降ですね、そういう自治公民館の加入率アップというのにもですね、一生懸命取り組み、また地域の中でのつながりというのを構築、そういう意味合いでは、今一生懸命取り組んでます高齢者の居場所づくりということでサロン活動、これも一つの大きなこの町の魅力になっていくんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 人とのつながりを構築していくと、公民館の加入率を促進させていくというふうな具体的な政策が出ました。

午前中の質問で、人と人をつなぐ町ということで、具体的な政策として、地域おこし協力隊というのが出ました。これ以外で、やっぱり若い人たち、せっかく移り住んでくれた、転入してきてくれた方々に対して特化した具体的な政策というのを、ぜひ考えていただきたいと思えます。ちょっとなかなか今すぐぱっと提案できなくて言いつ放しになってしまうんですけども、そういう、ほんとに人とのつながりっていうのは、先ほどもおっしゃられましたように、防犯や防災、防災っていうか、減災の意味でも非常に重要ですので、ぜひともこれから人とのつながりというところをもう少し意識して、せっかく5つのキーワードの中で、人と人とのつながりっていうことを挙げられてるわけですから、もう既に挙げられてるわけですから、やっぱり具体的な政策、キーワードの具体化というのを、ちょっと進めていただきたいなと、もう一つ前に進めていただきたいなと思えます。

地域の魅力をさまざま発掘して発信されているという話も先ほどありました。地域の魅力をどのように発信しているかという現状の取り組みについて、伺いたいと思えます。今、どの分野でも広報、情報発信で重要なポジションを占めているのは、インターネットですね。本町でも、三股町のウェブサイトから、ふるさと納税特設サイト、みまた〜ん. comなど、多様にウェブ発信がされております。またウェブ以外でも、広報みまたや、こういった紙媒体での情報発信っていうのも非常に活発に行われております。

これらの情報発信について、定期的な検証や、また評価というのがされているのか、お尋ねしたいと思います。それと合わせて、ウェブページのアクセス状況についてもご回答お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 町のホームページは、平成14年度に開設しておりまして、平成23年度から24年度にかけて、パブリックコメント機能や検索機能の追加、各部署からの編集方式の導入というリニューアルを行っております。その際に、電算組織運営委員会において、検証や追加機能の評価等を行ったところですが、現在ではリニューアルの予定もないことから、検証、評価は行っていません。

なお、ホームページのアクセス数なんですけれども、平成27年が38万1,882件、この歴年で27年ということでお願います。ページアクセス数が193万8,396ページビューになっております。平成28年が11月までということで、こちらがアクセス数が34万8,375件、ページアクセス数が179万4,853ページビューとなっております、ほぼ27年、28年、アクセス数、ページビュー数それぞれ変わらない状況でございます。

それから、そのほかのアクセス状況でございますけれども、移住定住特設サイト、みまた〜ん.comというやつですけれども、こちらにつきましては今年度4月から11月までの8カ月間になりますけれども、セッション数、アクセス数、こちらが2,139件、ページビューが6,515ページビュー、平均閲覧ページ数が3.05ページで、平均セッション時間、滞在時間、こちらが2分26秒となっております。

それから、ふるさと納税の特設サイトでございますけれども、こちら、当初、アクセス状況を確認する機能がなくて、年度途中でその機能を入れました。6月16日からの数字となりますけれども、11月いっぱいまでですけど、セッション数が2,071件、ページビューが1万1,281ページビュー、平均閲覧ページ数が5.45ページ、平均セッション時間が3分3秒となっております。

それから、最後に町のフェイスブックでございます。こちらは平成25年度にフェイスブック検討部会というのを立ち上げまして、管理者を現在、この方々が今、管理者ということになっているんですけれども、庁舎内に推進委員、まあ編集委員です、こちらの方を37名、お願いしております、今年度の閲覧数のほうが45万9,759件というふうになっております。アクセス状況については以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ふるさと納税のポータルサイトのほうはわからないですかね。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） ふるさと納税の特設サイトは、6月16日からの数字ですけれどもということで、セッションが2,071です。

○議員（1番 森 正太郎君） ポータルサイトのほうです。特設サイトじゃなくて、ふるさと納税が全国のが集まって、その三股町のページが……

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 納税サイトですか。

○議員（1番 森 正太郎君） そうです。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） ふるさとチョイスのことですね。ふるさとチョイスのほうは聞いておりません。申しわけありません。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意外と見られてるなという感想なんですけれども、活性化で、移住定住促進サイト、ここをやっぱり期待されている方も多かったと思うんですね。正直に申し上げまして、ウェブサイト、特設サイトについては、もうつくりっぱなしだなという印象を受けております。

ウェブサイトで、今報告になかったんですけれども、一番充実してるなと思うのは文化会館のサイトです。三股町文化会館のサイトが本当に充実してて、昨日の時点で最新情報が11月3日が最新だったのはちょっと気になったんですけれども、来年の講演までしっかり見やすく発信されていて、クリックすれば、すぐチケット情報だったり、時間の情報なんかに飛んだり、すごく見やすく発信されていると思います。

フェイスブックも、ものすごく充実してて、やっぱり毎日更新されて、何でこんなことできるんだろうなと思って、お話を聞いたら、かかわってる方が37名もいらっしゃるということで、どれだけの手間や時間というのが職員の負担になっているかはわからないんですけれども、それだけの人手をかけるだけの発信力はあるなと思いました。

一番見にくいのは、みまた〜ん. c o mですね。町外に向けて発信されているみまた〜ん. c o mが、まずニュース性が全くありません。表示されている情報が、これ最新情報なのか、何年前の記事なのかというのが書いてないです。わからないです。知りたい情報が見つからないとか、存在しないというのもすごく大きい問題です。例えば、三股町で働き口があるだろうかということを知りたい人が、トップページの中の三股で働くというバナーが中ほどにあるんですけれども、これをクリックすると、動画が始まります。その動画、すごくいいんですよ、いいきなんですけれども、見たいのはそういう情報じゃないじゃないですか。どういう働き口があるかなというふうに探しているわけだから。それで、一回戻って、もう少し下にスクロールして、ページの下の方に緑色で仕事って書いてあるリンクがあるんですよ。これを押すと、どういう情報が出てくるかご存じですか、これを押すと。404っていう数字が出てくるんですよ。これは、指定されたアドレスが存在しませんというエラーです。アドレスを見ると、「みまた〜ん. c o m / w o r k」って書いてあるんですけれども、そのサイトはありませんよと。要するに、三股町に雇用の場は用意されとらんとやなと受け取られても仕方ないと思います。

実は、トップページの一番上に、やっぱりメニューがあって、ここは仕事というリンクがあるんです、上のほうにも。これ、信頼のテキストリンクですから、ここをクリックすると、今度は、仕事、ジョブ、イン三股というページに飛びます。これアドレス見ると、「みまた〜ん.c o m / j o b」と書いてあるんです。ワークはなかったけどジョブはあるんです。これ、単純なリンク先の指定ミスなんですけれども、ワークがないから、これジョブに飛ばそうという、そういう配慮は、今パソコンはそこまで頭がよくないんで、できないですから。ワークって指定しない限りは、このページに永久にたどり着かないんです。ようやくたどり着いた、その仕事イン三股、ジョブイン三股のページで、何が一番上に書いてあるかと。これ、募集の終了した地域おこし協力隊の募集要綱が一番上に書いてあるんですよ。せっかく見つけた雇用の方は、もういきなり募集終了しています。

でも、どうしても三股に住みたい、三股で働きたいという、気の長い人だったら、もしかしたらもう少しだけ下まで見てくれるかもしれないです。次に出てきたのは、商工会のホームページのリンクです。たくさん事業所があるんだなと、三股、いっぱいこういう会社があるんだなということはわかるんですけれども、三股で働けるかどうかは、まだここはわかりません。業者のリンクですから。別に求人サイトにつながっているわけじゃないですから。そもそもそれ、みまた〜ん.c o mじゃないですから。そのサイトは、もう既に。もう一回戻って、もう少し下げると、その下に「みまたんしごつ（仕事）探すら、ハローワーク都城へGO！」って書いてあります。ハローワークのホームページへのリンクがあるんです、そこをクリックすると。やっぱりみまた〜ん.c o mから出るんですけれども、ハローワークだったら三股の仕事が見つかるかなと思ってクリックするじゃないですか。そしたら、ハローワークの地図が出てくるんですよ。ここに行ってくださいと。所在地と地図は、みまた〜ん.c o mサイトにも書いてあるんですよ。何でここでリンクしてるか全く意味がわかりません。そもそも、町外やあるいは県外の方に向けて、三股の仕事を紹介してくれるんだというふうなリンクかなと思ったら、最終的には都城のハローワークに行ってくださいって、どういうことだと。全くみまた〜ん.c o mは、僕は意味がわかりません。まだ回覧板のほうが、回ってくる回覧板のほうが有益な情報が載っていると思います。

町長は、名指しで申しわけないんですけれども、みまた〜ん.c o mのトップページで、「このみまた〜ん.c o mは、中略しまして、移住をご検討されている方々が必要としている生きた情報を伝えるサイトです。」とご挨拶なさっていますけれども、果たして生きた情報が伝わっていると思われませんか、どうですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） お話を聞くと、なかなか生きた情報がないということでございますの

で、十分反省を踏まえながら、内容等検討させていかなければならないなど。いつもこのホームページのほうと町のフェイスブックいつも見てるんですけども、ドットコムの方は、なかなかそちらのほうにアクセスしてませんでしたので、よく理解はしてないところでございます。今後、十分内容等検討させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この、みまた〜ん. c o mですね、今後どうされるおつもりなのっていうのを聞こうと思ったんですけども、しっかり運営していくのか、もう潰してしまうのか、それとも、このまま生きてない情報を発信し続けるのか、どれをするんだろうなというふうなお尋ねしようと思ったんですけども、今、しっかり運営していくというふうにお答えいただいたんですけども、あれ、外注ですよ、みまた〜ん. c o mは。外部委託ですよ、あのサイト自体は。どうするんですか、これ。

更新頻度っていうのは、先ほどお話になったフェイスブックとは比べ物にならないですよ。毎日毎日更新されてるフェイスブック、これ本当に頻繁に生きた情報が更新されています、フェイスブックは。でも、フェイスブックっていうのはニュース性はものすごく高いんですけども、知りたい情報、アーカイブを参照するのが非常に面倒なので、こういうことを知りたい、例えば、仕事を探したいとか、きょうイベント何やってるんだろう、12月の何日、イベント何やってるんだろうみたいなのを探すときには、やっぱりホームページのほうが、カテゴライズされたウェブページのほうが使いやすいですよ。だから、情報発信していくんだったら、こういうフェイスブック、SNSと、また固定のウェブサイトと、SNSと両面で整備を行う必要があると思うんですけども、みまた〜ん. c o mを運営できるんですか、こういうふうに。有用な、生きた情報を発信できるサイトにできるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） いろいろご指摘くださりましてありがとうございます。

ことし3月に立ち上げたサイトでございます、確かに立ち上げてからほとんど手つかずの状態、業者のほうに見直しのほうはかけているんですけども、なかなか調整がつかずに現行のまま。空き家情報等も中のほうに入れながら充実させていこうという計画は持っておりますけれども、なかなか実行に移せていない状況でございます。帰って、課のほうで検討いたしまして、早急な対策をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） みまた〜ん. c o m自体がもう空き家状態ですから、あれを本当にどうするのかっていうのは、考えたほうがいいと思います。

次に参りたいと思います。インバウンド対策ということで通告しておりますけれども、単刀直

入に、外国人に向けた本町のアピールポイントは何か、お考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） インバウンド事業ということで、外国人観光客に対する事業ということでございますが、インバウンド事業につきましては、9月の議会でも申し上げましたとおり、本町の魅力というところでは、見る観光もしくはする観光を外国人観光客の需要の焦点として考えております。また、本町の地の利、観光資源を生かした整備、観光PRを進めております。具体的には、日本らしさ、これをテーマとした四季のある景観の活用、陶芸等の工芸文化を体験できるアトリエロードの活用をアピールポイントとして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 本町ではインバウンド事業として、10市町連携インバウンド事業をやっておりますよね。これについて、去年の、ちょうど1年前の12月議会で担当課から「よその市町村に負けない、魅力ある観光地を持つことが必要」という答弁がありました。つまり、これ乱暴な言い方すると、10あるわけですから、ほかの9市町村からこの外国人観光客の持ち時間を奪って、三股で時間とお金を使ってもらおうということですよ。この、ほかの市町村に負けないということは。

インバウンドの午前中話があったのは、長田峡の整備と外国人に向けた案内板の整備ですよ。それで何をアピールするかというと、見る観光、する観光ということで、中身はそういうことだと。手段としては、観光地の整備と多言語の案内板の表示だということですが、去年の予算はたしか1,100万円でインバウンドやっております。ほかの9市町村に負けない、負けない観光的魅力をこれで作れるとお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 10市町で、こちらも連携しながらの観光ルートの開拓ということでやっておりますけれども、本町につきましては1,100万という事業費の予算の中で、何を見る観光でアピールできるか、する観光できるか、既存の資源というものを活用してPRしていきたいというふうに思っています。

あと、去年12月、そういった回答を当部署のほうからしたということではありますが、私の考え方としましては、この10市町、それぞれの魅力あるところをルート化して行ってやっていく。そういった考えのほうが必要ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 道すがらということですよ。その10市町を回らる中で、三股も、

ざっくりと言い方をすると10分の1の時間とお金を三股で落としてくれればいいということだと思います。

しかし、今、三股町に外国人観光客がどっと押し寄せる状況ではないという中で、これを10市町で分けるとなると、やっぱり必然的にほかの9市町の時間を奪わなきゃいけないと思うんです。それだけのパワーが、三股町に外国人観光客に対するパワーがあるのかなと言われると、私から一つ提案がありまして、若者のざれごとと聞き流さないでいただきたいんですけども、私、三股に世界一が今あると思うんです。三股の外国人に向けた世界一、これは、三股町は世界一外国人観光客の来ない町というアピールをしてはどうかと思います。本当に何もありませんよと声高に叫んで、要するに極限までハードルを下げた上で最大限のおもてなしをする。三股の魅力というのは、爆買いに対応できる店舗でも世界が熱狂するような観光スポットでもないです。当たり前そこに自然だったり、またここに息づく人々、こういう魅力が地域の魅力だと。こんなものしかないんですけども、よければお立ち寄りくださいというふうに、どうですかね。何もありませんよと、本当に何もありませんよというふうに、手を後ろに回されると、何隠してるんだと気にならないですかね。ぜひご検討いただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 非常に、別の視点からのご意見ということで、確かにそういうふうに言われると、さらに興味が湧いて、行ってみようかなという気になるような視点ではないかなと思います。またそれは、大きくそういうふうな方の視点からPRするということは、非常に難しいかもしれませんが、そういった視点でのPRの仕方、それも一理あるのかなというふうには思っております。ただ、今現在、インバウンド事業につきましては、その受け入れ体制、我々もいろんな形で模索している状況でありますので、そういった中で、今後またいろいろな整備が整い次第、そういったPRの仕方というのは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 小林ですごく動画が人気になりましたよね。聞いた話によると、すごくおもしろそうな町だから行ってみようと思ったけど、何もなかったっていうお話がいっぱい聞こえてきています。やっぱりそこに人を呼んでみて、何もなくて、とりあえず来たから何かやっていこうと。楽しいものを自分で見つけていこうというふうな、そういう楽しみ方を、ぜひ外国人にやっていただきたいなという思いで、これ、結構前から僕、温めてたので、やっとなんと思っ、今、留飲が下がってるんですけども、ぜひ、割かし真剣に検討していただければと思います。

次に参りたいと思います。今度は行政の魅力ですね。もう時間がないんですけども、子供の

医療費助成の拡充について、本当に数字だけで結構です。小学校卒業までの全ての児童に対して、入院、通院ともに無料にした場合、また、利用者に一部負担金を求めて助成した場合、もしくは歯科など科目限定して無料化した場合、どれくらいの予算が必要になるかということをご概略で結構ですのでお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 医療費の無料化についてのご質問ですね。全ての小学生に対し、医療費の無料化を実施した場合、福祉課のほうの試算によりますと、約4,100万円程度の新たな予算が必要となります。利用者から1,000円の一部自己負担を徴収しますと、予算的には2,300万円程度になります。また、歯科だけに科目を限定して無料化した場合は700万円程度の予算が必要になるというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） それぞれ、やっぱりできる事業とできない事業というのが、限られた財源の中であると思います。やっぱり一歩ずつ前へ進むというためにも、今、伺いました、この新たに必要になる予算というのを、またちょっと検討いたしまして、ご提案させていただけたらなと思います。

次に参りたいと思います。小規模特認校制度について、午前中もありましたけれども、今、この特認校制度、拡大されまして、長田小、宮村小、梶山小が対象になっております。この制度を利用して、今、本来の通学区域外に転入学しているお子さん、どこに何人行ってるのかというところを、現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 小規模特認校制度については、平成18年度から平成26年度まで長田小学校を対象校として施行しており、毎年1名程度の利用がありました。平成27年度から、それまでの長田小学校に梶山小学校、宮村小学校を加え、小規模特認校制度を本格実施しているところでございます。

通学区域外からの転入学の現状についてですが、平成27年度には1名の児童が梶山小学校へ転入学しました。続いて、平成28年度には梶山小学校へ3名、宮村小学校へ7名、長田小学校へ1名の児童が転入学しております。来年度、平成29年度につきましては、現在募集期間中ではございますが、現段階で3名が申請をされている状況でございます。また、申請はされていませんが検討中という方も数名いらっしゃいます。今後、申請していただけるものと期待しているところでございます。

小学校においては、学校区が定められており、通常の児童は登校班により徒歩で通学しております。その例外として小規模特認校制度があり、現在は保護者の送り迎えにより通学しております。

す。また、小規模特認校以外の3校の在校生の保護者と就学前の子供を持つ保護者に対してアンケート調査を行った結果、スクールバスがあれば小規模特認校制度の利用を検討するという意見がありました。また、地域づくりの核の一つとして学校の役割は大きいと考え、複式学級の解消とともに児童数の増加を図り、地域の活性化を目的にスクールバスの運行を行うこととしました。平成29年度については、試運転という意味合いもありまして、三股西小学校の児童が制度を利用して梶山小学校、長田小学校に通学を希望する場合にのみスクールバスを考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、過疎地の小学校の存続というのが、やっぱり一番の主眼だということで、ちょっと確認したいんですけれども、今、西小学校から梶山、長田に向かう児童はスクールバスが利用できるということなんですけれども、これは三股小学校とか、それ以外の小学校の児童さんはどうして乗せられないんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほどもお答えした中で出ておりましたが、平成29年度については試行という形で、今回運用する予定であります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 試行ということはいいんですけれども、やっぱり西小に限定しているという意味合いがあると思うんです。距離も長くなりますし、例えば長田に向かうんだとしたら、三股小から行ったほうが距離が短くて試運転には向くんではないかなと思うんですけれども、その西小限定という、これを選んだ根拠があれば伺いたいんですが。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 西小につきましては、ご存じのとおり生徒数が多いというところも一つあります。また、通学の時間も長い児童がいたり、そういう観点から西小というふうに、今回は試行という形で進めさせていただいております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 大きな意味はないというような受けとめ方でいいのかなと思うんですけれども、小規模特認校については、やっぱりさまざまな意見がありまして、地域の衰退を防ぐということと、小規模校の特性や魅力を活用しようという、この2つのメリットがかみ合ったことで一つの政策として出されているのではないかなと思うんですけれども、そこで、西小学校の過密を緩和するというのも、もちろんつながっているんだと思うんですが、やっぱりここは分けて考える必要があるのかなと思います。

この小規模特認校制度については、とりわけ長田地区にお住まいの住民の方などからは、非常に期待されていると思います。この小規模特認校制度を利用して、さまざまな政策課題を解決し

ていくという、その中で、やはり過去の質問なんか見ますと、地域とのかかわりをどうするのかという特有の問題もあるそうですので、やっぱりその辺も含めて、周りの大人や行政というところでしっかりと対応していく必要があるのかなと思います。大人の都合で子供を振り回すという状況には陥ってはいけないというところは、しっかりと主張していきたいと思います。

最近、逆に子供さん本人から、小規模特認校に通いたいという声が出ているという話を聞いております。これが、大規模や中規模の学校でうまく生活できない子供さんが、新しい環境に可能性を見出しているというところは、これは保障されるべきではないかなと思うんですけども、どっちにしろ中学校に上がると一番大規模になるので、やっぱりそこで対応できるように発達していくのか、そうでなければ、小規模の町外の中学校に通うようになります。これは本人次第ですので、町の都合で子供の権利というのを抑えるのは、これはまた別の話だと思っております。

しかし、やっぱりこうした問題でネックになってるのが送り迎えということですね。今、スクールバスを、試運転を29年度からされるということですけども、今後のスケジュールですね、30年度以降はまだ白紙の状態か、もし決まっていれば計画をお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 30年度以降につきましては、今のところはまだ白紙であります。

それと、スクールバスの現状を言いますと、11月末現在は、29年度からスクールバスの利用者は、梶山小学校に4人、長田小学校1人を予定しておりますが、今後さらにふえる予定であります。先月、小規模特認校としての魅力化と地域づくりと題して地区説明会を実施しましたが、制度を利用する保護者も参加されており、建設的な意見が出され、両地域の活性化に貢献していただけたと感じたところであります。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） わかりました。この小規模特認校の魅力を発信する施策をとっているかという質問ですけども、これ、前の議員が同様の質問で伺いましたので、こちら省略させていただきます。

長田小の運動会というのが非常に特徴的でおもしろいという話を聞いておまして、来年の運動会はぜひ呼んでほしいなと要請したところなんですけれども、やっぱり魅力を発信するというのは、小学校の魅力を発信するというのは、イコール地域の魅力を発信することになると思います。やっぱりこの辺はどれだけの人が住んで、どういう子育て世代がいるのかっていうのを、小学校の魅力を発信することで、その地域の現状をあらわしているというふうに思いますので、町外からの転入者にも向けて小規模校の魅力というか、イコール地域の魅力ですから、そういうところを発信していくのも大切なことではないかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、M☆ういんぐについての質問でございます。M☆ういんぐとは、三股駅内多目的ホールのことですけれども利用状況をお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 三股駅多目的ホールM☆ういんぐは三股町コミュニティ拠点施設として平成21年度に開設いたしております。多目的ホールで行う事業は、地域住民の心身の健康に資する文化的・教育的取り組み、高齢者等の機能回復訓練に関する事業となっております。

利用状況は、昨年度が年間102日、本年度が11月までの申し込みも含めまして108日利用される状況となっております。本年度の11月末までの内容といたしましては、有料で貸し出すものが音楽コンサートや演劇で10日間、無料で町の保健室やサロン事業、町ドラなどで98日間となっているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 町の行事で98日間ということですね。住民の利用というのは、やっぱり少ないんじゃないかなと思います。また、ウェブの話なんですけれども、三股町のホームページに、この施設の案内を私ちょっと見つけられなかったんですけれども、やっぱり駅という、ある意味、一番町内のランドマークにある施設なんですけれども、私、ここをお借りしてイベントをしよう企画しまして、告知も若干したんですけれども、ほとんどご存じなかったですね。地域の特性というのもあると思うんですけど、私が告知したところでは、ほとんどご存じなかったですね、駅の中にこういうのがあるんだよと。三股駅にそんなところあるのと、知られていないというの逆におもしろいとは思いますが、非常にもったいないなと思います。私、そのイベントを開催しようとしたのは、実は会場の都合で中止になりまして、というのも、19時から借りたいというふうに電話で押さえたところ、わかりましたと。で、よく確認したら19時半までしか使えませんというふうに後で言われたんですね。30分じゃ何もできないなということで、何とか延長できませんかという相談したんですけど無理でした。これ、やっぱり非常に使いづらいんじゃないかなと思うんですけども、利用時間の見直しというのはできないものか伺います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 三股駅のM☆ういんぐにつきましては、駅舎を購入して改築して開設したときに、くいまーのバスの事務所があつた事務所に入りまして、あの施設を管理しているところでもあります。くいまーの施設の事務所の時間が、実際、勤務自体が8時半から20時までのバスの運行に合わせて勤務体制をとっているところでもあります。駅舎の警備については、M☆ういんぐの多目的室と事務所については、駅舎の事務所を閉めるのと同時刻で機械警備を行っているということで、今、その事務所の開設時間に合わせて機械警備ということで、待合室は

24時まで、こちらの前は控室は使えるようにしておきまして、そこについては、もう鍵を施錠するだけですので、1時間ぐらいに鍵をしていただいているんですけども、多目的室、貸すところは備品等もありますし、事務所のほうの関係もあって、警備時間に合わせて開設をしているというのが実情であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） やっぱり非常にもったいないなと思うんですよね。いろいろ問題、駅の周りっていうのは議員の間でもかなり意見が分かれておきまして、あそこはどうするのかっていうのは、かなりの関心事だと思います。町民の皆さんにとっても駅周りというところをもっと活用したほうがいいんじゃないかっていう考えの方もいらっしゃいますし、あんなとこ誰も使わないよと言う人ももちろんいるわけです。やっぱりそういう状況の中で、せっかくああいう、本当に三股町に住んでるとわからないんですけども、駅というのは、本当に地域の顔になり得るランドマークですので、そこにある施設っていうのは、もう少し使いやすいように整備していただけたらなと思います。

さまざま聞いてまいりましたけれども、やはり行政の役割の中でも住民の福祉の向上というのが大きな役割でございます。そのために必要なのが、いろいろな意見を住民の中に入れていって、生の声を聞くと。住民とのコミュニケーションというのが、住民に寄り添って政治を行う、行政を行っていくということの、何よりの姿勢ではないかなと考えております。十分話もされていることと思いますけれども、ますますの向上を切に願ひまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....
○議長（福永 廣文君） ここで、3時10分まで本会議を休憩いたします。

午後3時03分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（福永 廣文君） 引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました災害発生時における避難所運営についてと後期高齢者の医療費助成について、それぞれお尋ねいたします。

まず、括弧1からお尋ねいたします。近年、毎年とっていいほど想定外と称される大規模災害が発生しております。その都度ごとに多くの犠牲者がおられ、あらゆるものが破壊されてお

ます。今、日本のどこでも、ある日突然被災すると自覚しなければなりません。

そこで、一番重要なのは、事前のあらゆる取り組みであります。中でも被災したときに一番先に必要なのが避難所の存在であります。国も東日本大震災での教訓を生かし、平成25年に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を策定し、避難所のあり方全般について方針を示しました。その中に、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやすい手引、マニュアルの整備が必要であるとなっています。

そこでお尋ねいたします。地域防災拠点訓練のマニュアルが作成されているのでしょうか。町長にお尋ねして、あとは質問席にていたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 災害対策についてのご質問でございます。地域防災拠点訓練のマニュアルが作成されているかということでございますが、地域防災拠点の役割としましては、1つ、人命救助用防災資機材などの備蓄、2つ目に、食料・水などの備蓄、3つ目、生活情報の提供、4つ目、避難者の生活場所の提供、5つ目が安否の確認場所となっています。

三股町は資機材や食料については一カ所で集中管理しており、地域防災拠点として全ての要件を満たす避難所はなく、地域防災拠点訓練のマニュアルもございません。

地域防災拠点では、自治会長を中心とする運営委員会が避難所の開設、受け入れ、避難所運営、地域の被害状況の把握、災害対策本部への情報伝達など住民自治を担っていくこととなります。現在、三股町の避難所については職員が避難所を開設し、避難所運営マニュアルにより運営している状況であります。地震災害を想定すると、運営委員会、自主防災組織による避難所運営が必要になってまいります。町では地域の防災力強化としまして、地域防災士の育成やコミュニティ助成事業による救助資機材等の導入を進めているところでございます。避難所運営の訓練については、避難所運営HUG訓練ができないか考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今、答弁の中に、まだマニュアルはつくっていないという答弁がございました。私も地域防災計画、こんな分厚いのが作成されておりますので、その中のちょっとページをめくってみましたら、その中には書いてあるんですね。災害時に町が開設する避難所の運営については、下記に掲げる事項ですね、これはずっと書いてあります。それによるほか、避難所運営マニュアルを作成し、運営に当たると明記してありますね。ですから、そういう部分等を考えると、やはりまだ作成されていないんだなということを思うと、これはいかなもんかなというふうに考えます。

ご存じだと思いますけど、ことしの4月、内閣府が避難所運営ガイドラインとか、福祉避難所の確保運営ガイドラインとか、避難所におけるトイレの確保管理ガイドラインを作成しておりますね。ですから、こういうのも参考にしながら、できましたら早急に作成すべきではないかと思えます。ただ、町長としては、ほかの角度から運営のほうではやっていきたいということで、それはもうやっているという答弁でございましたけれども、やはりこの運営マニュアルをつくることによって、多くの方々がそれを参考にしながら運営していけるという、本当に大きなメリットがございますので、これについて、もう一回答弁いただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難所の運営のマニュアルといえますか、職員が開設時のマニュアルということで、まず避難所に到着時の対応とか、そういうものは常日ごろ、風水害のときも避難所運営の職員に持たせて台帳名簿をつくったりとか、そういうものを進めておりまして、ただ、ここにあります地域防災拠点訓練のマニュアルとなりますと、地域で運営委員会をつくりまして、そこで実際の運営手法について協議するという面でありまして、そちらのほうの訓練マニュアルがないという意味でありまして、避難所での運営については、先ほど町長が申しましたとおり、職員が実際開設に行き、地域の方とコンタクトをとって運営を一緒にしていただくという面では、持参して行っているのが現状であります。

あと、福祉避難所等につきましても、本町においても定めをしておりますので、そこについては当町で実際開設する場合も福祉の職員等が立ち会って、福祉避難所等も運営しておりますので、避難所の運営するときのマニュアルとしては、完璧なものとはなかなかないかもしれませんが、ある程度、その中で運営をしているというのが現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 確かに、そういう、まず職員の方っていうのが先頭に立っていただく。ほとんどの自治体もそうだと思います。しかし、災害っていうのは、その職員の方々には災害が起きないという保証はないわけです。ですから、やはりこれは、内閣府においても住民の方々が運営していく、そこに集まった方々が運営していくっちゃうのを原則としたいというわけで、言っていることが、災害発生時の避難所運営は地元住民の避難者の方が大変である。ですから、その中から代表者選び、避難所の運営組織をつくることにしなさいということをやっているわけですので、確かに、三股においては、今、まだ、まだというか、待ってるわけじゃないんですけれども、大きい災害といえますか、大きな被害がなくて、まだまだ実践的に大変だったという経験はないんですけれども、南海トラフも、どこで、さっき申したように、いつどこで大きな災害が起きてもおかしくないのが今の日本列島であるわけですから、だから、こういうものを、まず災害が発生する前の手を打っていったことによって、スムーズに皆さんが避難

されて、そこに安心安全で一時避難ができたとか、いろんな形ができているわけですので、やはりこの運営組織をつくるということが大事なことかと思えます。

それで、さっき運営組織はまだつくっていないという答弁でございましたので、まだ周知するってことはありません。ですから、これちょっと私も質問を変えますが、この運営組織が言われていることに、災害発生時は、もう相当混乱します。動揺もします。その中を円滑に運営しなきゃならないのが運営組織でございます。ですから、日ごろから各委員の方、あるいは自治公民館などの地域の方々が拠点運営の要領や防災資機材の使用などの研修、訓練を積み重ね、訓練を通じて顔の見える関係を築き、地方防災力の向上に努めることが大事だとなってるんですね。ですから、この運営組織が各地域の中で多くの運営組織をつくっていかなきゃならないとしたときに、やはり行政としても運営組織をつくることを取り組んでいただきたいと思うんですが、それについてお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 先ほども申しましたとおり、まず町の避難時運営マニュアルにおいては、職員が避難所を開設時にまず、施設の状況確認と地域の公民館長経験者に運営をお願いするというようにしていますけども、公民館長への周知という点では、まだまだ十分でないのかなと考えております。

自治公民館については、現在、コミュニティー助成事業によって、救助資機材等の導入を進めておりますけども、その関係もありまして、まずは、自治公民館の規約の事業の中に、自主防災に関することということの事業追記をお願いしているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは、先ほども申しましたんですけども、内閣府が地域住民も参加する訓練を実施することというふうに言ってるわけですから、ぜひこれは避難所設営の訓練を本当に実施していただくっていう方向でやってもらわないといけないんですが、どうでしょうね、これを訓練っていうと想定されてたのが皆さんにとにかく呼びかけて来てくださいと、人も集めて、そしてそん中で、どうしましょうこうしましょうというようなことを私も単純に考えてたんですけども、やはりマニュアルをつくることによって、いかにそれが訓練をしなければ、とてもやりきっていけないというようなことが、ほかの自治体では、そういうマニュアルをつかってやるところもあるんですね。それを参考にしたときに、この訓練の内容は、大きく分けて11項目ある。その11項目っていうのが、例なんですけど、1つが拠点の開設訓練で、この開設訓練っていうのも、拠点っていうのも、先ほど行政の担当課が、行って鍵あけてっとかおっしゃるんですけども、間に合わないかもわかんないわけですよ。もう既に住民の方が、ばーっとそこに集まってるかもわかりません。ですから、この開設っちゃうのは、その鍵をどうする

か、鍵を誰が預かってるか、いざっていうときに、近くの人が駆けつけて、まず鍵をあけてあげらるっていうための訓練、これが開設訓練です。

そしてまた、避難者受け入れ訓練、そしてまた、各班の編制訓練等々です。ですから、11項目あるっていうことは、すごい訓練しなければ内容的に単純にできない内容でございます。そして、こういう項目を本当にやりきるためには、数回に分けて訓練しないとできないと思ったときに、年に数回やってくださいと言ってるんですね。

そして、やったときに、ただ単にやりましたじゃなくて、訓練チェックシートをつかって、実施したごとに記録しておく。そして記録することによって、またそれが後任の方に引き継いでいけるという部分もありますので、この訓練のマニュアルとか、作成について、今後の中に参考として生かしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難所の訓練のそれぞれ行う作業についての部分については、私も横浜市等の災害拠点の訓練のを見させていただきまして、いろいろ、発生から1日目、2日目、3日目ということで、されているのを確認させていただいたところでございます。

先ほども申しましたとおり、この地域防災拠点避難所というものは、本町においても、ごく普通の一般の指定避難所とまた格が違うものでありまして、拠点となる施設ということで、確かに11項目、ただこの項目については、一般の避難所でも確かに同じようなことをするという意味では、参考になるものかと思っておりますので、内容については研究させていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 皆さん、避難するときには、例えば、長田の方が植木に指定されているから来てください、なんて言ったら来れないわけですね。ですから、それを考えると、やはり町の指定避難所というのは28カ所あるわけですよ。もちろん体育館とかそんなところも含めてですよ。それ以外に各公民館とか、あるいは学校とか含めて28カ所なんですよ。そうしたときに、やっぱり28カ所、それが4カ所ぐらいのけたとしても二十四、五カ所あるわけですから、そういう方々、そのところの要するに避難をさせる皆さんの訓練をさせるという意味での研修させるためには、さっき申したように1カ所1回したから、もうこれで終わりって言ったんじゃない……。

この前、私、6月議会で申したんですが、そのとき、避難所運営ゲームがHUGですね。これをどうですか、したらどうですかって言われた。そのときの答弁が「平成26年にやりました」という答弁でした、研修会行ったということでした。もうことは28年ですよ。だから1回したから、もうこれでいいんじゃない。ましてや、そのとき研修された方が公民館長さんとかもおっしゃってたんですけども、じゃあ、何人の方が参加されたかっていったら、やはりこれは

もう全町的に考えると、どこの分でどういうところに災害が起こるかわからないというものを考えると、やはりこの28カ所の全ての避難所、そういうところの方々を年間計画の中で研修させていく、そういう取り組みを今後は考えていかないといけないんじゃないかなと思うわけですね。

ですから、こういう災害が身近なものであるというふうに意識づけるためにも住民の方も含めて訓練を、それこそ強制的にでもしていくと、この地域は何月の何日ですよっていう計画を立ててあげないと、各自でやってくださいって言ったって、絶対できません。ですから、それは行政が計画を立ててあげるってことです。それをぜひ、実施していただきたいと思います。

そして、今年の4月に、公共施設に関するアンケートを実施されましたね。そのアンケートの中にも、やはり公共施設ですから、その施設を災害の避難に関することに使っていただきたいというご意見がたくさんありました。ですから、住民の皆さんは、やはり災害に対する対策、そういうものをぜひ自分たちの身近なものとして、とっていただきたいという、これは行政に対する声じゃないかなと思うわけですので、ぜひぜひ、この避難訓練、あるいは、さっき言いました運営組織、こういうものを本当、行政のほうがりーダーシップをとっていただいて実行に移っていただきたい。

次、私がもし質問するときには、どここの避難所は、こういうメンバーで、こういうふうな運営をしていきますってところの答弁をいただけるとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか、課長、もう一度、お尋ねしたいですね。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 避難所についてですけども、7月ですね、避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針ということで出されております。

その中で、1に、まず、平常時での対応。2、発災後における対応ということで構成されておりました、第1、平常時における対応ということで、今議員がおっしゃったとおりなんですけども、職員の参集訓練、避難所の担当職員の研修訓練、避難所の運営者となり得る者の研修訓練というのが求められているところでございます。

避難所の開設等は、受け付け、非常食の調理という部分については、地震ではありませんけども、6月の災害で土砂災害で訓練をする公民館については、協力をいただきながら説明して訓練を行ってるところなんですけども、まあ6月の繰り返しになりますけども、それ以外の対象となっていない地区については、今のところ実施がないというのが現状であります。

訓練実施について、6月さきの議会で、ご指摘いただきまして、町のほうも自主防災組織の取り組みに支援していくという、そのときの回答といたしまして、行政事務連絡会議とか座談会においても、町としても積極的に一緒にやっていきますということで取り組みのお願いをしたところであります。

現在のところ、まだ訓練の実施っていうのは至ってないところではありますけども、今後、町のほうでもそういう訓練等に携わるといことで、自衛隊OB等の職員も何とか配置できないかといことで、今、動いているところでもありますので、そこ辺も含めて、やはり前向きに、おっしゃるとおり、内容的に必要な案件でありますので、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これはやはり締めとして、町長に一言お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 地域防災拠点の訓練マニュアル、こういうのをちょっと勉強さしていただきまして、これを地区で取り入れて全てやろうとすると相当なエネルギー、そしてまた努力が必要だなというのを感じました。

そういう意味合いでは、やはりリーダーとなる方々のまず意識、そしてまたその方々の組織化、そのあたりがまず大事なと、そのあたりの訓練を踏まえて、そして地域におろしていくという意味合いでは、先ほど言いましたHUGとかDIGとか、いろんな図上訓練等もしながら、地域防災拠点運営の訓練、そちらができる環境づくりといつか、そういうところで一気ににはできません。ですから先ほど総務課長が言いましたように、今の体制ではちょっと難しいかなと思いますので、来年度もうちょっと充実した人的配置をしながら、そして地域防災士、そちらのほうの組織も前から言ってるんですけど、なかなかその方たちの組織化して、その方たちがリーダーとなって、また公民館の方々と連携をとりながら、こういう訓練ができる。そういう体制ができればいいがなといことで、そういう組織化等について、前向きに取り組みながら、このマニュアルの訓練ができる環境づくりに努めていきたいと思ひます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 災害はいつ起こるかわかんないのが災害でございますので、待ってくればいんですけれども、体制ができてから、さあ、来ておいでって言うたって、これはもう本当に私たちも自分たちもそうです、まさかっていう気持ちがあつてますんで、なかなか身近に危ないとか、そういうものは感じられないんですけれども、本当によく言うんですが、私も、「転ばぬ先の杖」これをまず、体制をとっていくっていうことを、ぜひぜひよろしくお願ひしておきます。

じゃあ、次、行きます。

次が、後期高齢者の医療費助成について、それぞれお尋ねいたします。

今、私たちは、人生90年の時代を迎えつつあります。平均寿命は男性80歳、女性86歳であります。ゆえに、後期高齢者が急増しており、日本は超高齢社会という未知の世界に向かつております。とりわけ、団塊の世代が後期高齢者になる2025年は、社会の考え方やシステムの

変革が迫られていると言われております。生きている限り、誰でもいつか後期高齢者になります。間もなく私も後期高齢者に手が届くところになりますが、本当に何にもなくて後期高齢者になって静かに手を振りながら行けるといいんですけども、やはり、そうはいかないのが、老化という部分でございます。ですから、日ごろから生活習慣病の予防や自立への意識を持ち続けることは、大変重要であると思います。今さっきも申したように、加齢に伴い病気へのリスクは高まります。

そこで、大変ありがたいのが、後期高齢者の医療制度であります。中でも、私が今回、通告させていただいておりますが、はり・きゅう・マッサージ等の施術料助成は健康保持のため、どれだけ助かるか、皆さん、感謝されていると思います。

そこで、お尋ねいたします。はり・きゅう・マッサージ等で助成を受けている後期高齢者の人数と、助成額についてであります。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 後期高齢者医療のはり・きゅう・マッサージ等、施術料助成事業は、後期高齢者が健やかな生活を過ごし、日常生活能力や運動能力等を維持することで、介護予防及び医療費の適正化を図ることを目的に行われているところでございます。

助成額は、後期高齢者医療広域連合が1回につき1,000円を助成しています。回数は、1日1回、年間24回を限度としております。

利用者数につきましては、平成27年度の利用者が311人で、後期高齢者被保険者の約10%。24回全て使った人は、助成利用者の約1.6%となっています。平均利用回数は、11回になります。

今年度の利用者数は、10月末現在、224人で、後期高齢者被保険者の約7%、24回全て使った人は、利用者の約0.9%となっています。平均利用回数は、7回というふうになります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 大体、約1割の方が助成を受けておられるということになると思います。この助成を人数的にっていうわけでもないんですが、やはりこれはそういう方々がいらっしゃるっちゃうことは、頼りにされているっていうことでもあるわけですね。ただ、この助成に対する回数については、私も質問しているわけですけども、決して満足はしておられないということで、皆さんのお声が上がっておるわけなんですね。国保のときは本当に皆さん、年60回助成されていて喜ばれております。ところが、後期高齢者になると、年に24回しかないと、しかし高齢になるほど、この回数を増やしてほしいのにとということであるわけでありましてね。

しっかり食べること、動くこと、社会参加することが自立につながります。その自立している

期間を健康寿命というそうであります。この健康寿命を延ばすためには、政策的な対策が必要であると言われており、そこでお尋ねいたしますが、この健康寿命を延ばす施策として、助成の回数をふやせないか、単刀直入にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） はり・きゅう・マッサージの助成を24回全て使った人っていうのは、先ほど申し上げましたように、27年度が助成利用者の1.6%、そして、28年度が現在のところ0.9%ということで、人はちょっと少ないんですが、事業効果は一部の方に限られていますが、利用されている方からは助成回数をふやしてほしいという声も聞いているところでございます。

現在、宮崎市、都城市、小林市が追加の助成を行っていますが、本町では今のところ現状維持というふうに考えております。

しかし、今後も後期高齢者の健康寿命を延ばし、医療費削減を見込める事業には、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてます。

そこで、健康寿命を延ばす施策として、町としての考え方を担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 健康寿命を延ばす施策としましては、後期高齢者の健康診査、健康教室を各地区分館で行っているところです。また、歯科検診や適正受診、重症化予防の家庭訪問等も実施しています。

福祉課におきましては、高齢者のつどい場として、「ふれあいいきいきサロン」の開設支援を行っております。また、介護予防事業として、「足もと元気教室」や「骨コツ貯筋教室」等の運動教室も実施しています。

今後、「こけないからだ講座」や「ノルディックウォーキング教室」も各地域で実施する方向で準備をしているところです。

後期高齢者のはり・きゅう・マッサージも健康寿命を延ばす施策の一つではありますが、助成を24回全て使った人は少ないことや、医師の同意に基づいて、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けた場合に、療養費として保険診療時の治療を受けることができることもあり、現状維持と考えております。

今後も、後期高齢者の健康寿命を延ばし、医療費削減を見込める事業には、優先順位を考慮しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に三股がそれこそふれあいサロンに手がけていただいて、

地域的に多くの方々がボランティアでサロンを作っていただき、このサロンに行かれることによって、本当に生きがいを感じていらっしゃる。行くのが楽しみで楽しみでってお声をよく聞きます。ですから、ふれあいサロンを本当に後期高齢者の多くの方が参加していただいて、健康寿命を延ばしていただく。これが一番手っ取り早いことでございます、医療費は要らないわけですから。これを本当に延ばしてまだあるのが一番いいんですけど、やはり先ほど申しましたように、人の体ちゅうのは病気になりたくってなる人は誰もいないわけですね。ある日突然、病気になっちゃうわけですから、ですから、そのときに、「あいた、あいた」と痛みをこらえながらサロンに行きたくても行かれない、そういう状況の中で、はり・きゅう・マッサージが非常に喜ばれてるっていうことでもございますので、1段目、2段目、3段目をつくっていただいて、健康寿命をそういう中で、後期高齢者の方が安心して三股町に住んでよかったって部分の中で、体制をとっていただけるとありがたいと思うんです。

さっき、回数が24回に届いてないっていうようなこともおっしゃったんですけども、それは都城、宮崎、小林そういうあたりも同じような経過じゃないかと思うんです。しかし、なぜ24回をプラスされたんでしょうか。そこには何かの意味があると思うんです。ですから、今後、予算も伴うことですが、なぜそうだったのか、ほかのところはしてて、自分とは特に都城は、三股の方は情報はすごい早いわけですよ。そうしたとき、都城はやってんのに、何で三股はしてくれんとねというお声なんです。ですから、そういう意味では、当町においても予算的にもそう大きなお金じゃないのかなと思ったりするんですけども、できれば、そういう追加予算として、都城がやってるようなあと24回の助成をしていただけると、さらにありがたいと思うわけです。

いろんな方がいらっしゃるわけですから、自分たちが思うような方ばかりじゃないので、いろんなお声っていうのは行政がそれを全部吸い上げるわけにはいかないんですけども、やはり一つでもそういう施策の中で手厚く三股がやってくれるっていうものがあれば、本当にいろんな方々に質問をされたわけですが、やはり三股に皆さんが本当に三股は素晴らしいとこだよと思ってほしいからこそ、私たちも言うし、行政もそれに一生懸命取り組んでくださってるわけですから、ぜひそういう意味も含めて、今後、検討課題の中でも、入れていただけるとありがたいと思いますが、最後に、町長にもう一回お尋ねして終わりたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 健康寿命を延ばす施策として、いろんなやり方があるわけなんですけれども、それぞれの自治体によって、方針、そしてまた手段、いろいろあるかと思っています。

本町の場合は、今言われましたように、サロン活動を非常に充実させたいなど、もうちょっと細かくもっとたくさんつくりたい、そちらのほうにできたらボランティアだけじゃなくて少しは

お金を回して、少しでも今現在、ボランティアでやってらっしゃる方の多くの労力を軽減させるような努力もさせていって、あるいはまた経済的なバックアップもしたいなど、そういうところに力を入れたいなど今のところ思っています。

そしてまた、今年の今度の補正予算でも上げておりますけれども、ノルディックウォーキングということで、健康な体づくり、そういう予防対策等にも今後、力を入れたいというふうに考えています。

そしてまた、はり・きゅう・マッサージのところは、病院のほうで保険診療という方法もあるんですね、24回超えた方は。そちらのお医者さんの診断を受ければ、そちらのほうで保険診療できますので、そちらのほうをまた進めていただければというふうに思っております。

今のところ、24回、都城市にもちょっと、高齢者にちょっと冷たいというような言い方ではなくて、まあ、三股は三股のほかの自治体と同じようなやり方で、そして、そういう高齢者の健康づくりには、一生懸命にやっていますよという形でお話ししていただければよろしいかなというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 当然、各自治体の特色はあって当然でございますけれども、全てのことを取り入れるわけにはいかないってのも行政でございます。皆さんのそういうお声が、やはり行政は耳を傾けてくれてるっていうものの中に、安心というものもあるわけです。町長さん、よく座談会をされて、いろんな方との対話もなさってるわけですから、だから1つでも2つでも皆さんのお声が届けるような行政の中で、頑張っていたきたい。

私の、これで一般質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） 発言順位6番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） 発言順位6番、内村です。

2011年3月11日の東日本大震災、そして、それに伴う原発事故、日本列島は各地で大きな被害と尊い人命を失うような被害が続いております。

昨年、鬼怒川の決壊、本年の初めの熊本地震、そして北海道東北における台風における水害、8月の猛暑、9月の大雨による農作物の生育異変が起きているような状況であるそうです。

9月21日、本県を直撃した台風16号による被害は、2007年の台風4号以来となるようであります。台風16号に伴う県内の土木、農林水産業などの被害額が103億円となっているようであります。本町における台風被害における土木、河川や道路、農業、農地、農業施設、農作物の被害は何方所、金額で幾らぐらいあるか、最初、伺っていきたいと思います。あとは、質

問席にて質問をさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本町の台風被害についてのご質問でございますが、ご案内のとおり、台風16号が9月19日から20日にかけて、鹿児島県に上陸し、本県を通過しました。それによりまして、総雨量が県の役場観測所で221ミリ、国土交通省の椎八重観測所で372ミリの大雨と、最大瞬間風速が気象庁の都城観測所で32.6メートル——1秒のですね——猛威を振るい、道路と公園、農業施設等において被害を受けました。

各施設の被害状況については、それぞれ担当課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） それでは、被害状況についてお答えさせていただきます。

まず、道路におきましては、町道内之木場線で、3カ所の路肩が崩壊しましたので、公共土木施設災害復旧事業を申請し、11月15日の国による査定で867万8,000円の決定を受けております。そのほか、災害復旧事業の採択要件を満たさないものとしましては、島津紅茶園切寄線のかまど神社北側付近におきまして、2カ所の路肩崩壊が発生し、今現在、全面通行どめを実施しておりますが、この路線は社会資本整備交付金事業での改良予定箇所でありますので、土羽による簡易な復旧を計画しております。そのほか、2路線の路肩補修工事と合わせて、約300万円の被害額であります。

また、公園におきましては、8公園内の高木が強風により24本倒木し、その伐採搬出へ46万円を支出しております。そのほか、長田峡公園の法面が崩壊しまして、復旧工事費として370万円の被害額であります。

河川につきましては、被害はございませんでした。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、農業関係の被害状況について回答させていただきます。

まず、農地につきましては、17カ所の被害がございまして、被害額2,114万4,000円でございます。主な内容につきましては、農地法面の崩壊でございます。

水路につきましては、13カ所の被害がございまして、被害額8,305万5,000円でございます。主な内容は、土砂による水路埋没でございます。

農道につきましては、14カ所の被害がありまして、被害額1,418万6,000円でございます。主な内容は、農道法面崩壊であります。

次に、農業用施設関連ですが、鶏舎屋根の破損が1カ所で、被害額90万円でありました。

次に、農畜産物ですが、水稻が135ヘクタールの、被害額96万8,000円、穀類・野菜が81ヘクタールで、被害額42万2,000円、飼料作物が100ヘクタールで、被害額62万8,000円。家畜がブロイラーのひな圧死、1万500羽で、被害額78万3,000円でありました。

被害総額は1億2,208万6,000円であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろと都市整備課長、そして産業振興課長のほうから詳細的に説明がありましたけども、やっぱり被害に遭われたら、河川や道路、へんなところは改めてまたもとのごとくに直さなければいけないわけですけども、その中で、この事業に関しましては、我が町の自主財源だけではやっぱりなかなか難しい状況もあろうと思いますけども、復旧事業に係る補助金といいますか、補助率は幾らぐらいなのか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 土木関係の復旧事業費の補助金ですが、公共土木施設災害復旧事業において査定決定を受けた内之木場線につきまして、復旧工事のうち標準補助率3分の2が国庫補助金となります。ほか3分の1については町負担となります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 続きまして、農業関係分野で復旧事業について申し上げます。

農地、水路、農道の復旧事業に関しましては、台風16号の被害が激甚災害に認定されたことから、国の復旧対策費を積極的に活用しており、現在、災害査定を受けている状況でございます。

災害査定状況につきましては、農地10カ所、水路8カ所、農道7カ所の計25カ所でございます。その他、小災害復旧事業、町単災害復旧事業による事業費を12月補正予算に計上している状況でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 詳しく今、説明、答弁ありましたけど、なかなか頭に入れるのが困難でありましてあれですけど、このことに対しましては、私たちも多面的機能支払のほうで、保全会、土地改良経由の人たちと同じような仕事をさしてもらって、災害のあったところをちょっと見て回りまして、めがね橋の上の福留地区、あそこの上の土砂が崩れておりまして、あそこを見に行きまして、川が、五本松水路になるわけですかね、あそこが崩れておりまして、道路ももう寸断されておるような状況でありました。10人ぐらいであそこを現場視察に行きまして、

改めて、これはどうなるんだろうかなと思って、あそこからいろいろと本町のいろいろなところ
に水が流されてるから、どうなるんだろうかなと思って、みんなで写真を撮ったりしていろいろ
あそこ長く現場視察したわけですけども、このことに対しましては、どのように考えられている
か、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、内村議員のほうからありました、特に水路の中でも福留水
路の件であるかと思いますが、先ほど申しました水路の中でも、この福留水路が一番被害額が大
きいところでございまして、これにつきましては、国の復旧対策費を積極的に活用しているところ
で、今現在、災害査定を受けている状況でございます。

また、工期につきましても、特に水利ということで、来年の4月には利用が必要になってくる
ということも勘案しまして、工期的な部分、工事計画についても、まず通水というところを第一
に考えまして、今現在、計画を組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 先ほど都市整備課長、産業振興課長のほうから、いろいろ被害的
には状況があったわけですけども、全体的に復旧できるというのは、いつごろ完了するといいま
すか、いつごろできるか目安として、そこ辺たいがちょっとはっきりしたところわかったら、教え
ていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 災害復旧事業に事業にかかりました内之木場線におきましては、
もう国の決定を受けておりますので、今12月議会に補正予算を計上さしてもらっております。

今、起工認可申請を出しておりますので、これの許可が来た時点で、明けてから多分1月に入
札になるのかなということで、あと3月までには完了する予定でございます。

そのほかの採択要件に合わない簡易な部分につきましては、今月中旬の入札にかけまして、
2月いっぱいでは全部完成させる予定でございます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 農地、水路、農道等の復旧事業につきましては、特に大規模な
部分、それとあと、来年にかけて、優先順位、そういったところを十分に把握しながら、優先順
位の高いところから先に取り組んでいきたいということでもあります。

ただいま、現在査定中ということで、スケジュールを申しますと、今月20日か21日、担当
者のほうで熊本のほうに農政局ヒアリングということでございます。そこでまた、増高申請も同
時にやっていくというような状況でありますので、工期的な分については、ちょっと具体的なこ

とはまだ出ていないところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ブロイラーが幾らかありましたですよ。1万500羽だったですかね。これはどこですかね。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 被害があった場所は、長田の松崎養鶏場でございます。水災害による圧死ということでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひ、今、災害の目安はついてる状況でありますから、やっぱり新しい年度に入ったら、また新しい年度の仕事がいろいろ準備とか入ってきますから、そこへんたいをする中で、皆さん計画的な問題があると思いますので、ぜひ早目にできたらこういうふうにして、元どおりにしてやっていただければと思います。

それでは、続きまして、農地の売買について伺っていきたいと思います。

農業の従事者に売買することが条件ではないかというようなことですが、このことにつきましては、蓼池地区のほうで、大分、土地が売られていますよね、農地が。このことに関する、やっぱりこのことにつきましては、買った人は農業に従事するというような条件が入ってたんじゃないかと思うんですよ。その中で、買った人がほかの人に農地を預けてやっているわけですよ。これから先も、三股町は山之口インターができてから269、そして今の広域農道、甲斐元のほうからずっと高城まで入ってるわけですが、そこへんたいの中で、三股町から梶山のほうからまた広域農道に来て、町の中心部を通ったりする可能性が出てくると思うわけですよ。そうした中で、車の往来が非常に今までからすると多くなるような状況であるのかなと思うわけです。

私がいろいろ話を聞いた中で、中郷の人とか梅北、あそこへんたいは、宮崎に行くときには、都城インターじゃなくて、田野インターから乗るっちゃうなことでした。今後は山之口インターができれば、こっちから、このところを利用する人がものすごく多くなるんじゃないかと思うわけね。上長飯、下長飯、向こうのほう、甲斐元へんたいも、こういう道路を利用する人が多くなるんじゃないかと思うわけですよ。その中で、農地に対しては、いろんなことが出てくると思うわけですよ。農地に対していろんな業者が目をつけたり、そげなことが考えられると思うわけですよ。

現に都城インターの農事法人きりりですか、あそこやってますけども、あそこはもともとはインター近くの土地を手放したくないために、いい土地があるっちゃうことで、あそこ辺の高木の元

の市会議員の方が皆さんを集めて農地を手放さないために、組織をつくったのが始まりでありますから、そして今、集落営農の集団化の法人化になってやっけるわけですよ。やっぱり企業というのは、そういう立地条件のいいところというのは目をつけますからね。そういう中で、私もいろいろ農業委員の人たちとかいろいろな話を聞きました。その中で、これから先も農地の売買について、やっぱりたくさん買うわけですよ、そういう土地を一挙に。条件的に269沿いに車の通りよくなってきますよね。で、これから先三股の中心部をこうしたり、可能性がものすごく利用度が多くなると思うわけですよ。条件がよかったですね。その中で、農業者にそういう条件が出てくるとは思いますけど、やはりそういう都城に貸してる人ちゅうのは、農業者とか認定農業者に区切りしたらいいんじゃないかと私思いますけど、どうですかね。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今の質問の内容なんですけれども、まず農地を取得する要件というところで、まずは、農業経営者という資格がないといけないというところですね。従事者でなくて、農業経営者たるべき要件がないと、売買はできないんだというところがございます。

その中には、大体大きく分けて5つあるんですが、1つは、取得する全ての農地について、みずからが耕作するという点、2つ目、法人の場合は、農地所有適格化法人であること、あと3点目、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められること、4点目が、権利取得後の経営面積が50アール以上であること、そして、最後ですが、通作距離ですね、経営基盤とするその拠点から通作距離等を見て、効率的に利用できるのかどうか。そこら辺を判断して、以上5つのことから総合的に判断して、現在は、農地法第3条に基づいて、農業委員会が許可をするというような流れになっておりますが、今、内村議員からありました蓼池の事案、事例ということでありましたけれども、ちょっと名前はあれなんですけど、Aさんという方でございます。この方が昨年蓼池269沿いの水田、こちらのほうの取得ということで、今現在、恐らく3町近く取得をされてると思うんですが、その時点で申請があった場合の状況が、既に都城でも農地を取得され、農業を営んでらっしゃるということで、先ほど言いました農業経営者の資格は十分持ってらっしゃるということでございます。そのときに、申請時に上がりますときに、それと一緒に、三股町での取得する農地のいわば農業計画書、何を作付するのかとか、そういったものを計画書のほうも同時に上げていただくわけなんですけど、そういったものを見て、農業委員会のほうで、3条申請の中で判断をするということでございます。その当時は、既に農地も取得されて農業をされてるというところですね、そういったところからの判断から、農業委員会では3条申請を認め、許可したということでありました。

しかしながら、ことしに入りまして、10月ですけれども、また再度、3条申請で土地の取得ということで上がってきましたが、我々事務局としましても、いろいろな話、情報等も聞いてお

りましたので、農林整備係のほうとも水田の耕作状況ですね、Aさんが取得された耕作状況についていろいろ調べた結果、みずからが耕作してなかったという実態があったということでございます。したがって、そういった実態で、農業経営たるべき要件を満たしていないという判断に基づきまして、10月の農業委員会の総会におきましては、本人を呼び出しの上、現在植えつけができない理由、それと、今後、耕作の意思があるのかどうか、そういったところも確認をさせていただきました。その中で、回答については、現在作っていない、人に貸してつくらせていたということ、今後の計画につきましては、今後は作るという意思でございました。こういった形で今後耕作されるのかという点につきましては、自分みずからが経営者たるべき要件、みずからもちろん耕作するという事なんですけど、人を雇って耕作することも、それは可能ですよ。ただし、前回上げられた農業経営計画書、何を作付するという計画書に基づいた作付は行ってくださいという指導のもとに、今回10月に上げた3条申請の件については否決と、これは農業委員会委員全員の総意で否決ということで、取得は認めなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、課長のほうからいろいろと今までのいきさつのことについていろいろ説明がありましたけど、今までやったことに対しましては、どうのこうはもう仕方がないわけですよ。決まったもの場合、契約が成立したわけですから。これから先のことをやっぱりやっていかなければならないと思いますから、やっぱり今度、新たに農業委員の選出方法も違うし、やっぱりこの前の農業委員会に対する説明もありましたけど、いろいろ法律の改正とかいろいろありますよね。市町村長による選任制の移行とかいろいろありますから、新制度の概要としまして、議会の同意を得るといようなことがあります。

しかし、なかなかわからないところがいっぱいあると思うわけですよ。選ばれとる人に対して、相当なやっぱり情報とかいろんなことを持ち合わなければ、なかなかこれはなかなか難しく、後でどうのこうのとあつたら、やっぱりまた大変なこっちゃかいですね。その中で、早目にこれに気づいておいてよかったという状況で、そういうような中で、この中で、こんなことに対しまして、ものすごく町長の任命責任っていうか、そういうことが責任とかそういうことが出てくると思うわけですよ、やっぱりですね。そういったときに、やっぱりこういうことに対しまして、やっぱり農業委員会も慎重にやっぱり今から先はやって、農業委員会のあり方も違ってきますから、農業委員会の責任というのものすごく重大なことになってくると思いますから、その中で、これのことに対しまして基本的に、先ほど私が農業従事者と言いましたけど、基本的に課長が言われたとおりの中で、その農地を利用するといようなことに対しましての条例をつくつたらいいんじゃないかと思えますけど、どうですか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 今、条例化についてという話もあったんですが、やっぱり農地にかかわる職、売買、そういったものに関しましては、やはりこの法律というところで私たち農業委員会のほうも運用をしてるわけですので、法律のもとでの運用ということで、その条例化という中では、非常に運用は厳しいものなんじゃないのかなということで考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろ農地の売買とか、農業のこのことに対しまして、いろいろ質問してきましたけど、町長、どうお考えですか。伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 農地の売買等は、農地法で3条、4条、5条で規制してますので、それ以上の規制を加えるということは法律違反でございますので、やっぱり農地法、また、農用地利用増進法、各農地の売買あるいは賃貸借にかかわる法律がございますので、それを遵守していくというのが大事であろうというふうに思います。ですから、条例の必要はないというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 条例の必要はないって、法律がそういうふうに定められているっちゅうような状況でありますから、これから先、やっぱり先ほど、産業振興課長が言われましたとおり、途中上がってきたのを、それを否決して、また、本人を呼び出していろいろ聞き込みをしてというようなことがありましたから、やっぱり先ほど私が言いましたように、山之口スマートインターですか、あそこができてから、やっぱり269沿い、そして、広域農道から中郷に抜ける道路とか、梶山から下ってくる道路、通行量もある程度ふえてくるんじゃないかと思うわけですね。利用する。やっぱり中郷沿いとか、あっちの人は、こっちを利用するようなことを、そういう話を聞いていましたから、やっぱりなおさら、できたらこっちのほうを利用する度合いが多くなって、やっぱりいろんな人が土地柄的に、ああ、良いとこだなっていうような目をつけたりする可能性も出てきますから、やっぱりそういったときには、まだまだ三股町っちゅうのは、これはまだまだ魅力がある町になっていくんじゃないかと思えますから、やっぱり人通りが多くなってですね。朝でもやっぱり広域農道をカウキャリー車の大きな白いタンクが走ってますからですね。10号線を走るより、こっちのほうの方が速いといえますから、時間が何時まで運ぶっちゅうようなことで、広域農道を6時ごろですかね、物すごくどんどん走ってますからですね、やっぱり。そういう道路の利用価値っちゅうのは増えてくるんじゃないかと思えますからですね。できないけど、そういうことには、これから先、いろんな人がかかわってくる可能性も出てくると

思いますので、そこへんたいのことをまたこれから先も十分、やっぱりそういうふうな中で気をつけられてやってもらいたいと思います。

それから、それでは、畜産のほうに行きますけど、人・農地プランをこの前、質問いたしましたけど、人・牛プランというのがありますけど、このような状況に対しまして、改めて産業振興課長のほうに伺っていきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、人・牛プランについてご説明いたします。

人・牛プランにつきましては、宮崎県が口蹄疫発生後の畜産農家の経営再開、県全体の経営維持・発展、さらには、将来の宮崎県の畜産のあり方を示すために、平成24年度に策定しました宮崎県畜産新生プランに則し、中でも、肉用牛の生産から肥育までを見据え、繁殖を担う主体、施設等について地域ごとに策定したプランでございます。

本町は、都城・北諸県地区人・牛プランに含まれ、都城・北諸県地域の全国、県外における位置づけや肉用牛基盤の推移と将来予測を踏まえ、また、取り組むべき最重要点事項7課題に対する目標数値を定め、北諸地区畜産技術委員会で具体的な取り組みについて検討を進めているところでございます。

特に、肉用繁殖牛の頭数の推移につきましては、繁殖牛の平成27年の2万174頭を起点とし、平成44年には7,706頭まで減少が予測されることとなっております。平成32年の成果目標を2万頭に設定し、その対策となる基盤整備の推進と担い手の育成確保に、国の畜産クラスター事業、青年就農交付金、農業改良資金など、積極的な活用を進めております。

また、プランにつきましては、価格の目標数値を設定しておりませんが、動向としましては、子牛頭数の全国的な減少による高値相場が続くものと考えられます。海外情勢、そして、肉の出荷に対する枝肉相場の動向等を踏まえ、価格は平成29年夏場以降に注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか口蹄疫からの復興っちゅうのがなかなか進んでいない状況でありますけど、畜産につきましては、和牛繁殖から飼育につきまして、両立した仕方で行っていかねばならないということで前、以前から言われておりましたけれども、なかなかこれが一方に偏ってしまうっちゅうような状況でありまして、繁殖牛が減ったときに、肥育農家のほうが買いやすいような立場になったり、今の状況としまして、繁殖頭数が少なくて、肥育農家が今、元牛を買うのに大変困っている状況であって、一環経営の対策といろいろ訴えていますけど、本町の状況はどうであるか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 本町の状況という、頭数的な推移ということでございますか。

○議員（6番 内村 立吉君） はい。これからの頭数と。

○産業振興課長（白尾 知之君） その施策的なこと。

○議員（6番 内村 立吉君） いや、はい。

○産業振興課長（白尾 知之君） 考え方とか。

○議員（6番 内村 立吉君） 誰か増やかすって言いましたけど。

○産業振興課長（白尾 知之君） 本町の動きといいますか、今後のその取り組みの姿勢といいますか、そういった視点から述べさせていただきます。

先ほど言いましたように、やはり肉用牛の部分につきましては、やはり繁殖基盤というところをやはりどうにか維持していきたい。増頭というのはかなり厳しいところでありますので、表現的には維持していきたいというのが一番の考えでありまして、その中で一番大事なのは、やはり担い手ですね。こちらのほう等を育成しなければいけないかなという点、それとあと、それを肥育する肥育農家、こちらの方々にも、新たに繁殖基盤の整備というところで、今、一貫経営体制の取り組みをしていただいて、そちらのほうに目を向けてもらっているという状況です。

繁殖基盤のほうにつきましては、現在、非常に高値相場が続いておりまして、非常に繁殖をやりたいという若い世代の方もいらっしゃいますけれども、ただ、そこにはかなりの初期投資が必要になってきますので、その辺の需用費等を含め、あとは回転サイクルですね。導入してお金になるのは2年半後でございますので、そういったところのサイクル等をお話ししながら、若い担い手の方々、新たな担い手の方々につきましては、慎重にその辺の話をしていくというところをあわせて実施しております。

今後の見通しなんですけれども、まず、目標は維持ということで、あと、今現在いらっしゃる高齢者の方々ですね。この方々もできるだけ長い期間、取り組めるような環境整備、こちらのほうもどうにかやっていかなければいけないだろうなど。一つの例でいえば、三股町が全国にも珍しい和牛ヘルパー利用組合、休みをとれる制度も持っておりますので、そういった制度、若い世代で組織しています和牛研究グループですね、そういった方々にやはりフルに活動していただきたいですね。高齢者の方々、女子の方でもできるような環境整備、こちらのほうも取り組んでいきたいと。

あと、ハードの面等については、先ほど言いました国のクラスター事業なり、県の事業、こちらのほうを積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、いろいろ本町の動向とか、今後どのように推移していくかという状況で、今、いろいろ説明があったわけですけども、今、本町は、肉牛が日本一の町であって、2年連続日本一っちゅうようなことで、来年に今度は9月に全国の和牛能力共進会があるわけですけども、今の取り組み状況といたしますか、これに対して伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、全国和牛能力共進会に向けての本町の直近の取り組み状況についてご説明いたします。

まず、先般、9月の議会におきまして補正予算を組まさせていただきました。それを踏まえて、まず、種牛の部というところにおきまして説明させていただきます。これまで、この種牛の部におきましては、これまでの種々の共進会出品経験者、そして、技術的能力を考慮して、その全共出品における三股町のやる気集団として4名の農家を町内で選定させていただきました。出品となる区分ですけれども、第2区、第3区、第7区という3つの区分に対してですが、11月に1頭を導入しておりますが、3月までに残り3頭を導入する予定でございます。

次に、肉牛の部——これは枝肉の部になりますけれども——におきましては、株式会社福永牧場におきまして、対象牛4頭について定期的な巡回検査、そして血液検査、超音波検査などを実施しております、関係者の話によれば、順調な仕上がりであるということを確認しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 都城がふるさと納税の日本一なんですけれども、肉牛の日本一は三股町なんですよね。それを三股町が日本一やがねって言い出ししゃい人もおっとですよ、都城じゃないがなって人もおいわけですよ、やっぱりですね。そういうことでありますからね。

ぜひ、また、そういう力をやっぱり、牛飼っちゅうのは、その牛の能力を引き出すいろいろ環境とか、餌とか、水とか、いろいろありますから、そういう技術とかありますから、そこに対してやっぱり力を入れてもらいたいと思いますけど、そこら辺のことを町長どう思われますか。伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 和牛共進会では三股町が2期連続日本一ですが、都城も肉、牛、豚、ブロイラーの総生産額では、自治体としては日本一でございますので、そういうことで日本一というのを向こうも使えるわけですね。

ところで、種牛の部、そしてまた、肉牛の部ですね、先ほど課長が回答しましたように、今、この全国共進会に向けての取り組みを一生懸命やっているところでございまして、そちらのほう

で成績が残せるように、それぞれの町、そしてまた、JA、やる気集団という形でその和牛研究を含めて、一体的に皆さんで取り組もうという、こういうスタンスでございますので、結果が残せるよう努力したいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） せっかく2連覇してるわけですから、3連覇に向けて、ぜひ、今、鹿児島県とかいろいろものすごくいいみたいですから、強敵になって、内容的にいいみたいな感じがしますから、それに負けじとやっぱり、せっかく2連覇したんですから3連覇して、やっぱりさすが三股町だなっちゅうようなことを発揮してもらえればいいんじゃないかと思います。

そういう中で、県の畜産の枝肉共励会が行われましたけれども、この内容について、前年と比較してどのようだったか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは、県畜産枝肉共励会のことしの成績から前年と比較しましてどのようだったかを説明させていただきます。

まず、今年ですけれども、平成28年度宮崎県肉畜共進会が10月25日に開催されました。場所は高崎、ミヤチクの工場でございます。肉牛枝肉の部におきましては、県内から110頭の出品があったところです。全体的な成績につきましては、まず、枝肉重量が511.1キログラム、前年が496.8キログラムでしたので、14.3キロの増。そして、次に、歩どまり等級でございますが、これは75.5%、前年が74.9%でしたので、0.6%アップしております。そして、BMS、サシの状態を示す数値ですけれども、このナンバーが10.1ということで、前年が8.7ということでございますから、1.4ポイントアップしていると。次に、肉質等級では、5等級率が90%、前年が71.8%でありましたので、これもアップしております。それとあと、4等級率ですね。これが9.9%ということで、前年が28.2%であります。これは4等級以上を上物率という表現をいたしますけれども、この上物率につきましては、今年も100%で、前年も100%ということでありました。枝肉単価につきましては、キロ当たり3,506円、前年度が3,039円でしたので、467円高かったと、多額で販売されたという結果でございます。全体的な講評としましては、前年に対し、全体的にレベルアップをしており、宮崎牛ブランドの質量の安定性を示した結果でございました。

その中でおきまして、本町の成績についてでございますが、本町は4頭を出品しております。成績につきましては、枝肉重量、これは4頭の平均ですけれども、枝肉重量522.6キログラム、前年が535.4キロでございましたので、結果的には下がっております。歩どまり等級につきましては74.2%、前年が75.8%でありましたので、これも前年より下がっていると。そして、サシの状態に示しますBMSナンバー、これが8.0ということで、前年が8.5ですか

ら、これも0.5ポイント落ちていると。そして、4等級以上の上物率につきましては100%ということで、前年も100%でございましたので、変化はなかったということでございます。前年に比べ、全体的に成績は落ちたという結果になりました。また、本共励会で枝肉重量を除き、平均値より低い結果となったというのが成績でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、110頭のいろいろな成績がありまして、全体的にもう全部上がっていますよね。レベルアップですね。単価がことしが3,506円で、去年が3,039円だったということですね。やっぱり480円ぐらい上がって、470円ですかね、上がってますね。やっぱり相当、470円っていったら、100キロ14万ちゅうことでしたね。そういうことですね。上がっているちゅうことですね、やっぱり。頭数が少ないちゅうことで価格も上がってるんじゃないかと思えますけど、やっぱりなかなかこういう状況の中で、肥育の人たちもやっぱりするのはなかなか厳しい状況でありまして、やっぱりですね。両立した中でやっぱりやっていかなければならないってことでありますから、これからも大いに予算を組んでいただきたいと思えますので、今後もそれをお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

今、やっぱり全国的になくならないのは、いじめはどげんこげん言いまして、生徒が心身に大きな被害を受けるなど、重大事故が全国で最大となっております。そのような中で、やっぱり長期の不登校とか、学校の児童・生徒への対応とか、いろいろなことが言われております。いじめは、やっぱり隠さなくなったということもありますけど、ささいないじめでも積極的に掘り起こそうという意識が学校現場にも、増しているちゅうな状況であるちゅうようなことも言われております。

しかしながら、なかなかこれも難しい状況であります。そのような中で、今、特に夏場が非常に暑い状況でもあります。熱中症対策とかいろいろ、暑い中で運動会等が10月からその中で、行われてる中で、全国的に今、運動会の見直しが5月、6月というようなことで行っているちゅう状況であります。このような中で、本町について考えられていないか伺いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小・中学校の運動会の時期についてであります。本町では、全ての学校が秋に実施しております。

また、隣接する都城市でも、校舎改築に伴い、1校のみ春の実施がありましたが、全ての学校で秋に実施しております。

ただ、議員ご指摘のように、ここ最近の猛暑対策や体育的な行事だけでなく、文化的な行事も多いことから、秋を避け、春に行う地域もございます。どちらにもメリット・デメリットがござ

いますが、町内各学校では、次の3点から秋の開催としております。

まず1点目ですが、本行事の目的である安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、また、責任感や連帯感の涵養、こういったことのためには、年度初めに行うよりも、学級・学年としてのきずなが深まった時期が適しているということでもあります。

2点目ですが、5月、6月は梅雨の時期であり、外での練習時間を確保することが難しいということでもあります。

3点目でございますが、現在の各行事とのバランスを考えたときに、例えば、中学校では、中体連と重なるなど、年間を通した行事の調整が必要であるということでもあります。

町教育委員会といたしましては、今後も各学校の判断を尊重するとともに、運動会の目的達成のために指導・協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、教育長のほうからいろいろ答弁があったわけですが、どちらもメリット・デメリット的なことがあるような状況でありますね、やっぱり。いけば、やっぱりどちらも、こっちがいいんじゃないかという、それに対しての言い分っていうのがあるんじゃないかと思えますけどね、やっぱり。

しかしながら、やっぱり夏休みが終わってから、いろいろまたいろんな問題が起きてきたりするような状況もありまして、やっぱりですね。だからやっぱり、それからまた、登校拒否とか、新たに進学を控えていたりする、そういう進路的な問題もあって、子供がやっぱり嫌になったりする。やっぱり拒否反応を起こしたりすることもあるわけですからね、やっぱり。そういうようなことでありまして、これから先、やっぱりいろいろとまだまだお互いに考えていかなければならない状況じゃないかと思えますけどですね。本町としましたら、今までどおりやるっちゃうようなことですね、やっぱりですね、今。

いろいろ質問をしてきましたけども、12月になりまして、あと今年も残すところがあと少しになってきたわけですが、12月になりまして、やっぱり12月というのは、いろんな盗難とか、いろいろ慌ただしくなってきましたと、やっぱりいろいろいろんなことが出てきますね、やっぱり。この前、農機具が盗難に遭ったっちゃうようなことを聞きまして、早馬神社下の田んぼにおいて、トラクターがとられたっちゃうような話も聞いておりますからですね。あっこに行ったらトラクターがなくなっちゃったというような話も聞きましたから、これから先、やっぱりそういういろんな問題が出てきますから、やっぱりお互いに情報を流しながら、お互いに認識し合いながらやっていかなければならないと思えます。

質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了いたします。残りの質問は、明日13日に行うことといたします。

----- . ----- . -----

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後4時37分散会

平成28年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成28年12月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成28年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
4番 池邊 美紀君	5番 堀内 義郎君
6番 内村 立吉君	7番 福永 廣文君
8番 指宿 秋廣君	9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君

欠席議員(2名)

3番 福田 新一君	12番 桑畑 浩三君
-----------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君

産業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 渡具知 実君
会計課長 …………… 山元 宏一君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、昨日の森議員の一般質問に対して執行部より誤解を招く回答がありましたので、ここで訂正を許可いたします。教育課課長。

○教育課長（渡具知 実君） 昨日の森議員の2地域活性化の施策について、⑦スクールバス運行の今後の見通しはについて、補足説明をいたします。

質疑の中で森議員が平成30年度以降のスクールバスの計画について白紙かどうかという質問について、私が白紙という答えをしました。白紙とは、スクールバスの対象エリアについて白紙という意味で、スクールバスの運営については平成29年度から5年間は運営する予定です。これについては今回の補正予算でも5年間のスクールバス賃借料の債務負担を計上しております。説明が不足して申しわけありませんでした。

○議長（福永 廣文君） 森議員、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言順位7番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速通告していた質問についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ことしも残すところ2週間余りとなりましたが、1年間を振り返ってみますと災害の多い年ではなかったかと思っております。4月に発生した熊本地震、6月梅雨時期の大雨、9月に接近、被害をもたらした台風16号など、一刻も早い復旧を願っております。特にことしは大雨による被害が多かったのではないかと感じております。いわゆる台風や地震などの異常気象が多く発生している中、災害がないことに越したことはないのですが、今後はいかに災害を防いでいくのか、

防災に努めながら発生したときの被害をいかに小さく、あるいは少なくするのか、減災に努めなければならぬかと思っております。もしこのようにもしも発生したときに早く復旧していくことを考えておりますけども、これについてお聞きしたいと思っておりますが、今回の9月の台風16号については、ここ四、五年、台風による災害は報告はなかったと思います。先月、町長が新旧議員懇談会の席で挨拶がありましたけども、本町においては道路や田畑、山間部に被害が発生し、今現在、町一丸となって復旧に努めているということでありました。台風の時期は過ぎましたが、今回の台風の大小は問わずに、より今まで多かったと思いますので、一つ一つ被害の状況について、復旧を初め、続いてお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

災害については、先日も前議員から重複することがありましたけれども、それだけ事態が深刻であるということかと思っておりますので、まずは町道、農道、林道の被害と復旧の進捗の状況についてお聞きしますので、よろしく願いします。

あとの質問については、質問席に着いてお伺いします。

以上、お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

災害復旧について、9月に被害を引き起こした台風16号について、町道、農道、林道の被害と復旧の進捗はというご質問でございますが、これにつきましては昨日、内村議員の質問の回答と重複するという部分もあろうかと存じます。それぞれの担当課長のほうから詳細について説明をさせます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） それでは、町道についてお答えさせていただきます。

町道におきましては、町道内之木場線で3カ所の路肩が崩壊しましたので、公共土木施設災害復旧事業を申請しまして、867万8,000円の査定決定を受けております。そのほか、災害復旧事業の採択要件を満たさないものとしましては、島津紅茶園切寄線のかまど神社北側付近におきまして、2カ所の路肩崩壊箇所を土羽による簡易な復旧、及びそのほか2路線の路肩補修工事と合わせて300万円の被害額でありました。

また復旧の進捗状況ですが、公共土木施設災害復旧事業内之木場線におきましては、工法や事業費について国による災害査定の決定を受けておりますので、県より機構認可申請の許可を受けた上で、また今12月議会の補正予算の承認を受けた後、来年1月に工事着手し、3月までには竣工する予定であります。

また、そのほか3カ所におきましては、道路維持工事におきまして今月入札予定でありますの

で、来年2月までには竣工する予定であります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 山林、また林道の件につきまして、産業振興課のほうから説明をさせていただきます。

山林、林道にかかわる被害状況及び復旧について、お答えします。

山林につきましては、宮村の松ヶ尾での土石流が発生しておりまして、現在、県営の災害関連地産事業による砂防ダムの建設復旧を平成28年度着手予定としております。現在、測量を実施中でございます。

次に長田の火ノ口で山腹崩壊が発生しており、県営の治山事業による復旧の要請を行っているところでございます。

林道につきましては、6カ所の被害箇所を確認しており、被害内容は作業路への土砂流出、陥没であります。12月補正予算として復旧費243万6,000円を計上している状況でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたように、今回の台風についてはちょっと大小問わず多かったということで、私もちょっと電話があって出向いて、関係する団体と一緒に出向いたこともあったんですけど、個人として出向きました。6月議会においても、大雨による浸水被害があったということで特に町道、県道、線路下の高架橋、あそこが浸水して車が立ち往生した、動けなくなったということでありました。また、6月議会をちょっと振り返りますけども、宮村地区のサテライト三股、並木ですか、あそこもちょっと道路が冠水して植木とか、私もちょうどあそこ通って、自身立ち往生して、今までこういったことがなかったんですけど、最近の大雨というか、そういったことで異常気象が発生してこういうことになったのかなと思っております。また、今回の台風16号についても先ほど課長から説明あったんですけど、町道、農道、林道、それでも多少被害が結構あったということで、身近な場所としては県道になりますけども、梶山の唐杉を過ぎたところ、田上線ですか、あそこが身近な場所かなと思っております。それだけ大雨による被害が多かったというのが物語ることじゃないかと思っております。また、宮村の大淀開発の碎石場近く、この町道になりますか、あそこも行ったんですけども、一応まあ復旧しているということで、復旧はいいんですが、その田畑のほうに土石流というかそれがたまっておって、田畑と用水をおおむね埋め尽くしているという状態でありました。私も確認したんですけども、それで予算を今回一般会計、私も委員長してますが、予算つけて今県といろいろ進めていくという

ことでありますので、町道については大体3月ぐらいで目途が着くということによろしいんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 工事費もそんなに大きくありませんでしたので、今議会の補正予算いただければ、3月までには完成する予定でございます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、農道、林道についても多少の崩壊があつたということで、林道については私も担当課のほうにちょっと問い合わせたんですが、担当課がちょっと手いっぱいということで森林組合のほうにちょっと被害調査をしてるということをお聞きしたんですが、その中で私はちょっと場所的に行けなかつたんですけど、事務の方から小鷲巢の田尻というところがあるんですが、そこちょっと崩壊してるということがあつたんですけども、そこを現場にちょっと確認されたのか、わかれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 小鷲巢の、「田尻」と呼ぶ者あり）田尻のほうですか。

（「松野養鶏場のとこ」と呼ぶ者あり）松野種鶏場。（発言する者あり）大淀開発の碎石場のまだ上のほうですかね。（「分からなければ、また」と呼ぶ者あり）もう一度、確認させていただきたいと思ひます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） そういつたことで、町民の方もいろいろ心配しているということがありまして、林業については、今、大型製材所進出とかバイオマスとかそういつたことで木材が今どんどん出てる状況であり輸出含めて、ただそういつたことで木材については地場産業、農業についてもですけどそういつたことでここが影響のないように復旧を今度予算つけてありますので、また議会で審議しますけれども、影響がないようにまた復旧のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問になりますけれども、同じく田畑の畦畔や用水路の被害と復旧の進捗について、お聞きします。この件についても電話があつたんですが、要するに農道というか、用水路が埋まってるということで、私もちょっと出向きましたけれども、この地区がそもそも土地改良というかそういう多面的支払機能ですか、保全会というんですが、そういうところがないところでありまして、要するに水利組合だけがあつて、それで今回の被害によって、田畑に土砂が路肩から道が崩壊して流れ込んでおつて、用水路が埋まった状態、五、六メートルですか、それが二、三カ所、あと川から、川というか、ちょっと用水路の大きいのはなんですけれども、そこからの土砂が田んぼに3分の1ぐらいですか、入つていつて農業に支障を来すということで、出向いたときが11月

下旬だったと思うんですけども、その被害がある田んぼについてはまだ稲が干してある状態だったですよ。何でかなと聞いてると、今回の台風によって田んぼが水浸しになってしまって、機械が入ることできないということで、そういった状況があったということで、担当課といろいろ相談したんですけども、水利組合だけでもちょっとできないということで、担当課のほうも今後いろいろ査定してやってということでしたので、またよろしくお願ひしたいと思います。私が出向いたときに農家の方とかの切実な声を聞いたんですが、一刻も農家としては田植えが始まる前までに何とかしてくれということだったです。いろいろな大きい、小さいは含まず、次の質問になりますけども、そういったことについて、農家の気持ちをちょっと酌んでもらえないのかなと、田植えまでちょっと間に合えるのかなということもちょっとお聞きたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 濟いません。場所的には宮村を指している……。

○議員（5番 堀内 義郎君） 小鷺巣です。

○産業振興課長（白尾 知之君） 小鷺巣を指してる。例えばその災害も小規模的なもの、大規模的なものあるんですけども、今の話によりますと、土地改良区もないということですね。もちろん今現在、多面的機能交付金事業のそういった組織もないと。水利組合だけということでありまして、今現在、現場での確認なんでしょうけども、小規模な災害等につきましては、土地改良との協議、もしくはそういった多面的機能交付金事業の団体、そちらのほうで現場で確認していただいて早急な対応をお願いしてる所なんですけども、宮村地区についてはそういった組織がないということで、今現在、そういった多面的機能交付金ですか、こちらのほうの事業を活用した組織づくりを今行っているところございまして、進捗としては、ちょっと来年以降になるのかなと考えてますが、そういったとこで細かい部分については地域でどうにかもう復旧していただくという考え方、そしてあと土地改良事業には賦課金等もっておりますので、そういったところの配慮を考えながら、とにかく取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） ちょっと場所言わなくって申しわけないんですけども、小鷺巣ですけども、担当職員もちょっと出向いて、水利組合の人も被害があった農家の方も出向いて調査したんですよ。水利組合のほう予算が20万ぐらいしかなくて、とてもじゃない、これだけでは復旧できないということでありまして、担当職員が被害にちょっと組み込むようなことを言いましたので、そういうとこでちょっと進められるじゃないかということだったんですが、そのときはですね。それで農家の方も安心して、来年になると思うんですけども、田植えにはちょっと

間に合うようにということでしたので、一応確認のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひします。

次の質問も台風関係になりますけども、特に大きい被害としては、山間部の用水路、要するに樺山用水路、福留地区ですけど、中野ですが、これの被害がきのうもちょっと出たんですが、別の議員から、被害が大きかったということで、これについては県・町・土地改良区と連携していかなければならないと考えておりますけども、復旧をどのように進めていくのか、ちょっとお聞きたいします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） その件につきましては、昨日内村議員からの質問がありましたけれども、重複しますが、申し上げます。水路被害の中で一番、福留地区、ここの水路に被害が一番大きかったというところで、今現在、国の災害査定を受けている状況でございます。激甚災害に認定されたということも踏まえてでございますけれども、その復旧に当たりましては、やはり第一に来年の水田利用、水利用に間に合うようにということで、まず工期的なものにつきましては、通水、こちらのほうを来年の4月復旧できるように取り組みたいというふうに考えております。また、その後の工期等についても、樺山土地改良区のほうと連携を図りつつ工事計画を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひますけども、私も土地改良区、樺山のほうの役員をきのうもあつたんですけども、同じく役員をしまして、現場をちょっと見に行つたんです。めがね橋の上流、二、三百メートル行つたところから林道に入るんですが、その林道のほうもちょっと水がこう水が多めに出たとかって、山水がこう出てたんですけども、それを20分、30分かけて現場まで行つたんですが、現場まで行って、山側がえぐれて用水路というか、もう堰があつて、そこはちょっとずっと埋まつたということで、私も役員を四、五年させていただいているんですけども、今までこういうことはなかつたんじゃないかなということで、今回このように大きかつたんじゃないかなと感じております。代表の方も樺山保全会ではとてもじゃない、もうできないということでありまして、じゃ樺山のほうは何にもしなかつたかというのと、私たちの多面的機能支払のほうにおいても福留地区においては、林道をちょっと補修しながら、あと台風については管理道路泥上げとかいろいろ予算が年間600万町からいただいておりますんで、それを活用しながらやっているんですけど、今回の福留地区についてはとてもじゃない、600万の予算ではちょっとできないということが代表からも言われましたので、今回、激甚災害の指定ということで4月には完成というか、できるという話ですので、代表のほうも来年期

の田植え前、農繁期には絶対間に合うようにしてほしいという話でしたが、改めて確認ですけども、それについてはそれでよろしいのかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、4月からの水が利用できるように通水というところをまず第一に考えて今、計画を進めております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 要するに福留地区に限らず、宮村の碎石場のあそこですね、それと小鷺巣に含めてなんですけども、農家の方から今回は用水路の被害もあったということで来年期の田植え時期には絶対間に合わせてほしいという強い要望じゃなくてお願いがありましたので、要するに農家の方は水がなけりゃ何もできないんですね。生活がかかっているということが言えると思いますので、ぜひ間に合うようにしていただきたいと思います。それについて、町長のほうはどういうお考えか、お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま担当課長のほうから説明がございましたけれども、私も現場を見まして、大変こう大きな災害だなど、これを1年で山のほうから水路までを改修、また原状回復するというのは大変難しい工事だろうというふうに考えています。ですから、まずは来年度のこの稲作に間に合うような形での通水をするということが第一かなと、そして工事についてはまたしっかりした工事をさせていくということでこの二、三カ月でできる工事じゃございませんので、そういう意味合いで通水第一というふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 通水第一ということが出ましたので、ひとつよろしくお聞きいたします。

次の質問に参りますけども、上之園池の利活用についてですけど、これは私の地元の谷地区にあって、以前も上げたんですが、池としての機能をしてないため環境悪化が進んでいるということで、管理する土地改良区、樺山ですけども、あと保全会でも維持整備が困難な状況であります。町として連携して利活用が図れないかということでありまして、昨年の6月定例議会でも質問させていただきましたが、その回答としては、今後いろいろと協議していきたいふうに考えておりますということで、ふうにといいことでちょっと曖昧かなということが議事録に載っております。でまあ、町として考え方なのですが現場を管理する保全会としては今後どういったふうに利活用していくのかな、町とも協議しなきゃいけないのかなという声があるんですけども、そういった声が聞こえてきませんのでそもそも昨年の6月定例議会後、協議したのかを含めてお聞きし

たいと思います。お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） それでは上之園池の現在の状況等も踏まえてお答えさせていただきたいと思います。

上之園池につきましては、下流域の水田用水として利用されていましたが、昭和53年から58年の米満圃場整備によりパイプライン化されたことから、補給水として樺山土地改良区で保全管理されてきました。現在は樺山地域資源保存保全会による池西側周辺の畦畔管理のみを行っていると聞いております。現在、用水として機能しておらず、周辺の家庭用雑排水の影響もあり、周辺住民から環境悪化の懸念の声を聞かされております。上之園池が従来の機能を有しておらず、その維持管理、もしくは利活用の点につきましては樺山土地改良区、そして樺山地域資源保存保全会、それと地域の住民、この行政と十分な話し合いの中で方向性を示していきたいと考えております。

また、上流側は土砂災害の危険箇所というふうに指定されているということで、大雨、台風災害時の調整池としての防災的機能も有しているということも考えられますので、そういった視点からも協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、課長からありましたように、保全会としては付近の草刈りは行っているんですけども、この池についてはパイプラインが通ったために水の利活用がちょっと今はないということで、水草と泥だけはたまっていて、周りの住民から環境悪化ということで指摘を受けているんですけども、前6月、去年の議会においては、いっそ埋め立ててしまえばいいんじゃないんですかと言ったんですけども、ここが土砂流域被害想定区域になってるちゅうことで、埋め立てはちょっと考えていないということでありました。そういうことで、そしたらこの泥とか水草を除去してやれば環境的によくなるんですけども、それもなかなか樺山保全会としてはそのほかに池が宮田とか前山とか領域があるんですよ。その宮田池をしゅんせつする泥を除去するときに、以前はパークゴルフ場とか細目の上流域に捨てたんですけども、なかなかしゅんせつする場所が、泥を置く場所がないということで、そういった場所を確保するのにいろいろ困難を来しているちゅうことでなかなか話が進まないんですよ。だからいつまでも水草と泥がたまってしまってこういう状況であるということでもありますので、こういったしゅんせつ、泥を除去できるところがいろいろ探してもらえばいいのかなと思ってるんですが、そういった場所とかは何かあるかどうか、ちょっとあればお聞きしたいんですけど。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（白尾 知之君） そういった池の泥等の排出先ということでよろしいでしょうか。排出先については、特定した場所はございませんけれども、ただ池の泥の質的なもの、非常に肥えてる土であると思いますので、流れとしましてはそういった畑地の、対する肥料というところでも利用できるのかなというふうには考えます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 保全会の代表が話すにはそういったしゅんせつ、泥を除去しても捨てる場所がないということでもありますので、今後協議して進めるということがありますので、まずそういったこともちょっと出るかと思っておりますので、今言うように進めていければいいかと思っておりますが、6月の去年の議会においては保健所とか環境整備課とかほかの団体ともいろいろ環境について調査をするというような話があったんですが、一応調査されたかどうかちょっとお聞きしたいんですが、わかればですね。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 環境保全のほうでは現地は確認しておりますが、保健所と一緒に現場を確認ということは行っておりません。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 前課長になりますけども、課長については引き続き調査も行いたいということでしたので、今後、必要に応じてはそういったこともお願いしたいと思っております。まずは泥を除去、水草を捨てる場所を確保していただければいいかなということをお願いしたいと思っております。

次の質問になりますけども、ちょっと話は変わりますけども、防災のためのハザードマップのことになりますけども、要するに水防法が改正されまして、それについての見直しができないかということでもありますけれども、昨年水防法との一部改正に伴い、今多発する台風や集中豪雨等で想定を超えた土砂災害や浸水被害への対応を図るため見直しができないかということでもありますけども、以前、ため池については防災マップをつくって周辺住民に配付したということで私も家に張っておりますけども、以前の東日本大震災とか熊本大震災においてはため池の崩壊があったということでありました。また、町のほうでも年1回防災訓練については、これは町については土砂災害が大きかったと思っておりますけども、そういったことをマップとして張り出しているんですけど、どうでしたっけ。お聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） マップについては、防災訓練時は当初全戸配布しておりますので、

その後持ってらっしゃらない方もいるということで、訓練会場に持って、ご自由にお取りくださいということで配置している状況です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） わかりました。今回、水防法の一部改正ということでありまして、これが平成27年5月ですか、これは改正になったと思うんですが、国土交通省の資料を持ってらるんですけども、これ課題として近年洪水のほか、内水ですか、高潮により現在の想定を超える浸水被害が多発しているということで方向性としては想定されてる最大規模の洪水に対する避難体制の充実、強化が必要だということで、改正の概要としては現行の洪水にかかわる浸水想定区域を見直す必要があると書いてありますけども、これについてお隣の都城市がこの前ちょっと報道があったんですが、改正したということをお聞きして、市からちょっと資料を送ってもらったんですけども、要するに防災関連事務というか、マップ事業の作成事業ということで事業目的として、ちょっと読み上げさせていただきますが、「平成28年6月に都城市地域防災計画を大幅に見直し、来年の4月から新たな指定避難所の運用を予定しています。また、本年の8月には国土交通省により新たな浸水想定区域図が公表されました。これらの変更点に合わせ最新の防災情報を掲載した防災マップを作成し、市民に配付することにより自助共助による防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する」ということで、都城市はこういうふうに積極的に今周知を図っています。町としてはどうなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまご指摘ありました、昨年5月、水防法の一部改正がございました。その中では多発する浸水被害への対処と下水道管理をより適切なものとするために浸水が予定される想定区域制度の拡充、それから雨水貯留施設の管理協定制、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度創設などが改正されております。

本町の防災マップでは浸水被害が予想される場所としまして、三股橋上流側左岸、下流側右岸、アンダーパス3カ所を想定しておりますが、県の沖水川浸水想定区域図ではJR鉄橋下流側右岸の一部が示されております。改正では想定している最大規模の降雨を前提とし、内水にかかわる浸水想定区域制度を設けるということになっておるところでございます。本町の内水では、蓼池の大原地区が宅地化の加速によりまして、大雨時に町道の浸水が懸念されているところがございますけれども、現在排水対策を行っている状況でありまして、その成果等を見て、見直しを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 見直ししていきたいということでありますので、先ほども言いま

したように、近年の異常気象による大雨とか台風により、言いましたように、車が動けなくなったりすることがありますので、町民の防災意識を高める上でも見直して、ただ見直ただけでは自助進まないということで、次の質問になりますけども、それについても配布というか、全世帯に配布することはできないかということでお聞きいたしますが、どうしてお考えかお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えします。

三股町ではこれまで先ほど申しました防災マップの全戸配布と及び土砂災害訓練での配付と、先ほど議員おっしゃいましたため池等に関するハサードマップの配付、それと株式会社ゼンリンが共同作成しました防災マップの全戸配布を行って、今周知に努めているところであります。

また、今年度、株式会社サイネックスと「暮らしの便利帳」の共同発行にかかる協定を締結いたしました。その中で、今年度末か来年度初めぐらいになるかと思えますけども、その中で何とかそれを全戸配布を行う予定でありますので、その中で防災情報としてまた周知できないかというところで、今検討を進めているところであります。防災情報の周知については、今後さらに積極的に進めてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今後は見直して配付するというところでありますけども、お願いしたいと思いますが、都城市のほうも配付して見直ししたのを配付して今度の12月補正予算にも組んであります。予算額がいくらとは言いませんけども、要するに防災教育、防災意識の啓発ということで、備える、知る、守るについての防災情報を掲載し、防災教育の教材として活用しますということで、要するに市民に全配布するというだけじゃなくて、学校とか会社、企業とかも配付するというような話を聞きましたので、できれば三股町も町民とそういった関連期間とか学校、企業にも配付できればいいかと思いますが、よろしくお願いします。

最後になりますけれども、先ほど冒頭でも言いましたが、ことし1年は災害や異常気象が多かったということを言いました。改めて実感しましたけれども、11月に総務産業常任委員会で熊本県の益城町や熊本城の被害様子を視察しました。益城町については倒壊した家屋がたくさんあって、今でもブルーシートが今かぶっている状況がたくさんありました。これを見ると、復旧復興にはまだまだ時間がかかるなという感想を得たんですけども、特に熊本城においては何年かかるのかなということで私もちょっと胸が痛むんですけども、益城町においてはちょっと昼食をとるために寄ったんですが、要するに皆さんが被災して営業ができない料理店とかそういった床屋さんとかそういったところが一堂に集まってテント村という、そういったのがあるんですが、そ

こに行ってちょっと昼食とったんですけども、そういったことで皆さん被災にめげずにいろいろ工夫して頑張ってるんだということを痛感しました。今回、こういった台風被害とか防災について質問しましたけども、こういったことを意識することでまた防災意識を町民の方にも高めていくことができるんじゃないかと思っております。

本町においても、先ほど言いました16号による人的災害はなかったんですけども、被害は忘れたころじゃなくていつ起こってもわからないということがありますので、復旧のほうを特によろしくお願ひしたんですが、特に農業関係については電話とか私も出向いて、切実な思いということで、本当に農繁期に間に合うようにということでありましたので、改めて要望じゃなくしてお願ひになるかと思ひますが、復興復旧に努めていただくようお願ひしながらも、今回の質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福永 廣文君） 発言順位8番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） 発言順位8番、指宿です。最後の質問者ということになりました。執行部からの誠意ある答弁を求めたいと思ひます。

それでは、通告しておきました案件について、質問いたします。

まず、くらし支え合い条例の制定についてということで通告いたしておりました。

近年、新聞やテレビ等、マスコミは還付金詐欺や振り込め詐欺などお年寄りを狙った報道が後を絶ちません。また、過去には本町内にも悪質な訪問販売がありました。このような悪質な訪問販売を町内から一掃するためにも、被害の状況の把握が必要であるというふうに思ひます。本町でどの程度の被害を把握されているのか、また報告があったのかということについて壇上から質問を申し上げまして、あとは質問席から行ひます。よろしくお願ひします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） くらし支え合い条例の制定についてのご質問で、訪問販売の被害の状況を把握しているかということでございますので、それについて回答させていただきます。

三股町福祉消費生活相談センターで相談された案件の中で訪問販売にかかわるものは平成26年度が3件、27年度が4件、平成28年度が11月末で2件となっております。

内容については健康器具販売、保険関係、屋根瓦工事が主なものとなっております。

なお、センターで相談された案件については、クーリングオフにより被害額は発生しておりません。宮崎県消費生活センター都城支所においては本年度7件の相談が行われております。訪問販売を含む特定商取引においては、相談に至っていないケースもあることが予測されるため、引き

続き出前講座等を通じて周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 過去にも本町におきましては、被害、特に私が知ってる限りでは例えば水道というのがありました。例えば蛇口でつける浄水器もあるんですけども、メーターの宅内側に浄水装置をつけると、それが工事費込みで何十万とする。お宅の水道の水は濁ってますよという形で水道の蛇口から水をとって薬を入れる。そうすると茶色く色が出る。これは本当は茶色く色が出ないといけない。要するに上水道は塩素を投入して一番最後のところでもコンマ1の残留塩素濃度がないといけないという形があります。したがってその試薬を使えば、どこの水道をとってきても反応が出る。これは反応が出なかったら水道法違反という形ですけども、町民にとってはそれはこの試験薬を使うとよく出るんですよ、そしてこれでお宅の水はこういうふうに汚い水ですよ。うちの浄水器を使えばこういうふうになりますよ。それはそうですよ。浄水器ですから塩素を全部取ってしまうわけで、そうするとそれが目に見えてわかるという形の中で、それが蔓延して、それも工事が進んで、発注が終わって、もう工事が終わってるという状態がありました。そういう過去にもあった三股町の事例ですけども、そういうことも踏まえた上で、今ある物について、今はそういう形がないということですけども、屋根とかそういうことでクーリングオフでなったということですけども、しかし、いろんなところで考えがあります。今度の12月号の広報みまたについても、あれは振り込め詐欺の関係でしたけれども、載っていました。

そこで、2番目の問題に入らせていただきます。

「くらし支え合い条例」というのは私が勝手に考えたのではなくて、野洲市っていうところが「くらし支え合い条例」というのを制定したと。これは、平成28年6月24日条例第20号という形で、野洲市くらし支え合い条例というのがあります。ちょっと町長、お持ちかもしませんが、ちょっと朗読をさせていただきたいと思います。

市民共通の願いは、健康、安全、幸せです。その実現のためには、市民それぞれが成長しようとする強い思いと行動、それを支える社会の仕組みが必要です。しかし、地震、水害などの自然災害、また、病気、事故、失業、離婚、さらには日常生活での消費に伴うトラブルなど社会経済的要因によって生活が立ち行かなくなる場合があります。問題解決には専門的な支援が必要ですが、いずれの場合にも多様で複雑な要因が絡み合っているため、専門分野だけの対応では断片的な対処に留まり、根本的な解決につながりません。野洲市では、生活が立ち行かなくなった市民に対して、生活の困りごとを解決するという大きなくくりで捉えて支援を進めてきました。問題に個々に対応するのではなく、相互関係を把握し、一体的な解決を目指して、

「おせっかい」を合言葉に、市役所に設置した総合相談窓口を核にして、公共サービス、専門家、地域社会の総合力を効果的に発揮させる仕組みを発展させてきました。

というふうに云々と書いてあります。中には、こういう文言もあります。「「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしの精神をもとに」というふうにもあります。この目的には、「この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、市民の消費生活の安定及び向上並びに消費者安全の確保を図るため必要な措置を講じるとともに、消費者被害その他の市民のくらしに関わる様々な問題の発生にその者の経済的困窮」というふうに書いてあるんですけども、それをつくるんだというふうに、最後には、「もって安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与することを目的とする。」とこういうふうに書いてあります。趣旨については、要するに、行政に訪問販売者が通告をして、私はこの地域でこういうことをしますよというふうに通告をして、中身を精査して、それではいいでしょうっていう形をとって、そして、その人には許可を出す。トラブルが発生したもとの、よそでトラブルが発生したものについては、それは発行しない。それから、完全に自分は拒否しますって言ったら、ステッカーを自治体が発行して、それを玄関に張る。そういうことによって、訪問販売をする人も、される側も、安心して対応ができるというのが、この条例の核のようであります。

条例は大変長いものになっていまして、27条からなっているんですけども、この問題について町長が、今初めて「くらし支え合い条例」っていうふうにしましたけれども、町民の訪問販売等、悪質なものの、もしくは、生活を支えるためにどのように感じられているのか、お願いをいたします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） まず、くらし支え合い条例ですね、これにつきましては、滋賀県の野洲市が、先ほど言いました平成28年6月議会で条例制定いたしまして、本年10月1日から施行ということで、来年の10月1日に完全施行に向けて取り組みが行われているところであります。これについては、先駆的ということで、各団体等も条例の内容については関心を持っているということで聞いておるところです。

内容は、訪問販売を行う事業者の事前登録の義務化、勧誘を受ける意思の事前確認の義務化、生活困窮者等の支援のための専門家や関係機関で構成する支援調整会議の設置、高齢者など消費者トラブルに遭いやすい人を守るための消費者安全確保地域協議会の設置などとなっているところであります。事業者の事前登録制度は、全国でも初めての制度ということで、高齢社会において、訪問販売による被害の増加が予想される中、先駆的な取り組みとなっております。

しかしながら、条例制定後、間もないこともありまして、事前登録の申請においては、厳しい審査はしないなど、不明確な点があります。

また、行政に登録することで、登録業者が安全な業者と住民に誤解を与える可能性もあるのではないかと思っているところでもあります。

条例の制定については、制定団体も少なく、また、運用面、登録業務の内容も含めて、慎重な対応が必要になると思っているところでもあります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） もちろん初めてやるわけですから、いろいろ危惧されるところはあると思います。「町が認めたから、自分のところは安心ですよ」といううたい文句にもなると思います。

しかし、この中を見ていくと、例えば、こういうふう「お断り」というのがあるんですね、「お断り」。だから、要するに、自分のところはもう過去にこういう被害があったから、もう聞きたくないっていうなら、もうこの「お断り」を張る。それでも来たら、その業者はアウトになるということですよ。

もう1点あって、要するに、この協定の中には、もしその家庭で何か異常があったら、その業者を率先して行政にお知らせをします。要するに、不都合な人、体がですね、例えば、病気をしてる人、もしくは、孤独死の関係もあるでしょうし、そういうことを1軒1軒回るわけですから、そういうことのお知らせをする。訪問をする中で仕入れた情報を行う。過去に私が質問したのは、例えば、牛乳、新聞とかそういうところで、非積極的な情報公開っていうのを契約してやったらどうかと。要するに、新聞が何日たまって、いや、ガスが全然動いとらん、水がゼロだということはどうだっていう話をさせていただきました。その延長線上という形で捉まえて質問をきょう行っているわけですけども、町としても、これをやることによって、また、もちろんそれで町が全ての責任をとるということではないんですけども、今、野ざらしの状態になっているものについて、幾ばくかの歯どめができるんじゃないのかなと思いますけれども、もう1点よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま総務課長が回答しましたけれども、全国で初めてのくらし支え合い条例ということでありますので、この運用状況等を見ながら、本町にとってどんな対応がいいのか。要するに、消費者保護という観点から、いろんなやり方があろうかと思えます。一番いいのは、やっぱし地場の企業、事業所を使っただいて、あるいは、三股がなければ都城、この管内の方々を使っただければ、もう顔の見える関係、信頼関係がありますので、それが一番なんでしょうけど、訪問販売でよそから入ってくると、その人が、その事業所がどうなのかっていうことは、消費者にとってはなかなか見えづらいという部分がありますので、そのあたりをどういうふうな形で規制していくかっていうのも、これが一つのこの条例制定の目的だとい

うふうに思います。

来年の10月1日から施行ということでございますので、その間にいろんなことを検討されると思いますので、そのあたりを見ながら、どう本町では取り組むか、またいろいろと検討させていただきたいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 先駆的な役割をするということで、この自治体には敬意を払うわけですけれども、本町においても、いっぱいいろんな、役場に勤めていらっしゃる、昼間は役場ですから、訪問販売等、もしくは電話等、ほぼ経験がないかもしれませんが、家にはいろんな訪問販売が来、もしくはいろんな電話が来ます。果ては、私の家にあつたんですけれども、「お宅の電話は異常に使われている」という電話がありました。それが本当かどうかはわかりませんが、警察と名乗ったそうです。要するに、そういうことを名乗って、出ないというのを確認したのではないのかなというふうに思うわけですね。ナンバーディスプレイがついてるから、大概のものは出ないって。要するに、東京03は出ないとか。そんなところに親戚はおらん。092は、そこに親戚はおらん。出ませんから。0120は出ない、鳴らないようにしてるっていうのがあって、そこら辺はできるんでしょうけれども、しかし、余りにも出ないので、警察話して電話したんじゃないのかなって、私自身は危惧をしているわけですね。だから、うちんところは出たわけですけれども、そういう形で警察から電話があつたよ、これは大変だなと思いつつながら、これにも成り立っているわけですよ。

再度ですね、この野洲市については、全国から注目を浴びて、いろんなところから問い合わせがあつて、てんやわんやかもしれません。しかし、これが広がることによって、例えば、暴力団まがいのことがなくなるのではないのかなと。もちろん、この条例の中に、暴力団はしめせんと書いてありますので、そういうこともぜひとも考えながら、これについてももう少し研究をしながらも、制定するという方向で確認を、内部で協議していただけるとありがたいというふうに思います。しないということには多分ならないでしょうから、町として確認方について、もう1回です、今後研究をしていくということであれば、その趣旨、よろしく願います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどご回答いたしましたように、まだまだこの内容等を見ますと、大変、事前登録を含めて、そして審査期間を含めて、どのように運用されるのかなと。さっき言いましたように、反面、お墨つきを与えるような形になると、また消費者に害を及ぼすことになってしまいますので、そのあたりは十分見ながら、これが制度として成り立つのかどうかを含めて、気持ちは一緒でございますので、消費者のことをどうするかということですから、その点、今のところは、町としましては消費生活相談支援センターがありますので、あちらの出前講座等を含

めて、しっかりと対応をするように努力をさせていただきたいと。そして、この件については、十分検討といいますか、様子を見させていただきたいなというように思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それではよろしくをお願いします。

次の問題に入らせてもらいます。

2番目の問題で、町の過去の歴史的資料の保存や展示についてということで通告いたしておりました。展示の預かり等の保管はどのようになっているのかという形で通告をいたしておきました。

教育委員会の東側、建物の中ですけれども、資料館なのかな、展示館、保存なんですかね、わかりませんが、1階の東側にいろんな品物が置いてあります。遺跡から、何がありますかね、農機具から、全て雑多に置いてあるんですけれども、展示とは言えないなっていう感じであります。

この問題は、下新のある方から、「自分のところにとっては貴重だと思うんだけど、町に寄贈したいんだけど」という話があって、それを寄贈されれば、ほんならどこに置かれるんだろうかな、町は。もちろん、担当者にお聞きしましたら、「本人は貴重と思うけれども、そういう物がいっぱいある」って言う人もあるし、知らないで、これは貴重じゃないと思っても、それが実は大変貴重な物だということもあり得るということの中で、それを1回見ないとどうにもならん。預からないとどうにもならん。預かったときに、ほんならば、どこに保管・保全していくかっていうのが、大変見ながら疑問に思いましたので、この質問をさせていただきました。答弁よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町内の展示預かり等の保管はどのようになっているかというご質問でございますが、本町の歴史的資料の保存や展示につきましては、中央公民館に共同資料室がありますので、町内から寄贈されました昭和初期の農機具や日常品を中心に展示を行っております。その展示方法は、不十分ではありますが、年に数回ほど、小学校から見学の要請があったりいたします。そのときは、展示品の説明や案内等を行っております。

ただ、預かり品の保管に関して申し上げますと、預かり品の増加により、資料室が手狭になっておりまして、収蔵庫の必要性が高まっているところであります。

また、収蔵庫につきましても、湿度や温度管理のできる施設が必要でありまして、現在行っております町史編さん事業が終了した後は、町民から古文書寄贈の要望が上がった際に備えて、収蔵施設が必要であるというふうを考えているところであります。

現在収蔵されている資料につきましては、年に1回、薫蒸を行うなどして、資料が傷まないような保管措置をとっているのが現状であります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 指されているところは一緒だと思いますが、今の教育委員会がおられる一番東側1階ですね。説明があればわかるんでしょうけど、とてもじゃないとわからんと思っています。それでもなおかつ、教育委員会の別棟にプレハブがありましたね。ありました、過去形なんですかね。要するに、台風でやられてそのままになっているんですけども、あそこは多分入ってたっていうふうな意識ですけども、私のうろ覚えの中であるんですが、あそこはほぼ使えない状態なんですけれども、今後、あの倉庫については建てかえる、もしくは、あれプレハブですから、長くもたないでしょうから、永久建物として何かする予定はあるんですか。ちょっとお伺いしておきます。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 中央公民館の北側のプレハブ倉庫についてですが、今回の台風でかなり被害を受けまして、今度の補正予算で上がってるんですけども、取り壊しの計画をしております。中にあった資料等については、今、それぞれのいろんなところに分散して置いているということになっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） もうあれは、修復は不可能でしょうから、取り壊さざるを得ないんでしょうけど、その後について、今、見たあそこのところ、そのために雑多になってるのかどうか分かりませんが、どうにかしてしないと、このままでは、何も歴史的な物も預かれない状況じゃないですかと、担当の人に聞いてみました。「確かに、歴史的な物って言われる物については、預かることはできません」って、今の状態ではですね。それはもうそうでしょう。プレハブがない状態、もしくは建物がいっぱい状態、2階の東側に行っても、所狭しと品物が置いてあって、歴史編さんで一生懸命っていうのもあるでしょうし、いろんなところもあるんでしょうけれども、こんな歴史があるとかいう中では、ちょっと物足りない、町としては物足りないのかなというふうに思ったところです。

関連がありますから、最初のところから2番、3番というふうに行くんですけども、この問題はちょっと置いておきまして、2番の問題に入らせていただきます。3番の問題に飛ぶんですけども、とりあえず2番の問題から行きます。

②は、梶山城址計画、用地を買収される計画、ここまでは承知をいたしておりますが、用地を買収した後は、管理が絶対必要です。言われるように、個人で持っていれば、ある一定の管理をされる。されない人もいるんですけども、される。しかし、そうでなければ、町が買った以上は、もう町の物ですから、町が管理をせざるを得ない。そうなったときの計画ですね。買い増し

ていきますよ、梶山城の跡を今からずっと買っていきますよ、買った後についてはどういう計画になっているのか、ちょっとお聞きをします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 梶山城跡の今後の計画でございますけども、議員がおっしゃったように、まず、用地の買収というのがございます。買収後は、調査のために必要な伐採や除草作業がございます。調査の後には、梶山城の学術的評価が必要となってまいります。そして、その評価に基づいて、国指定に向けての申請となりまして、指定後は、その保存や整備の実施ということになってまいります。

現在は、全体の計画の中でも、初期の用地買収を行っている段階であります。ただ、同時に進められる計画もありまして、それが学術的評価、あるいは、文献調査や縄張り図作成、あるいは、地形測量等は順次進められておるところであります。今回、文化庁調査官による現地調査も、計画の中の一つに含まれるものというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 私が梶山城をそんなに詳しくないっていう恥をさらすようですけども、梶山小学校から入るところが正面ではなくて、保育園のところから入るほうが正面になるということのようでした。どう見ても、梶山小学校から入るのが正面のような感じがしたんですけども、そういうことからいって、相当広大な土地になるし、相当の費用が必要になるというふうに思っています。もちろん、国指定を受けるということを目指すとすれば、今ある文献もそうでしょうし、まだ今から探さなきゃならない部分もあるかもしれませんけれども、全体的にこういうことに資するために梶山城の跡地を町として買い進めて、将来はこういう形をやるということが明確に示してもらえるとありがたいと思っています。もちろん、用地買収をすることが、現状を保存するという意味で大変有意義であるということで、大いに賛成はしているわけですけども、その後について、今少し見えてこないなというふうに思っているところです。今、文化庁から来ましたよ、どこでしたよ、違う人が3人来ましたよとは聞きました。それから先、どこをどうしてどうなるのかっていうところについてのアドバイス、もしくは、町の方向性っていうのがあれば、再度お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 国指定後の後につきましては、一番は、梶山地域の活性化につながるということで、梶山地域の方々たちとの意見交換、そして、今後の方向性をどういうふうにとっていくかっていうことがとても大事ではないかなというふうに思っております。全て今ビジョンが、ルールが敷かれているわけではございませんけども、一番は、町の一番の宝であると、梶

山地区、梶山城のこの山城がですね。そういった意味で、町全体ももちろんなんですけども、梶山地域の活性化につながるということから、教育委員会としては、いろんなビジョンは掲げてあるところでありますけども、町民の憩いの場だとか、観光資源の開発の一つの手段になるとか、あるいは、いろんな散策コースだとか、学習教材にもなるとか、いろんなこの文教の町を支える一つの財産として、いろんなことが考えられるというふうに思っております。そういったことを町民一堂に会しまして、あるいは、梶山地区を中心にしながら、今後のビジョンを構築していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今から進むんですから、こうだっということとはできないまま、もちろん国指定があるかないかもわからないわけですからなんですけども、今回、町議案と一緒に配ってもらいました教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書の中に、「梶山城址の保存整備に関して、梶山城址保存推進協議会を立ち上げ」というふうになっていますけれども、保存協議会って言われるものは、どれくらいの人数でどういうふうにされているのかわかりますかね。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 濟いませぬ、ちょっと今、その具体的なものについてはわからないんですけども、昨年度は、その協議会は開催したということです。昨年度、ある程度の方向性を示しておきました。本年度は、それに引き続いて、この協議会ということは、まだ今のところは開催してない状況です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 知りたかったのは、どういう人たちが入ってらっしゃるのかなというのが知りたかったんで、何人ぐらいかな。要するに、正確じゃなくても、ちょっと知りたかったなと思うんですけども、答えられる範囲でありますか。ないですか。ないですか。いいです。

こういうふうに立ち上げてこうやったというふうに書いてあります。要するに、教育委員会としてもそれが大切だということで、報告の中に入ってるんだらうと思います。ページで言うと11ページですね、ということであります。

そういう大事なものがあるということの中で、3番の問題に入っていきたいと思います。

将来、いろんなところにいろんな施設ができて、いろんな大切な資料が出てくるという中でいくと、①の問題と絡むんですけども、梶山城のところに大きい土地を買うわけですね。そしたら、その歴史的なものの形を壊さないようなところに、そういう歴史的なものについて建物を建てて、そして、そこが例えば管理事務所も兼ねながらも資料を展示する、三股町に付随するもの

も展示するみたいな形で、この③では、触れているのはそういうことでございます。③梶山城址の入り口に資料館等の建設はできないかという形で問題を提起いたしておきました。答弁よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 梶山城近くに資料館の建設はできないかというご質問でございますが、資料館の建設につきましては、梶山城跡の整備計画に関連するものと考えておるところでございます。梶山城跡を調査する際には、発掘調査が不可欠であります。発掘によって得られた出土品は、その展示や保管を行う施設が必要となってまいります。

また、梶山城だけでなく、本町の歴史やその案内地図も提供できるガイダンス機能も、その施設には求められるものというふう考えております。

つまり、梶山城跡の保存・整備計画を作成していく際には、資料館の建設も視野に入れる必要があるというふうに思っております。梶山城の資料館には、展示スペースだけではなく、収蔵庫も必要でありますし、そこを保管施設とすることも可能です。さらに、ボランティアガイドの機能拠点とすることも考えられるのではないかとこのように思っております。

以上のようなことから、資料館の建設につきましては、公共施設等総合管理計画をもとにした個別計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 前向きな発言、大変ありがとうございます。三股町に何もどこにもないんで、いろいろ自分なりに、あっち歩き、こっち歩きしながら、文化会館のところがいいんじゃないのかと思いつつも、する中で、この梶山城をせっかく生涯本腰入れてやるんならば、そういうところがいいし、願わくば、この下のロビーとかフロアを歩くときに、下に、ここは何があったところやっていうような地図があると、壁にかけるよりも、床にあったほうが踏みながらわかるなどか、いろんなことを考えながら質問をしたところです。ぜひとも、いろんな三股町としてもあるわけですけれども、町としての貴重な物を保管・展示する施設として、梶山城がいかに大きな城で、貴重な城だということも、全て2件の観点からよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、3番の問題に入らせていただきます。

前もって教育委員会のほうへ、資料を請求をいたしておきました。3番の①本町内に教育委員会の管理する施設はどのようなものがあるかという形で、もう資料をいただきました。88カ所、88建物があるというふう書いてあります。一番古いのは、1959年って書いてある。何年かなと思ったら、昭和34年、昭和に直すと34年ということになるんだろーと思います。それから踏まえて、88の大きなものがあるということでもあります。これを踏まえて、①については、

どういものがあるかということですから、あるということで答弁ということにさせていただきたいと思います。

②に、これを踏まえて、今後の建設予定や修復の予定はありますかというふうにお聞きをいたします。答弁をよろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、教育委員会の管理する施設の中で、築30年以上経過した施設が33施設あり、延べ床面積は2万8,847平方メートルとなっております。教育委員会の管理する施設に対するこの割合は、延べ床面積で全体の約52%を占めております。今後、10年から20年以内に、これらの施設の更新時期が一斉に到来します。このようなことから、公共施設等総合管理計画の個別計画を策定し、年次的に施設の修復及び建設を行う必要があります。

ご質問の今後の建設予定や修復予定は、来年度に勤労者体育センターの耐震補強に伴う整備事業、三股小学校の下水道接続事業、リースではありますが、勝岡小学校のプレハブ教室の設置を予定しております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この施設、もちろん老朽化をしているわけですから、一斉に来るという、延命化をするために、この前、朝日航洋の説明会ですかね、あったと思います。これよりもほかに、教育委員会もあるんですが、あとは福祉が持ってますね。それから、都市整備が住宅を主にして持ってますね。こういう形が物すごく多く存在をし、管理し、責任を持つということになると、大変な労力が必要だろうというふうに思います。

この問題を踏まえまして、3番の問題に入らせていただきます。

こういうふうにかかせていただきました。縦割り行政の弊害をなくすため、教育委員会に建築の正規職員の配置が必要と考えられるがというふうに提起をいたしております。何が言いたいかっていったら、教育委員会に建物のことを言っても、誰もわからないんですね。誰もわかりません。技術的なことですから。都市整備に行ってくれってということになるんですね。都市整備に行って話をしても、正規に受けてもらえないんですよ。何でか。予算がないからですね。予算は教育委員会、相談は都市整備っていう形になるわけですね。

そこで、町長、今回も建築の募集についてはなかったよっていうふうに、新規職員ですが、思ってるんですけども、教育委員会に建築の職員が必要だと感じるんですけども、町長、所見をよろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

本町の建築技師につきましては、都市整備課に3名体制で配置され、公営住宅、各課が所管する施設について、専門的な部分の業務を行っております。過去には、中学校の大規模改造等もありまして、教育委員会に雇用契約職員の建築技師を配置していた時期もあります。

町が有する公共施設においては、公共施設等総合管理計画の保有面積で、教育委員会が所管する施設が約46%を占めている状況となっております。施設に関する業務が多くあるのも事実であります。建築技師の配置については、技師がかかわる事業が保有面積にかかわらず、事業年度により、その担当する部署の割合も変動するため、現状の体制でいきたいと考えているところであります。

また、都市整備課のほうからも、分散して配置よりも、現在の配置のほうが若手職員の技術向上が図られ、相談体制もとれ、情報を共有することで意思統一や不在時の支援の面でもいいと聞いているところでございます。

施設を所管する部署と建築技師の意思連携については、さらに密に行うように指導していきたいと考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） それはちょっとおかしいなというふうに思います。町長が教育委員会に、そのときに執行させるんですね。町長部局から外れるんじゃないですか。そうなった場合に、執行させる職員のところから町長部局にそのまま来て話をするっちゃうことになるんですね。要するに、担当する職員は、自分のところが手いっぱいいっぱいですよ。今、都市整備は、ひとつとこでよかつちゅうやったけども、正規職員2名でしょ。3名って言ったけど、3名ですかね。ちょっとそこ答えてください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 平成27年度と28年度につきましては、公共施設等総合管理計画のほうに技師が必要ということでありまして、今、建築技師をそちらのほうに1人配置している関係で、今、2名の正規職員と雇用契約職員を急遽手当てをして3名体制を今維持しているという状況であります。

公共施設等総合管理計画につきましては、今年度平成28年度に策定ということで、今後は管理のほうになってまいりますので、今は別室で総務課の行政系のほうで計画策定をしておりますけども、そこの部分の技師のほうをまた建築技師ということで戻すということになりますので、現在は2名と1人ということになりますけども、来年度以降は3名の技師体制ということになると考えております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町も五本松住宅の跡地の話があるように、簡平を壊すのも建築を通らないかんですね。建てるのも建築を通らないかんですね。そうすると、その担当者は、全て設計するわけじゃないですね。委託して外注かけますね。その人の能力がどんだけすごいのか知りませんが、とてもじゃないけど、その施設をつくるのに温かみがあるかないかちゅうたらない。雇用をされている人が正規でないと、答えられる人は全員一般事務の人でしょうから話しますけども、技術者ちゅうのは技術者のネットワークがあるんですね。何でか。学校を卒業したときは同級生やからですよ。でしょ。そしたら、その雇用をしたところのは、自分はどこでその技術を身につけてきたかちゅうたら、学校、それから業者で身につけてきた人が委託なり、長期雇用なりっていう話で、正規雇用じゃない人が来るわけですね。そしたら、その人は、次に首になるかもしれんわけですね、正規職員じゃないわけだから。そしたら、どこに自分の道を求めるかちゅうたら、そうなったときの手だてをせないかんですね。そうすると、結局、大きな品物が、よりぜいたくな品物ができ上がっていくっていうことになるんですね。三股町には三股町の品物が、三股町民にそごうようなものがあればいい。しかし、そうではないことになっていきかねない。技術はそこで本当にまとまるからいい。そんなことはないんですね。教育委員会におっても、技術はそこで異交流すればいい。身分が教育委員会にあるだけだから。要するに、自分は自分の仕事がいっぱいいっぱいなのに、所管が違う教育委員会には上のそらですよ。それはしょうがないですよ。自分の仕事がいっぱいなんだから。

そういうことを踏まえた上で、やっぱり職員は、技術の職員をしないと、例えば、外注するなどは言いません。したとしても、その業者の不十分なところ、気がつかないところを的確に注文を出す職員じゃないと、どうにもならんですよ。金を捨ててしまうことになりかねない。例を言うと、下水道に水をつなぎました。つなごうとします。管理に30万とか、設計に30万とか、話が出てくるんですよ。普通の業者に頼めば、そのまま設計費も要らんでつなぐのに、設計に30万請求される。それを建築の担当者は当たり前やと思って回してしまう。そうでしょう。事実じゃないですか。答えてみてください。

いや、あんたのほうじゃない。教育委員会か、こっちか。要するに、下水に発注するまでやから。いいですよ。いいです。答えが内部でわからなけりゃ、内部でよく調べておいてください。

要するに、そういうことになりかねないんですよ。全てを外注に出すっていうことになってくると、どれが外注にそごうものかどうかわからない。だから、金を切り詰めて、職員を使わないってことで切り詰めていくけど、実は大きなものが抜けていってる可能性がある。必要なものがなくて、最小限で、能率的にするためには、それを利用する人、学校であれば学校の利用する人の意見を聞いて話をしないとイケない。設計屋は初めて設計することが多いですよ。そういうこともいっぱい考えながら、これについてはしないと、技術屋が少ないから集中管理で

いいですっていうことであれば、それなら、町長部局からも外すべきである。両方に地中ばりを置いて両方できるようにせないかん。でないと、町長部局から来て、町長の命令が来て、所属課長の命令が来たら、ほかのどこからのお願いを切らざるを得んでしょ。答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるように、職員のほうが今年は、去年から今年にかけて、1名が総務課のほうの仕事という形で、ちょっと都市整備のほうからの手薄っていうものがございいます。

しかし、以前をずっと考えていただきますと、以前は、技術者は、建築技師はただ1人だったんですよね。それから、その後、やはり学校関係があるということで2名体制、そして、1名は委託という形で教育委員会に配置しました。2名と1名。そして、その1名の方は、非常に技術力が高くて、本当にベテランという域の方が教育委員会で中学校の建設に携わっていただきまして、割合スムーズに来た経緯があらうかと思えます。

その上、やはり町としましては、やっぱりその方が定年っていう形っていいですか、やめられてるわけですから、正規職員を採用しまして、現在3名体制でやっております。それでまた、先ほど言いましたように、1名が専任が総務課に来ましたので、やはり市役所OBのやはり技術者で、一級建築士を持ってらっしゃる方を臨時雇用うちゅう形で今採用をしているところでございます。来年になりましたら、またもとに戻しまして、技術者3名体制っていう形でやっていきます。

言われるように、下水道接続なんかでも、本来自分のところで設計すれば、その分はコストが必要ないのに、やっぱり外に出す。そしたら、設計にもっとかかる。いろんな意味合いで、デメリットもあるわけなんですけれども、それはこれからまた技術者では技術者同士でまた切磋琢磨していただいて、時間的余裕がないのかもしれないけれども、切磋琢磨して、自分のところでも設計できる環境づくり、そういうのも声を聞きながら、職員の声聞きながら、どういった体制づくりにしたらいいのか、また検討させていただきたいと思えます。

今のところ、教育委員会の配置というのは、ちょっと今のところ考えていないんですが、今後の教育委員会の中で、やはりさっきありました資料館をつくらないかんとか、大きい何かがあったときには、またいろいろと検討させていただきますけれども、いろいろなところで、先ほど言いましたように、下水道接続と、それとまた、勤労者体育センターの耐震補強、それと、勝岡小学校のプレハブということが来年想定されますんで、それについては、万全の体制で取り組むようには努力させていただきたいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 町長がどう思われてるのかわかりませんが、要するに、町長も職員だったわけですから、教育委員会におったと想定して、若い時分に、例えば30代ぐらいで、都市整備の職員にこういうのをお願いしますって持っていくときには、命令じゃないですね。どう見てもお願いですね。そうすると、顔色を見らないかんですよ、まず。忙しいのか、今立て込んでるのか、外からの打ち合わせがあるのかないのか。見ててですね、私、教育委員会を行ったり来たりするんですけども、どう見ても話ができるような雰囲気はないですね。これはいかんって思ったのがこの質問なんですよ。やっぱり、都城市にもちよろって聞いてみました。やっぱりそれは市やから、大きいからそうなのかもしれませんけども、やっぱり考えられんっちゃうわけですよ。教育委員会に誰もいないっていうのは考えられんって。誰がどこに相談するのと。そしたら、こうやって三股のほうはって。とてもじゃないけど、それは無理だろうなど。それはそうですよ。やっぱり部局が違うんだから。町長部局から外して、任命権の関係は教育委員会から出向を命じるわけですから、出向されているところから町長部局をお願いをするというのは、それは、職員としてはなかなかできづらい。それは、課長級ならいいでしょう、多分。自分の年よりも下やとか。だけど、そうでない以上は、やっぱりスムーズにするためには、やっぱりこういうものがあれば、それを踏まえ、管理する人たちをそれこそ育てていく。横の連絡はこっち側の部局におる人に話はさせるといことの方がより鮮明だと思いますよ。ただ、福祉だっって、お願いをするときには、やっぱり来んにゃいかんですね。ただ、それは町長部局だから、町長まで1回上がって、副町長のほうにおりてくれば、どうにかなるでしょう。だけど、教育委員会は全然違う部局、全然話が違うんですね。これについて、やっぱり問題意識を持っていただかないと、これは都市整備の課長が、それがいいですっていうわけにはいかんと思います。私は、あそこを削れって一言も言ってないんですね。増員させろと言ってるんですね。だから、次期の採用には、建築の正規職員も1人採用して、工事をさせて、そして、全体が相談できるような体制をしたらどうですか。自分が技術が未熟でも、建築の学校を出てきておれば、話が進みますよね、専門用語でも。そういうことを指してるんであって、今3人いる体制を1人こっちにしてくれっていうことは一言も思っていないんで、やっぱりそこら辺はですね。そして、その人に建築だけじゃなくて、事務も少しかませればいいわけですから、そういうことを踏まえてですね。どうしても町長にまた答弁について、合点がいかなんと、それはちょっと無理だろうと思いますけれども、この問題、今から先、教育委員会に議員として行っても、町民として行っても、話になかなか乗ってもらえませんよね。お金が幾らかかるか、それはわからんですよ。どの委託業者さんに相談していいかもわからんですよ。情報がないんだから。教育委員会に「建設物価ってあるよな」って、あれでちょっと調べればこれやねと、「建設物価って何ですか」、その状態からですよ。だから、そういう建設物価なんていう単行本も出てるわけだし、そういうのも踏まえた上で、

話ができないといけない。ぜひとも、職員をあそこに1人、建築の職員を増員してってという形を踏まえた論議を。こんなに多くの施設があるわけですから、本町教育委員会にですね。またこれにも、また増えていくわけですし、これらについて、昭和34年ごろの老朽化したから、壊すということすら、建築屋さんに頼まないかんわけでしょう。そういうことも踏まえて、再度検討をして、これについて、実情の把握ということもできるかできないかぐらいは答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 私も、職員時代を含めて、いろんなところで技術者に頼みにいくっていうのも、大変負担っていうか、そういうのもございました。

しかし、我々は一般事務をやっておれば、技術の仕事もしなくちゃならん。そうなったときに、やっぱり技術者がついてこなくちゃならんと。同じ課の中では、やっぱり頼むというのは当たり前なことなんですね。それはどこに行っても同じだと思います。要するに、あとは人間関係をきちっと、仕事を受けていただけるような環境づくり、要するに、技術者としてもそれを受ける意識構え、そういうところも大事ななというふうに思いますので。

それに、人を増やすことも、言われるように、公共施設が大変多いところ、そういうのに余裕があれば、配置するということも大事だろうと思いますけれども、しかし、限られた人材で、限られた予算の中で、限られた大変な仕事をしなくちゃならんとなると、どういうふうに人を動かすかというようなのも、我々、行政を預かる人間としては大事なことかなと。要するに、行財政改革の中でどんな形で人的配置をしていくかというの、一つの我々に課せられた課題でございますので、その中で行政改革委員会っていうのもございますし、本部もございますし、そして、言われるように人的配置はどうあるべきかというの、組織等の改革において、いろいろと議論はさせていただきたいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ぜひとも実情を調べていただいて、課の中とか、町長部局の中であれば、先ほども繰り返し言いましたけれども、それはそれでできるでしょう。しかし、建物の中にもない、公園1つ、公園に1個なければいけない、なおかつ予算も持って分かれている中でいうと、これについては、ぜひとも技術職員の新規の雇用も、そういうことを頭に入れて、実情の把握もしてほしいということ、少なくとも現状がどうなってるのかっていうことぐらいの把握はお願いをしながら、私の質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、一般質問は終了いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時41分散会

平成28年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成28年12月14日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成28年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 委員会付託

出席議員(10名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
4番 池邊 美紀君	5番 堀内 義郎君
6番 内村 立吉君	7番 福永 廣文君
8番 指宿 秋廣君	9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君	11番 山中 則夫君

欠席議員(2名)

3番 福田 新一君	12番 桑畑 浩三君
-----------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君	書記 矢部 明美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君

企画政策課長	……………	大脇 哲朗君	税務財政課長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	内村 陽一郎君
産業振興課長	……………	白尾 知之君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	西畑 博文君	教育課長	……………	渡具知 実君
会計課長	……………	山元 宏一君			

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。本日は、桑畑君及び福田君から欠席の届けが来ておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（福永 廣文君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、報告3件を除く全ての案件に対する質疑であります。

質疑の際は、議案番号等を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会期規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議にかかわる議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

それでは、議案第72号から第86号までの15議案、請願1件及び陳情1件に対する質疑を行います。質疑はありますか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 議案72号「まち・ひと・しごと交流センターの設置に関する条例」についてお尋ねいたします。

この条例なんですけれども、日南の設置条例を参考につくられたかどうか確認したいんですけども。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） はい、日南、そして高千穂町の条例を参考にしております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そしたら、高千穂、日南と比べて三股町の独自の要件というのはありますか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（大脇 哲朗君） 利用料に関して、これ、73号のほうになりますけれども、72号で使用料をうたっておりますけれども、関連するのは73号という話になりますけれども、日南市は、椅子とテーブルについて使用料を決めていると、本町の場合、お1人1時間当たりというところを基本に算定を行ったというところが、大きな違いかなというふうに思っております。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） それでは、質問もないので、総括質疑を終結いたします。

日程第2. 委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時04分休憩

〔全員協議会〕

午前10時05分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時05分散会

議事日程(第5号)

平成28年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号)
- 日程第4 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号一括上程
- 日程第5 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号の質疑・討論・採決
- 追加日程第1 意見書案第10号上程
- 追加日程第2 意見書案第10号の質疑・討論・採決
- 日程第6 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第7 常任委員会の視察研修報告
- 日程第8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号)
- 日程第3 討論・採決(議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号)
- 日程第4 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号一括上程
- 日程第5 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号の質疑・討論・採決
- 追加日程第1 意見書案第10号上程
- 追加日程第2 意見書案第10号の質疑・討論・採決
- 日程第6 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第7 常任委員会の視察研修報告
- 日程第8 議員派遣について

出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 森 正太郎君 | 2番 楠原 更三君 |
| 3番 福田 新一君 | 4番 池邊 美紀君 |

5番 堀内 義郎君
6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君
8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君
10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君

欠席議員（1名）

12番 桑畑 浩三君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 出水 健一君
書記 矢部 明美君
書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画政策課長	大脇 哲朗君	税務財政課長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	内村 陽一郎君
産業振興課長	白尾 知之君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	渡具知 実君
会計課長	山元 宏一君		

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から欠席の届けが出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（福永 廣文君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業委員長よりお願いいたします。総務産業委員長、池邊君。

〔総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会の審査結果について会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案番号72号、73号、74号、77号、78号、79号、80号、85号、86号と請願1号の合計10件でございます。以下、案件ごとに説明させていただきます。

まず、議案第72号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。本案は、独立して仕事を行う共有の場及び情報交流の場を整備し、施設の名称を三股町まち・ひと・しごと情報交流センターと定めるとともに、地方自治法の規定に基づき施設の必要な事項を定めようとするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの使用料について追加しようとするもので、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「三股町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は地方税法等の一部を改正する等の法律の公布及び所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定による、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に伴い、三股町税条例等について所要の改正措置を講じるものであります。改正の主な内容としましては、平成28年度、29年度に新たに設置された太陽光発電設備について、新たに課税されることになった年度から3年度分の固定資産税減免を特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」についてご説明申し上げます。本案は、農業委員会に関する法律の改正に伴い、選挙及び選任による委員から市長村長が議会の同意を得て任命する任命制への移行と、新たに農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を設けることが定められたことにより、農業委員会に関する法律第8条第2項の農業委員の定数、第18条第2項の農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。また、条例を定めることにより、関連して三股町農業委員会の選挙による委員の定数条例、三股町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例、三股町農業委員会

の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例を廃止し、農業委員会に関する法律第35条に基づき、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正し定めるものでございます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。本案は、職員の遠隔地への赴任及び派遣に伴い生ずる職員手当について措置を講じるため、住居手当、単身赴任手当及び地域手当について所要の改正をするものであります。また、2016人事院及び宮崎県人事委員会の勧告等を勘案し、給与にあっては平均改定率0.2%、勤勉手当に関しては0.1カ月分を引き上げ、扶養手当については所要の改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第80号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案は、関連議案ですので一括してご説明を申し上げます。本案は、2016人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定に準じて特別職の職員の給与に関する法律が改定されたことから改正を行うものであり、期末手当の0.1カ月分を引き上げようとするものであります。

79、80号ともに全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額4,631万9,000円に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,636万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額4億3,373万1,000円に、歳入歳出それぞれ15万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,388万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第1号であります「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」でございます。

こちらにつきましては、慎重に審査した結果、法律の問題であり精査する必要があるため継続審査とすることが決定しました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、文教厚生委員長より報告をお願いいたします。文教厚生委員長、楠原君。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の結果を議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

当委員会に付託された案件は、議案第75号、76号、82号、83号、84号、陳情1号の計6件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第75号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるため所要の条例改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、センターに置く職員の役職名を削り、必要な職員を置く等の変更に伴い、所要の条例改正を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、歳入歳出予算の総額35億2,808万2,000円から歳入歳出それぞれ538万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,269万5,000円とするものです。

歳入につきましては、療養給付費等交付金を減額補正し、国庫補助金の財政調整交付金を増額補正するものです。歳出の主なものとしましては、介護納付金を減額補正し、保険給付費の高額療養費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、歳入歳出予算の総額2億4,484万9,000円から歳入歳出それぞれ223万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,261万5,000円とするものです。歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものです。歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、歳入歳出予算の総額21億9,906万1,000円に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億78万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費及び介護予防事業システムのハードウェア購入費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の陳情」です。陳情事項は、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書を提出することです。

慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算委員長より報告をお願いいたします。堀内君。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。

それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

本案に付託された議案は、議案番号第81号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第4号）」の1件でございます。本案は、台風16号災害に伴う各種の対応や国の補正予算に伴い、経済対策臨時福祉給付金のほか事業の追加を行うとともに、人事院勧告や各種事務事業の変更、決定、実績見込みによる所要の補正措置を行うものであります。なお、今回の台風16号災害では、町内において建物や町道、農地、用水路等、多少を問わず被害があったとの報告を受けております。

補正についてですが、歳入歳出予算の総額97億6,301万9,000円に歳入歳出それぞれ5億5,138万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,440万6,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

町税は、町民税、固定資産税について増額補正するものであります。民生費負担金は、3つの保育所が今年度より認定こども園に変わったことにより、町が保育料を徴収しなくなったため保育料を減額補正するものです。

国庫支出金の民生費国庫負担金は、障がい者福祉費負担金について各事業の実績見込みにより増額補正するとともに、今年度より、認定こども園が4園増えたことにより保育所運営費負担金を増額補正するものです。災害復旧費国庫負担金は現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金を

増額補正するものであります。国庫補助金は、個人番号カード交付事務、経済対策臨時福祉給付金事業、子ども・子育て支援一時預かり事業、住宅・建築物安全ストック形成事業などを増額補正し、道路橋梁事業を減額補正するものです。

県支出金の県負担金は、障がい者福祉費負担金について各種事業の実績見込みにより増額補正するとともに、今年度より、認定こども園が4園増えたことにより保育所運営費負担金を増額補正するものです。

また、保険基盤安定負担金については、負担額の確定により減額補正するものです。

県補助金は、児童福祉費、扶助費、補助金について各事業の実績見込みにより増額補正するとともに、たでいけ認定こども園の増築工事により、安心こども基金補助金を増額補正するものです。畜産業費補助金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を増額補正するものです。また、台風16号への対応として、災害復旧費県補助金を増額補正するものであります。

基金繰入金は、補正の財源確保のため財政調整基金を取り崩すものであります。

町債は、農林水産業債と災害復旧債を増額補正し、土木債を減額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、戸籍住民基本台帳費において個人番号カードに係る情報システム移行事務費負担金を増額補正するものであります。民生費は、社会福祉費において扶助費を事業の実績見込みにより増額補正するとともに、経済対策臨時福祉給付金を増額補正するものであります。児童福祉費においては、乳幼児医療費、一時預かり事業補助金、施設型給付費、保育所等整備補助金、ひとり親家庭医療費などを増額補正するものです。

農林水産業費は、農業費において畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金や畑地帯総合整備事業負担金などを増額補正するものであります。林業費においては、民有林や町有林の林道・作業路補修の委託料を増額補正し、入札の実績により森林整備加速化・林業再生事業費補助金を減額補正するものであります。土木費の道路橋梁費においては、交付決定により各事業費を減額補正するものです。都市整備、都市計画費においては、長田峡の法面崩壊により公園施設災害復旧工事費を増額補正するものです。住宅費においては、修繕料、外壁診断調査設計委託料、外壁改修工事費などを増額補正するものです。

教育費は、教育総務費において、実績により奨学資金貸付金を減額補正するものであります。保健体育費においては、上米公園パークゴルフ場の芝エアレーション委託料や給食センターの蓄冷剤凍結庫の故障による購入費を増額補正するものです。

災害復旧費は、農林水産業施設災害復旧費において、耕地災害復旧事業費などを増額補正するものです。公共土木施設災害復旧費は、内之木場線道路災害復旧工事を増額補正するものです。

公債費は、償還金元金と利子の予算組みを行うものです。予備費は、財政調整のための予備費

を減額するものです。

次に、予算書の5ページになりますが、第2表の債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

新たに、三股町スクールバス運行事業、5年間になりますが、それと三股町総合文化施設LED照明整備事業が10年間になります。これを追加するものでございます。

次に、6ページになりますが、第3表の地方債の補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、災害別に新たに3つの災害復旧事業を追加するとともに、事業の追加、実績見込みにより3つの起債についての限度額の変更を行うものであります。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっています。

常任委員長報告に対する委員長への質疑ありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 請願第1号「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」について、質疑をいたします。

継続審査の理由として、精査する必要があるためという報告がございましたけれども、この精査について具体的にどのように行っていくのか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 池邊委員長。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） 内容等について、海外のものもいろいろ書いてあったりすることがあって、よく理解できないところがあったということが1点。それから、意見の中では三者三様であって、賛成、反対、継続審査、意見がいろいろあったものですから、急を要することじゃないということで、継続審査になったということです。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 法律の問題で精査する必要があるというのは、すごくわかりやすい言葉だなと思うんですけども、どういうふうに精査していくのか具体的に、例えば、この請願者に話を聞くとか、もしくは有識者に話を聞いてどういうことなのかというのを講演会じゃないですけど、そういう教授に教示いただいてするのかっていうふうに、具体的にちょっとどうい

うふうにしていくのか伺いたいんですけれども。

○議長（福永 廣文君） 池邊君、回答。

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） それを踏まえて、全て、今後いろいろ考えていくという
ようなことの継続審査でございます。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結いた
します。

日程第3. 討論・採決（議案第72号から第86号、請願第1号、陳情第1号）

○議長（福永 廣文君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第72号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例」を
議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第72号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されま
した。

議案第73号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討
論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第73号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決
することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決さ
れました。

議案第74号「三股町税条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第74号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第75号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「三股町健康管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第76号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「三股町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第77号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第78号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第79号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第80号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成28年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第81号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成28年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第82号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「平成28年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第83号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「平成28年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第84号は文教厚生常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「平成28年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第85号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「平成28年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第86号は総務産業常任委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

請願第1号「中小自営業者婦人・家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求めることについて」を議題として、討論・採決を行います。

総務産業常任委員長から、目下、請願第1号について、会議規則第74条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（福永 廣文君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、請願第1号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

総務産業常任委員会におかれましては、請願第1号の閉会中の継続審査方をよろしく願います。

陳情第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の陳情」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。陳情第1号は文教厚生常任委員長の報告のように採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第4. 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第4、意見書（案）第7号、第8号、第9号及び発議第3号を一括上程いたします。

まず、意見書（案）第7号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成29年度予算に係る意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。指宿君。

[8番 指宿 秋廣君 登壇]

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、ただいま上程いたしました「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、平成29年度予算に係る意見書（案）」について、提案の朗読をさせていただきたいと思えます。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が

多くなっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ、不登校などの課題など学校を取り巻く状況は、複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。

また、学習指導要領により授業時間の指導内容が増加しています。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後、10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるため、教育環境を実現するためには教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子供たちの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、平成29年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く求めようとするものです。

- 1、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

提案先は、内閣総理大臣、文科大臣、総務大臣、財務大臣に、地方自治法第99条の規定により意見書提出しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご採択していただきますようお願いしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、意見書（案）第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。

それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由説明を行います。

意見書（案）第8号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」の提案理由説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町

村議会では議員のなり手不足が深刻化しているところであります。

昨年、行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こういった状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々についても加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、その意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、意見書（案）第9号「「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） おはようございます。

意見書（案）9号、提案いたしております「「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（案）」についてご説明いたします。

国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって、円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しについて取り組んでいます。

全国においては、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきています。

一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰となり米価下落の影響が出る等の不安もあることから、以下、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求めます。

1つ、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将

来に向けた継続的な支援とすること。

2つ、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。

3つ、日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、発議第3号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者の説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、発議第3号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

今回の議会委員会条例の見直しは、議長からの諮問のありました議会活動を支える体制の整備等についてを議会運営委員会で審査していますが、三股町議会委員会条例に疑義が生じたため所要の改正をするものです。

改正内容は、議会運営委員会設置にある条例第4条の2第2項の「5人」を「6人」に改めるものです。改正することにより、広報編集常任委員会委員長が加わり、全ての常任委員会から議会運営委員が選任されることとなります。

なお、施行期日は平成29年5月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5. 意見書案第7号、第8号、第9号の3件、発議第3号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第7号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論があれば。楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 私は今回、一般質問で教育の質に関する事柄を取り上げました。また、宮日新聞におきましても、県議会や県教職員課が指導力の現状を問題として取り上げていると報道されています。

そこには、教職員の数の問題には言及されていません。その関連から文教みまたの議会として、

教職員の数の問題を今、取り上げる状況にはないのではないかと私は思います。

また、教育におきましてISOのようなものの存在を知りません。そのような中でOECD諸国と比べて教職員定数改善を今なぜ求めるのか、ここに上げてある理由だけでは理解できません。

以上の事柄を述べて、反対の討論とします。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ありませんか。池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

私も同じような意見で、定数というよりもむしろ教育技術というところに言及した方がいいんじゃないかなというふうな意見でございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議があるようですから、起立により採決いたします。

意見書（案）第7号は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立少数であります。したがって、意見書（案）第7号は否決されました。

次に、意見書（案）第8号を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意見書（案）第8号について、厚生年金制度への加入を求めるといふ趣旨になっておりますけれども、以前は議員年金というのがあったというふうに聞いております。議員年金と厚生年金制度の違いというのがあれば、ちょっと伺いたいですけれども。

○議長（福永 廣文君） 提出者、内村さん、わかりますか。

○議員（6番 内村 立吉君） 厚生年金制度については、この文章に掲げてあるとおりであります。生活の安定、定年されてからその老後の安定のために。今までの議員年金については廃止されているわけですが、このことについては余り詳しく分かりません。

○議長（福永 廣文君） 違いについてのご質問でございますけど、内村さんのほうではちょっと議員年金については自分達でも全然携わっていないのでわからない。（発言する者あり）森君、今、答弁のとおりではありますけども。

○議員（1番 森 正太郎君） はい、わかりました。

○議長（福永 廣文君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 意見書（案）第8号については、私、賛成の立場から討論したいと思えます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書ということで、一般質問でも申し上げましたとおり、今、生きている方々と、また、これからの担う世代について、やっぱり考えていく必要があると思えます。

20年後、30年後のことを見据えてそのことについてしっかりと生きた討論をするためには、やはり、20年後、30年後を担っていく世代の方々がこの議会という場にも必要、もっとも必要だと思えます。20年、30年後を生きる今の子供たちに対して、またはその地域の実情に対しても20年、30年後を見据えたという考え方ができる方々が入ってくるためには、やはり年金がしっかりもらえるまで働いて、それから議会に参加するということでは遅いんじゃないかなと、私は考えております。

以上の理由から、しっかりと若い世代の方々も安心して議会活動に携われるように、この地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書に対して賛成とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書（案）第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第9号を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） この本町の農業を考えたときに、本町の農業につきましては、集落営農組合、大規模農業の農家を中心であります。集落営農組合につきましては、役員につきましては、運営委員、そして水田推進員を交えながら総会を行っております。その中で、運営委員につきましては、農業委員会、土地改良、共済組合の損害評価委員を加えながら協議を行っております。

その中で、集落営農組合で決定したことを大規模農家と話し合いをしながらやっているところ
であります。この中で、今後、今やっとな軌道に乗ったところあります。そのようなことを考え
たときに、今後やっていく中で非常に大切な問題ではないかと思っております。

そして、また、本町におきましては、ブロックローテーションを行っておりますので、これか
らやっていく中で非常に重要なことではないかと思っております。ここに掲げております、戦略
作物、ナラシ対策、収入保険、各種施策の充実ということは、農家の所得安定、それと所得増に
値するものであると私は思いますので、私は賛成討論といたします。

○議長（福永 廣文君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書（案）第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第9号は原案のとおり可決
されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることとい
たします。

次に、発議第3号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。発議第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されまし
た。

お諮りします。先ほど、陳情第1号が採択することに決定しました。

意見書（案）第10号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書
（案）」として日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第5の次に追加日程

第1、意見書（案）第10号を上程とご記入お願いいたします。

続きまして、議事日程表の追加日程第1の次に、追加日程第2、意見書（案）第10号の質疑・討論・採決とご記入をお願いいたします。

これより意見書（案）作成及び配付のため、5分程度、本会議を休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時01分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

追加日程第1. 意見書案第10号上程

○議長（福永 廣文君） 追加日程第1、意見書（案）第10号を上程いたします。

意見書（案）第10号について、提出者の説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、「後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書（案）」について要旨の説明をいたします。

後期高齢者医療制度について、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成20年度に創設をされた。

制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じ保険料の軽減特別措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきた。

ところが、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特別措置については、段階的に縮小することとしている。

「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加することになる。現在、「8.5割軽減」を適用されている人は2倍、「9割軽減」の場合は3倍、健保の被扶養者だった「9割軽減」の人は5倍から10倍の大幅な負担増となる。

後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告（平成26年度）から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めている。こうした低所得の高齢者への負担増は生きる力をそいでしまうことにもなりかねない。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、平成27年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特別措置について」は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること」を求めている。

よって、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を強く要望しようとするものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出しようとするものです。

よろしく願いをいたします。

追加日程第2. 意見書案10号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 追加日程第2、意見書（案）10号の質疑・討論・採決を行います。

まず初めに、意見書（案）第10号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書（案）第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第10号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（福永 廣文君） 日程第6、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

三股町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期は、本年12月21日までであり、先般、選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項に基づく、通知が議長宛てに届いております。したがって、この選挙は地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、議会運営委員会において協議の結果、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。しばらく本会議を休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、三股町選挙管理委員会委員には穰所信博氏、岩元安子氏、竹ノ内徳夫氏、野崎英明氏の4名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を三股町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました穰所信博氏、岩元安子氏、竹ノ内徳夫氏、野崎英明氏の4名、以上の方が三股町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、三股町選挙管理委員会補充員には、第1補充員に櫻木満子氏、第2補充員に永徳政治氏、第3補充員に山下俊一氏、第4補充員に川嶋和豊氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を三股町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1補充員に櫻木満子氏、第2補充員に永徳政治氏、第3補充員に山下俊一氏、第4補充員に川嶋和豊氏の4名、以上の方が順序のとおり三股町選挙管理委員会補充員に当選されました。

直ちに、公文書をもって個人ごとに告知し、その承諾を求めることにいたします。

なお、万一本人の承諾が得られなかった場合には、次の議会において、その数だけの選挙を行うことといたします。

日程第7. 常任委員会の視察研修報告

○議長（福永 廣文君） 日程第7、常任委員会の視察研修報告を議題といたします。

初めに、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。楠原君。

[文教厚生常任委員長 楠原 更三 登壇]

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） 失礼します。文教厚生常任委員会の視察研修報告を行います。

9月27日から29日にかけて、岩手県紫波町及び遠野市への視察研修に行つてまいりました。

主な内容につきましては、議会だよりにて報告させていただいております。

この研修を終えて結論として言えることは、多くの自治体から注目される自治体に共通することであると思いますが、首長の強いリーダーシップが発揮されているということに改めて実感しました。

それは、紫波町においては、課題となっていた町中心部の再開発に1人の若者のアイデアを生かす決断を行ったこと、遠野市では市活性化のために独自規定を制定したことなどです。紫波町は、そのベッタウ的なところや農業を産業の中心に置いているというようなことなど、立地条件が本町と似通っています。また、産学官連携のもとに強力に推進されている駅周辺の再開発が、その手法とともに全国から注目されています。完成するのはまだ先であり、2弾、3弾の計画が予定されています。

本町の駅周辺部から五本松住宅跡地利用についても、十分に参考になる例であると思われました。

次に、遠野市は日本民俗学発祥の地として、本県の椎葉村と並び称されています。そこには、伝承されているものが数多く存在しており、その伝承されてきているものを地域の人々が活性化に大いに役立てている現実を目の当たりにすることができました。

本町は歴史的、学術的な資料が乏しいと言われていいます。しかし、遠野市の例を参考にするならば、本町でもこれまでと違った面の地域活性化のあり方が考えられるのではないかと感じ取れました。初版本の町史などを見ますと、伝承されてきたものが数多く掲載されています。これら以外にも町内に伝わるものを掘り起こし、子供たちに伝えていく活動をすることが、ふるさと三股を大切にすることを形成することにつながると確信できる研修となりました。

今回の研修で得られたこれらの気づきが今後の町政に生かされることを祈念して、研修報告とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 次に、総務産業常任委員会よりお願いいたします。池邊君。

[総務産業常任委員長 池邊 美紀君 登壇]

○総務産業常任委員長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員会の視察研修報告を行います。

研修日時は平成28年11月21日から22日の2日間、研修場所は佐賀県基山町と熊本県益城町と大津町であります。

まず、佐賀県基山町は鳥栖市と福岡県と隣接する町で、人口1万7,587人、面積が

2.2.1 平方キロメートルと非常にコンパクトな町であります。今回の視察目的は、定住促進と地域おこし協力隊の活用であります。

まず、定住促進についてであります。人口ビジョンごとに6つの基本目標を定めてあります。1、新たな雇用創出、2、通過点から交流拠点へ、3、子どもを育てたくなるまちを目指す、4、安心・安全をベースにしたまちづくり、5、自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり、6、高齢者・障害者にやさしいまち、ちなみに担当課長は財務省からの出向で、町の説明なども理路整然としており、問題点が浮き彫りにされて、これからの対策が明確にされておりました。

興味を引くものといましては、日本で初めて行う定住に向けた取り組み、定住・住みかえ支援機構JTIとの取り組みで、マイホーム借上げ制度というもので、賃料保証で終身借上げを行うというものであります。

目的のもう一つ、地域おこし協力隊は基山町に2名おられ、自主的、自発的な取り組みをさせてやる気を引き出しているとのことでした。拠点のまちなか公民館を中心に活動し、自主的なイベントも行い、中学生、高校生を巻き込んでのシャッターペイントを視察しましたが、町をにぎわせる力作でありました。

また、農業、工業、商業、観光を横断的にやってほしいという取り組みが列挙されており、業務のやるべきこととやりがいを両立させられるような仕組みがつけられてあります。

2人とも契約終了後、町に定住する意向だということでありました。

次に、2日目は、熊本震災の現場視察及び防災の観点で視察いたしました。

まず、熊本震災で大きな被害があった熊本城を見学、その被害の大きさは絶句するほどであり、修復まで何十年かかるか見通しさえできないという報道の意味がわかりました。

次に、益城町に向かったのですが、震災から7カ月たったというのに、途中からブルーシートをかけた屋根がふえてきて、崩壊している家並みがあちこちに見える状況であり、移動中、しんと静まり返るような重苦しい雰囲気益城町に入りました。

益城町では、益城復興市場・屋台村を視察、食事、弁当、お土産店のほか花屋、小物店、理髪店など15店舗で運営されておりました。

メッセージボードには、地震から力を合わせて復興するという熱い思いがたくさん書かれており、全国から来られてみんなで盛り上げようという思いが伝わりました。

その屋台村は仮設テントであります。給排水やガスの配管がしっかりとしておりました。そういったものを確認して、ローコストで数年期間限定の出店、商業の地域活性化という考えに立てば、三股町でも仮設テント施設を取り入れることができるのではないかという考えも及んだところあります。

続きまして、最後の場所は大津町、ここでは2種類の防災ベンチを研修いたしました。

一つは、炊き出しのかまどになるベンチ、燃料となるまきの倉庫は要りますけれども、急を要する炊き出しには使えるものでありました。それから、トイレになるベンチ、大地震など災害では給水がストップしてしまい、トイレが大きな問題になります。こちらは、目隠しを立てて簡易水洗になる仕組みで、下の配管は下水路につながっているものでした。

視察して、災害への備えと住民との情報共有が重要であり、もしもの場合の備えにより精神的な影響も最小限に抑えるということがわかりました。

最後に、崩落した阿蘇大橋近くまで行きました。潰れたままの建物が多く残る破滅的な光景に、行政に携わる者として、何年かかってもとの生活を取り戻すのか、いや、取り戻せるのだろうかと思いを飲んだところでありました。

2日間の総務産業常任委員会視察研修を通して、三股町で取り入れてもいいような内容が多数ありましたので、今後、個別的な提案などで、よりよい三股町づくりに生かしていきたいと感じたところであります。

以上、視察研修報告を終わります。

日程第8. 議員派遣について

○議長（福永 廣文君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

今後の議員派遣についてお諮りいたします。お配りしております議員派遣資料のとおり、明けて1月31日に高千穂町で開催される宮崎県町村議会議長会主催の時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思っておりますが、これについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。したがって、1月31日の高千穂町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了いたしました。9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時20分休憩

〔全員協議会〕

午前11時22分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----
○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成28年
第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 楠原 更三

署名議員 池田 克子